

第9期

佐倉市高齢者福祉・介護計画



令和6年3月
佐倉市

はじめに

わが国の高齢者人口は増加の一途をたどり、令和7年には団塊世代が75歳以上となり、後期高齢者人口が格段に増えることで、要支援・要介護認定者数も、更なる増加が見込まれています。

佐倉市においても、総人口が減少する中、高齢者の割合は令和8年には人口の34.3%に、令和22年には40.6%となることが見込まれており、超高齢社会を迎える中、様々な対策を進めていく必要があります。



令和6年度から8年度までを計画期間とする「第9期佐倉市高齢者福祉・介護計画」においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、安心して暮らせる住環境のもと、生きがい、介護予防、生活支援、介護等の分野を包括的に支援する「地域包括ケアシステム」の構築、推進に引き続き取り組むこととしております。

第8期計画期間中の新型コロナウイルス感染症の拡大による団体活動の自粛などに伴う、高齢者の孤立・孤独化などの課題や、市民からのアンケート結果、さらに国から示された基本指針等を踏まえ、「地域活動への参加の促進」「地域における包括的支援体制の整備・推進」「認知症にやさしい佐倉の推進」「介護保険制度の適正な運営」「介護人材の確保と業務効率化」の5つを重点施策として位置付けました。

このうち、コロナ等の影響で縮小された地域の団体活動に対し、再開に向けた支援などを行う「地域活動への参加の促進」、関係機関の連携により、安心して日常生活を送れるよう、包括的な支援体制を整備する「地域における包括的支援体制の整備・推進」、介護人材の確保に加え、介護サービス事業所のICT導入支援といった業務効率化にも取り組む「介護人材の確保と業務効率化」は、これまでの課題などを整理し、新規施策として位置付けたものです。

これら5つの重点施策を軸に、本計画に位置付けた施策を着実に進め、高齢者が、住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らし続けられる佐倉の実現を目指してまいります。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会委員の皆さまをはじめ、アンケート等を通じてご協力をいただきました市民の皆さま及び関係者の皆さまに厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

佐倉市長 西田三十五

目次

第Ⅰ部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 「基本指針」の改正内容	3
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定過程	6
6 計画の推進体制	9
第2章 佐倉市の高齢者を取り巻く現状	11
1 佐倉市の高齢者の状況	11
2 介護保険サービスの現状	14
3 アンケート調査結果からみた現状	16
4 第8期計画の評価及び課題	41
第3章 計画の基本的な考え方	45
1 基本理念と基本目標	45
2 計画の体系	47
3 重点施策	48
4 日常生活圏域	50
5 地域包括ケアシステム構築の推進、深化	53
第Ⅱ部 施策	55
第1章 「生きがい・介護予防」	56
1 生きがい支援	56
2 いきいき健康づくり	62
3 介護予防の総合的な推進	64
第2章 「安心な生活の確保」	69
1 安心できる在宅福祉サービスの提供	69
2 認知症にやさしい佐倉の推進	74
3 在宅医療・介護の連携と推進	80
4 権利擁護と地域での見守り	81
5 在宅生活を支える体制の充実	83

6	高齢者が暮らしやすい住環境の整備.....	85
7	地域包括支援センターの運営	88
8	災害・感染症対策の推進.....	93
第3章	「介護」	95
1	介護保険制度の適正な運営	95
2	介護人材の確保と業務効率化	100
第Ⅲ部	介護保険サービス量と介護保険料	101
第1章	介護保険サービス見込量.....	102
1	佐倉市の介護保険事業の特徴（令和5年度）	102
2	被保険者数と要支援・要介護認定者数の推計	108
3	介護保険サービス等の見込み	109
4	施設整備計画.....	118
第2章	介護保険事業費と介護保険料.....	119
1	介護サービス見込量及び介護保険料の算定手順	119
2	介護保険の財源内訳	120
3	介護保険給付費見込額	121
4	保険料必要額の算定	123
5	第1号被保険者の介護保険料	125
資料編	128	

第 I 部 総論



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の高齢者人口（65歳以上の人口）は近年増加の一途であり、令和2年（2020年）の国勢調査では高齢化率は28.6%となっています。また、令和7年（2025年）にはいわゆる団塊世代が75歳以上となり、令和52年（2070年）には国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢社会を迎えることが見込まれています。全国で見れば、65歳以上人口は令和25年（2043年）を越えるまで、75歳以上人口は令和37年（2055年）まで増加傾向が続きます。そして要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は、令和17年（2035年）まで75歳以上人口の増加率を上回る勢いで増加し、令和42年（2060年）頃まで増加傾向が続くことが見込まれています。

一方で、今後急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成等の変化は地域ごとに異なっており、地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの構築を推進していくことが求められています。

佐倉市は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までを計画期間とする「第8期佐倉市高齢者福祉・介護計画」において、基本理念『みんなで支え合い、よろこびが生まれる都市・佐倉』のもとに、基本目標『可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築、推進を図る。』を実現するため、令和7年（2025年）を見据えて、認知症対策や介護予防、生きがいつくり、介護サービスの充実等に取り組んできました。

続く令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までを計画期間とする「第9期佐倉市高齢者福祉・介護計画」は、厚生労働大臣が定める「基本指針」を踏まえ、令和7年（2025年）に加えて令和22年（2040年）を視野に入れながら、中長期的な介護保険のサービス給付や保険料水準の推計、「地域包括ケアシステム」の構築の推進、深化を図るとともに「地域共生社会」を目指す計画として策定します。

2 「基本指針」の改正内容

介護保険法の規定により厚生労働大臣が定める「基本指針」は、市町村介護保険事業計画策定のガイドラインを示すものです。第9期計画の策定にあたり、次の項目を「記載を充実する事項」とする「基本指針」の改正が行われています。

なお、各事項の説明は概略となります。

◆第9期介護保険事業の基本指針の基本的な考え方

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所の在り方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みを、サービス提供事業者を含めた地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待

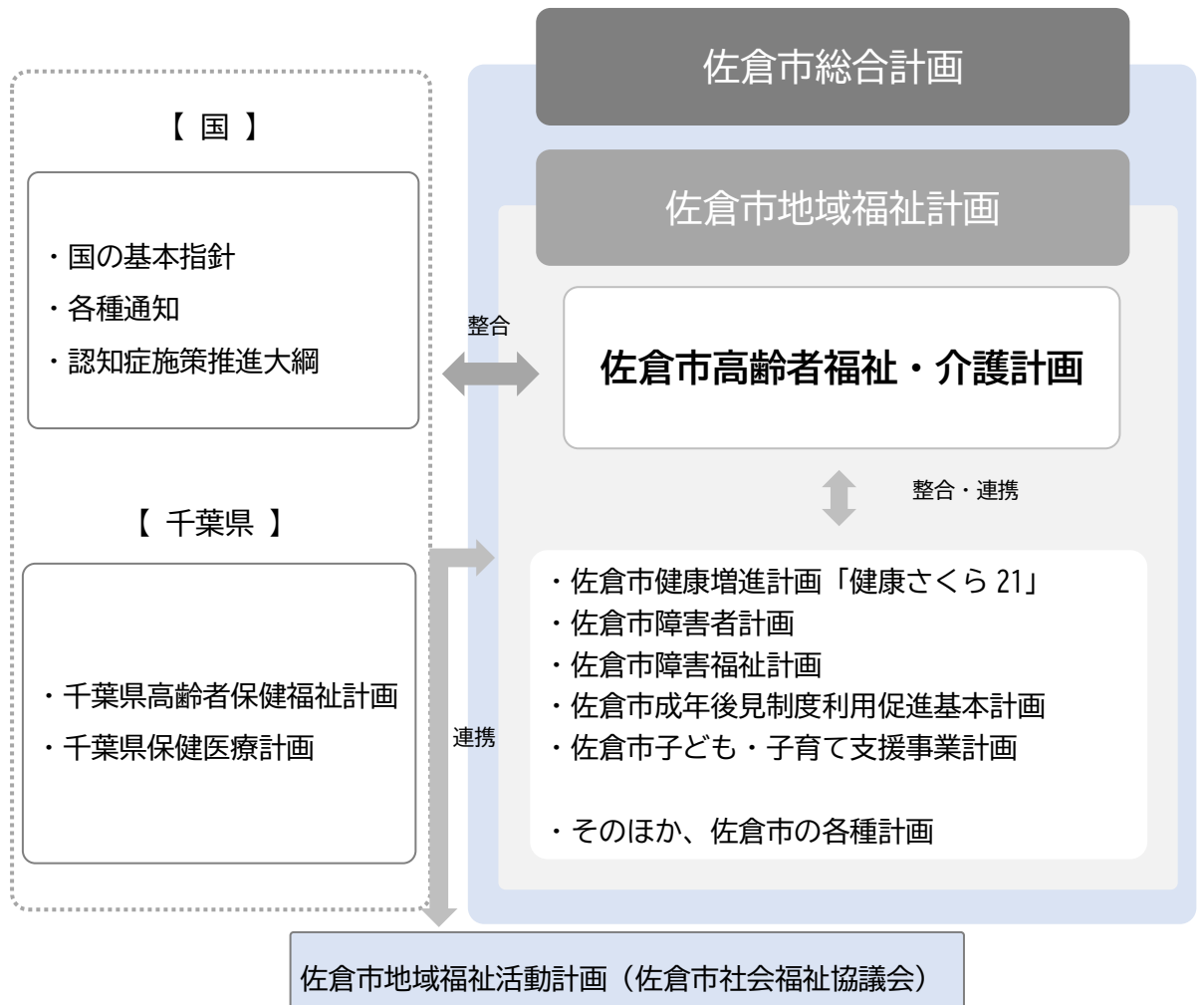
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
 - ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備
 - ③ 保険者機能の強化
 - ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化
3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上
- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
 - ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進
 - ・介護サービス事業所の財務状況等の見える化を推進

3 計画の位置付け

本計画は、佐倉市の高齢者福祉及び介護保険事業運営にかかる基本理念・基本目標を定めるとともに、その実現のための施策を定めるために策定するものです。

老人福祉計画（高齢者福祉計画）は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画であり、介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、市町村が行う介護保険事業を円滑に実施するための計画です。両計画は一体として策定することがそれぞれの法律で定められています。

また、本計画は、佐倉市総合計画における高齢者福祉分野の個別計画として位置付けられるとともに、福祉の基盤計画である佐倉市地域福祉計画の基本理念に基づき策定する行政計画です。千葉県の定める計画との整合を図るとともに、高齢者福祉等に関連する他の個別計画との整合を図り策定しています。



4 計画の期間

本計画の対象期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間です。

全国的に高齢者数がピークとなると推計される令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図ることができるものとしします。

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第8期佐倉市高齢者福祉 ・介護計画 2021～2023			第9期佐倉市高齢者福祉 ・介護計画 2024～2026			第10期佐倉市高齢者福祉 ・介護計画 2027～2029		

5 計画の策定過程

本計画の策定にあたっては、市内在住の高齢者に対する「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」や「在宅介護実態調査」、「介護サービス事業者に対する事業参入意向調査」や「介護人材の確保・定着に関する調査」、「介護労働者の実態及び意向調査」、「介護サービス未利用者と特別養護老人ホーム入所希望者への利用意向調査」を実施し、高齢者の健康状態や生活状況、介護職場の実態等を分析するとともに、統計資料や既存計画の振り返りにより課題を抽出し、策定の基礎資料としました。

これらの資料をもとに、公募市民や医療・福祉・介護の各分野の代表等からなる「佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会」において、委員の意見を求め、計画を検討しました。

(1) 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会

佐倉市高齢者福祉・介護計画に基づく施策や事業推進のため、効果的な運用を期することを目的に設置された機関で、医療、福祉、介護の各分野の代表と、学識経験者及び公募市民による委員で構成されており、規定計画の進捗状況を確認するとともに、あらたな計画策定に向けた各段階において、方針や目標、施策の内容などについて審議しました。

【開催状況】

- ◇ 令和3年度 第1回 懇話会【令和3年6月21日】
 - (1)副会長の選任について
 - (2)令和2年度佐倉市高齢者福祉の状況について
 - (3)令和2年度介護保険事業の実績について
- ◇ 令和3年度 第2回 懇話会【令和3年12月8日】
 - (1)令和3年度地域包括支援センターの事業評価結果について
 - (2)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)及び地域密着型サービス事業所整備法人の公募について
- ◇ 令和3年度 第3回 懇話会【令和4年3月18日】
 - (1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)及び地域密着型サービス事業所整備法人の公募にかかる選考について
 - (2)令和4年度地域包括支援センターの運営方針(案)について
- ◇ 令和4年度 第1回 懇話会【令和4年5月19日】
 - (1)佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会の所掌事務について
 - (2)佐倉市の高齢者福祉及び介護保険の概況について
 - (3)地域密着型サービス事業所整備法人の公募について
 - (4)今後のスケジュールについて
- ◇ 令和4年度 第2回 懇話会【令和4年8月4日】
 - (1)地域密着型サービス事業所整備法人にかかる選考について
 - (2)令和3年度高齢者福祉・介護計画の進行管理・点検評価について
 - (3)令和3年度介護保険事業の実績について
- ◇ 令和4年度 第3回 懇話会【令和4年12月20日】
 - (1)令和4年度地域包括支援センター事業評価結果について
 - (2)第9期介護保険事業計画(高齢者福祉・介護計画)に向けた調査の実施について
- ◇ 令和4年度 第4回 懇話会【令和5年3月14日】
 - (1)令和5年度佐倉市地域包括支援センター運営方針(案)について
 - (2)第9期高齢者福祉・介護計画策定に向けたスケジュール(案)について
- ◇ 令和5年度 第1回 懇話会【令和5年6月1日】
 - (1)副会長の選任について
 - (2)地域密着型サービス事業所整備法人の公募について
 - (3)第9期計画策定に向けた情報について
- ◇ 令和5年度 第2回 懇話会【令和5年8月10日】
 - (1)地域密着型サービス事業所整備法人の公募結果について
 - (2)令和4年度高齢者福祉・介護計画の進行管理・点検評価について
 - (3)令和4年度介護保険事業の実績について
 - (4)第9期計画策定に向けた調査の結果(概要)について
- ◇ 令和5年度 第3回 懇話会【令和5年11月8日】
 - (1)第9期計画策定の骨子・素案について
- ◇ 令和5年度 第4回 懇話会【令和5年12月21日】
 - (1)令和5年度地域包括支援センター事業評価結果について
 - (2)第9期高齢者福祉・介護計画(案)について
- ◇ 令和5年度 第5回 懇話会【令和6年3月14日】
 - (1)令和6年度佐倉市地域包括支援センター運営方針(案)について
 - (2)第9期高齢者福祉・介護計画について

(2) 市民等への実態・意向調査

現在の状況や求めているニーズ、今後の課題などについて把握するため、市民などに対して、各種の実態や意向調査を実施し、それらの結果を分析、整理したうえで、今後の施策に反映すべく、計画の内容について検討しました。

(3) 庁内担当職員間の協議検討

高齢者福祉課及び介護保険課の担当職員間により、前計画の振り返りや統計等を基に、今後の施策内容やそれを踏まえた計画の原案作成について検討したのち、関係する各課とも調整を図り、計画の内容全体の協議、検討を進めました。

(4) パブリックコメントの実施

計画案について、ホームページ等で公表し、市民からの意見を募り、提出された意見に対する市の考え方を公表しました。

6 計画の推進体制

(1) 情報提供と相談窓口の充実

① 介護保険やサービス等に関する情報の広報

利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、広報、パンフレット等を発行し、サービスの利用・契約に役立つ知識やサービス事業者情報等を提供・周知します。また、利用者や介護者相互間の情報交換の機会づくりを整備します。

② 相談窓口の充実

相談及び苦情等に対し迅速かつ適切に対応できるよう、地域包括支援センターを中心として、市の窓口及び民生委員・児童委員等の関係機関等との連携による体制づくりを強化します。

(2) 連携体制の強化

① 庁内の連携体制

高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、介護保険事業の円滑な運営とともに、保健・福祉・医療の分野だけではなく、生涯学習、文化・スポーツ、都市基盤、生活空間等、庁内関連部局との連携を強化し、各種施策・事業による総合的な支援に取り組みます。

② 地域との協働体制

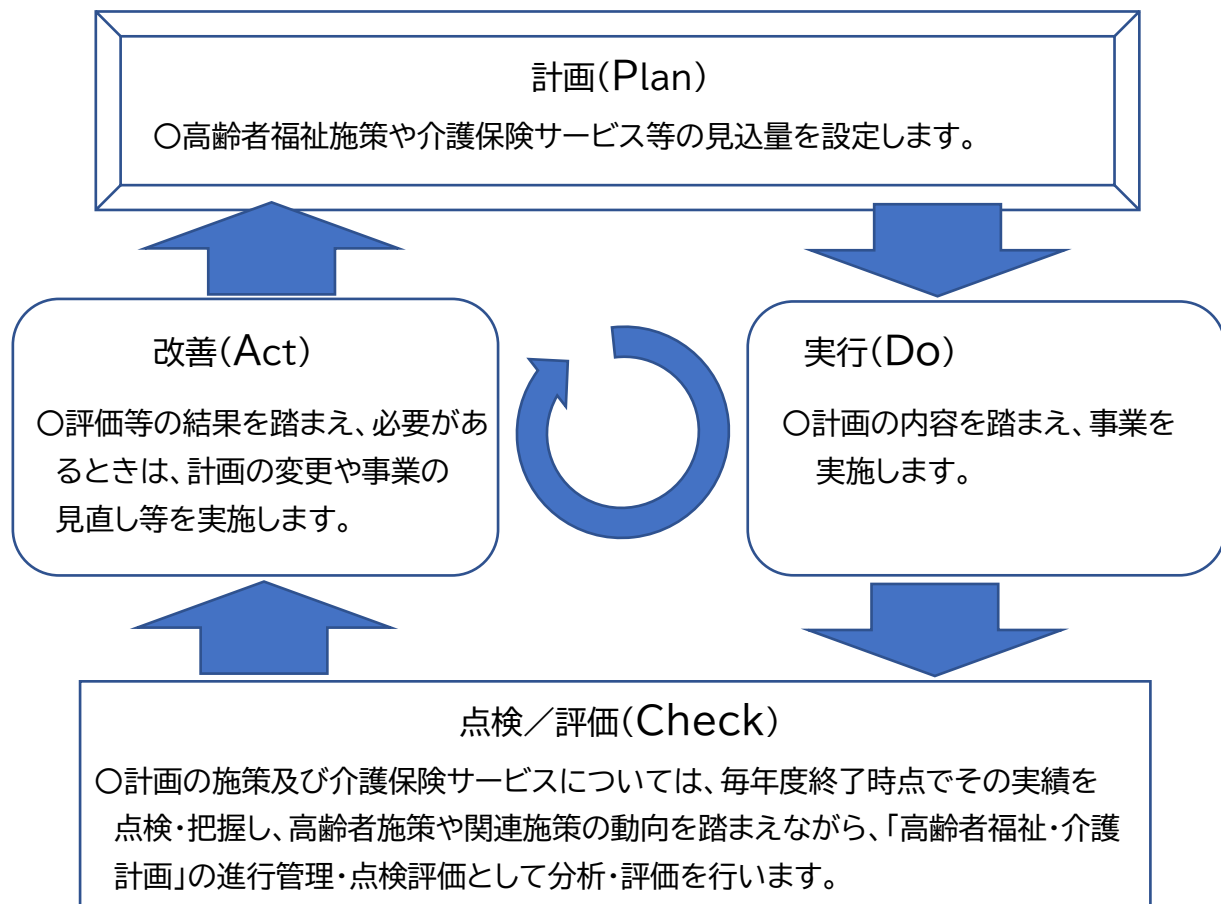
高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、行政はもちろんのこと、市民、関連機関、企業等の事業者、地域の各主体が役割を持ち、地域全体で高齢者を支える取組を進めることが重要となります。

(3) 進捗状況の把握・評価

本計画に基づく事業の実施状況や効果、課題などについては、関係会議において報告・協議し、事業が円滑に実施されるよう引き続き努めていきます。

また、得られた評価や課題については、適正な事業実施を図るため、運営や計画の見直し時に反映をしてPDCAサイクル（P計画－D実行－C点検/評価－A改善）による効率的な進行管理を佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会が主体となって実施します。

○ PDCA サイクルのイメージ



「住民からの視点」

項目：計画全般や各種サービスの周知度、サービス利用の感想、行政・事業者等に対する要望・苦情など

手段：アンケート調査、各種相談事業など

「行政からの視点」

項目：計画全般の達成度、介護保険サービスの利用状況、介護保険会計の動向など

手段：月次統計など

「事業者からの視点」

項目：サービスの利用動向、地域との連携状況など

手段：アンケート調査など

(4) 計画の見直し

計画の最終年度の令和8年度（2026年度）は、次期計画策定の年度にあたります。社会福祉制度をめぐる情勢の変化やアンケート調査、それまでに聴取した意見・提言を取り入れ、計画の見直しを行います。



佐倉市の高齢者を取り巻く現状

1 佐倉市の高齢者の状況

(1) 佐倉市の人口と高齢化率の推移と推計

本市の人口は、令和5年（2023年）9月末現在170,508人であり、今後、減少傾向が続くことが予想されています。一方、65歳以上の全人口に対する高齢者の割合は、引き続き増加が続き、令和8年（2026年）には全人口の34.3%に、令和22年（2040年）には40.6%になる見込みです。

高齢者のうち65～74歳の前期高齢者人口は、令和8年（2026年）まで減少していくのに対し、75歳以上の後期高齢者人口は増え続け、令和8年には全人口の5人に1人の割合となることを見込まれています。なお、令和22年には、高齢者全体の人口は52,968人と令和8年よりも減少する見込みですが、後期高齢者人口が減少するのに対し、前期高齢者人口は増加する見込みとなっています。

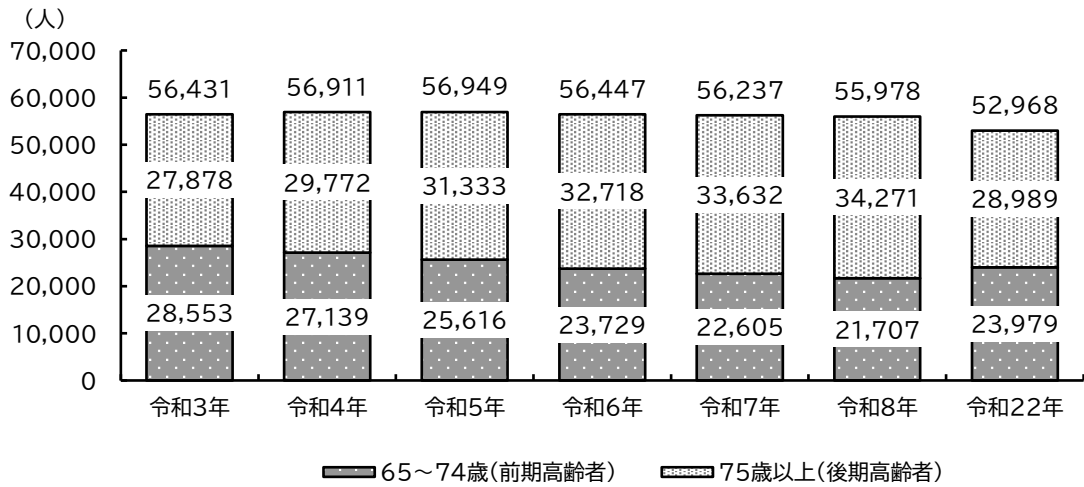
佐倉市の人口の推移と推計

単位：人

区分	実績			推計			
	第8期			第9期			第14期
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)
全人口	172,478	171,571	170,508	167,084	165,228	163,298	130,434
40歳未満	57,726 33.5%	56,535 33.0%	55,601 32.6%	53,093 31.8%	51,809 31.4%	50,563 31.0%	36,699 28.1%
40～64歳	58,321 33.8%	58,125 33.9%	57,958 34.0%	57,544 34.4%	57,182 34.6%	56,757 34.8%	40,767 31.3%
65歳以上	56,431 32.7%	56,911 33.2%	56,949 33.4%	56,447 33.8%	56,237 34.0%	55,978 34.3%	52,968 40.6%
65～74歳	28,553 16.6%	27,139 15.8%	25,616 15.0%	23,729 14.2%	22,605 13.7%	21,707 13.3%	23,979 18.4%
75歳以上	27,878 16.2%	29,772 17.4%	31,333 18.4%	32,718 19.6%	33,632 20.4%	34,271 21.0%	28,989 22.2%

※ 令和5年9月末時点の住民基本台帳人口を基準としており、佐倉市人口ビジョンの推計人口とは異なります。
 実績：各年9月末時点の住民基本台帳人口(外国人人口を含む)
 推計：令和6年以降は住民基本台帳人口によるコーホート変化率法で算出

前期高齢者人口と後期高齢者人口の推移と推計

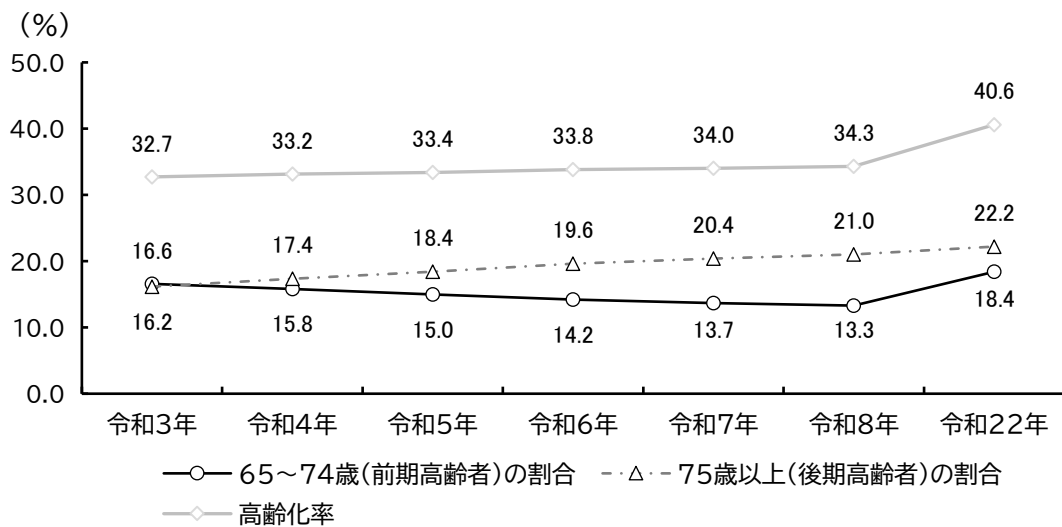


資料：実績値は住民基本台帳（各年9月末現在）
推計値は住民基本台帳人口によるコーホート変化率法で算出

全人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率は、令和5年（2023年）9月末現在の33.4%から、令和7年（2025年）には34.0%、令和22年（2040年）には40.6%の割合となることを見込まれています。

また、全人口に占める75歳以上の後期高齢者人口の割合も、令和5年の18.4%から、令和7年には20.4%、令和22年には22.2%と、前期高齢者の割合を上回った割合で推移すると推計されています。

高齢化率の推移と推計



資料：実績値は住民基本台帳（各年9月末現在）
推計値は住民基本台帳人口によるコーホート変化率法で算出

【参考】65歳以上人口の年齢区分ごと推移と推計

単位：人

区分	実績			推計			
	第8期			第9期			第14期
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)
65歳以上人口	56,431	56,911	56,949	56,447	56,237	55,978	52,968
65～74歳	28,553 16.6%	27,139 15.7%	25,616 15.0%	23,729 14.2%	22,605 13.7%	21,707 13.3%	23,979 18.4%
75～84歳	20,519 11.9%	21,797 12.7%	23,003 16.4%	24,497 14.7%	24,918 15.1%	24,925 15.3%	16,509 12.7%
85歳以上	7,359 4.3%	7,975 4.6%	8,330 4.9%	8,221 4.9%	8,714 5.3%	9,346 5.7%	12,480 9.6%

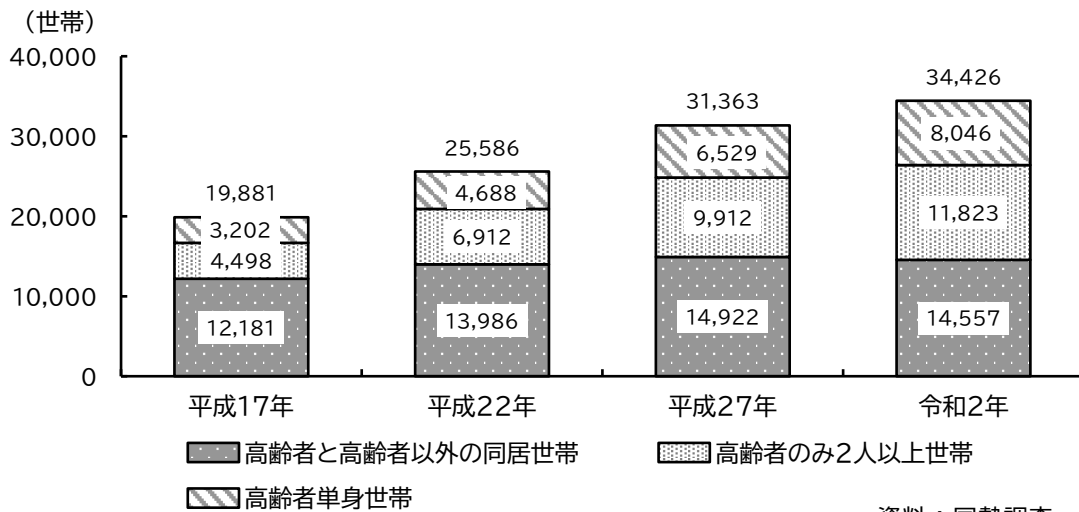
資料：実績値は住民基本台帳（各年9月末現在）
推計値は住民基本台帳人口によるコーホート変化率法で算出

後期高齢者のうち、85歳以上になると介護給付の利用割合が非常に高まることから、85歳以上人口の推移についても注視していく必要があります。

(2) 高齢者世帯の状況

5年ごとに実施される国勢調査の結果に基づく高齢者世帯の状況については、令和2年（2020年）では、高齢者単身世帯が8,046世帯、高齢者のみ2人以上世帯が11,823世帯となっており、どちらの世帯も平成22年（2010年）と比較して約2倍に増加しています。

高齢者世帯数の推移

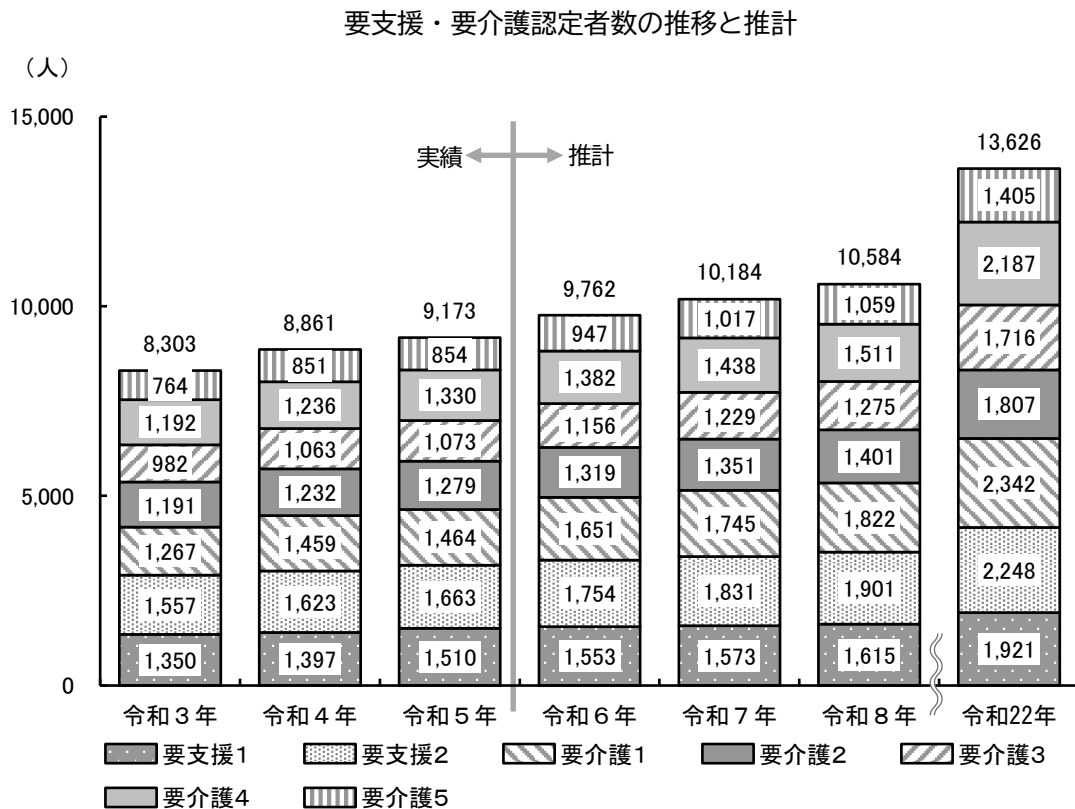


資料：国勢調査

2 介護保険サービスの現状

(1) 要介護・要支援認定数の推移と推計

令和5年(2023年)9月末現在、要支援・要介護認定を受けているかたは9,173人で、このうち65歳以上の第1号被保険者は8,965人です。同月末現在の65歳以上人口が56,949人であるため、65歳以上の高齢者のうち15.7%のかたが、要支援・要介護認定を受けていることになります。



資料：実績値は介護保険事業状況報告の各年度9月分
推計値は厚生労働省「見える化」システムを活用して算出

(2) 介護サービス受給状況

居宅介護（介護予防）サービスの受給者は5,027人で、利用されているサービスの54.8%を占めており、最も利用されているサービスとなっています。

また、地域密着型（介護予防）サービスの受給者は929人で、利用されているサービスの10.1%を占めています。

施設介護サービスの受給者は1,309人で、利用されているサービスの14.3%を占めています。

居宅介護（予防）サービス受給状況

単位：人

区分	予防給付		介護給付					合計	
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
要支援・要介護 認定者数	1,510 100.0%	1,663 100.0%	1,464 100.0%	1,279 100.0%	1,073 100.0%	1,330 100.0%	854 100.0%	9,173 100.0%	
居宅介護(介護 予防)サービス	376 24.9%	789 47.4%	1,108 75.7%	1,021 79.8%	708 66.0%	663 49.8%	362 42.4%	5,027 54.8%	
地域密着型(介護 予防)サービス	1 0.1%	1 0.1%	316 21.6%	237 18.5%	153 14.3%	137 10.3%	84 9.8%	929 10.1%	
施設 介護 サービス	介護老人福祉 施設	0 0.0%	0 0.0%	5 0.3%	12 0.9%	191 17.8%	379 28.5%	275 32.2%	862 9.4%
	介護老人保健 施設	0 0.0%	0 0.0%	35 2.4%	79 6.2%	94 8.8%	147 11.1%	84 9.8%	439 4.8%
	介護療養型 医療施設	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.1%	1 0.0%
	介護医療院	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.2%	3 0.2%	5 0.6%	10 0.1%
	計	0 0.0%	0 0.0%	40 2.7%	91 7.1%	286 26.7%	528 39.7%	364 42.6%	1,309 14.3%

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」（令和5年9月末現在）

3 アンケート調査結果からみた現状

(1) 調査の概要

第9期佐倉市高齢者福祉・介護計画の策定の基礎資料とすることを目的として、市民や介護保険サービス事業所などを対象に、現在の状況や制度に対するご意見などを伺う各種調査を実施しました。

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

目的：第9期佐倉市高齢者福祉・介護計画の検討資料とするために実施しました。

対象：65歳以上の要支援者、総合事業対象者及び一般高齢者 3,500人

期間：令和5年4月20日～令和5年5月20日

方法：郵送による発送・回収

配布数：3,500、有効回収数2,352（回収率：67.2%）

② 在宅介護実態調査

目的：「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方の把握方法等を検討するため、実施しました。

対象：調査期間中に更新や区分変更で認定調査を受けた在宅生活の要支援・要介護者

期間：令和4年11月18日～令和5年6月30日

方法：郵送による発送・回収

配布数：2,692、有効回収数：998（回収率：37.1%）

※ 認定データとの関連付けを行うことができた有効回答数は 830票

③ 事業参入意向調査

目的：市内における介護保険サービス事業所の新設意向を調査し、整備計画の参考資料とするため、実施しました。

対象：市内で介護保険サービス事業所を運営している法人

期間：令和5年5月1日～6月15日

方法：電子メールで配布、ちば電子申請サービスによる回答

配布数：100、有効回収数：7（参入意向がある事業所のみ回答）

④ 介護人材の確保・定着に関する実態調査

目的：介護サービスの提供能力を確認すること及び人材の確保・定着に関する有効な手段を確認するため、実施しました。

対象：市内の介護保険サービス事業所

期間：令和5年5月1日～6月15日

方法：電子メールで配布、ちば電子申請サービスによる回答

配布数：194事業所、有効回収数：68（回収率：35.1%）

⑤ 介護労働者の実態及び意識調査

目的：人材の確保・定着に関する有効な手段を確認するため及び介護労働者の処遇改善策の検討資料とするため、実施しました。

対象：市内の介護保険サービス事業所に就労している、主任又はリーダー職以上の職員（実務経験5年程度以上、各事業所5人以下）、一般職員（実務経験5年程度未満、各事業所5人以下）

期間：令和5年5月1日～6月15日

方法：電子メールで配布、ちば電子申請サービスによる回答

回答数：226人

⑥ 介護サービス利用意向調査（介護サービス未利用者）

目的：介護サービス未利用者の実態を確認するため、実施しました。

対象：市内に在住し、介護認定を受けているサービス未利用者（過去1年）

期間：令和5年6月1日～6月30日

方法：郵送による発送・回収のほか、ちば電子申請サービスによる回答

配布数：1,197、有効回収数：567（回収率：47.4%）

⑦ 介護サービス利用意向調査（特別養護老人ホーム入所希望者）

目的：入所希望を確認し、特別養護老人ホーム整備計画の検討資料とするため、実施しました。

対象：市内に在住し、特別養護老人ホームに入所希望している者

期間：令和5年5月22日～6月30日

方法：郵送による発送・回収

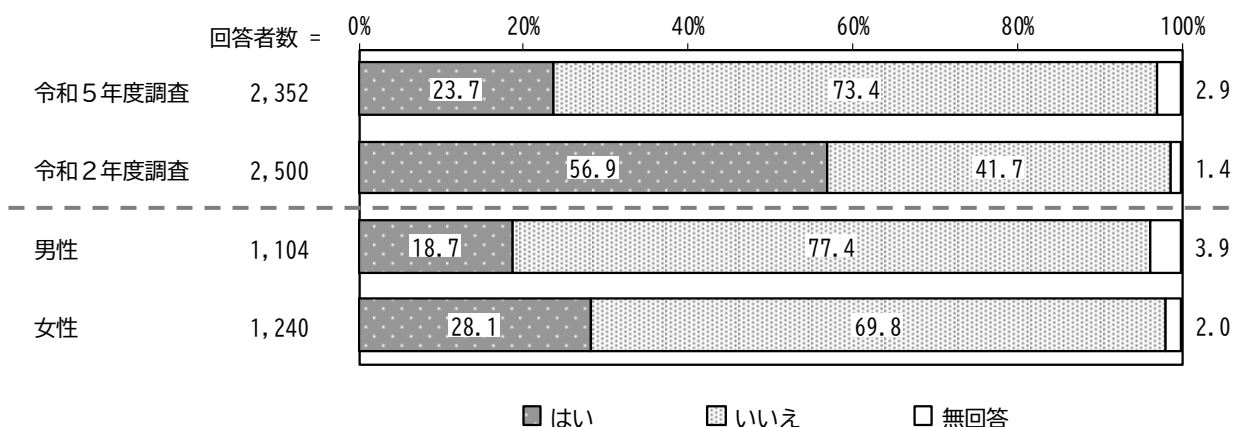
配布数：345、有効回収数：129（回収率：37.4%）

(2) 調査結果

(2) - 1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

① 新型コロナウイルス感染症流行の影響による外出控えについて

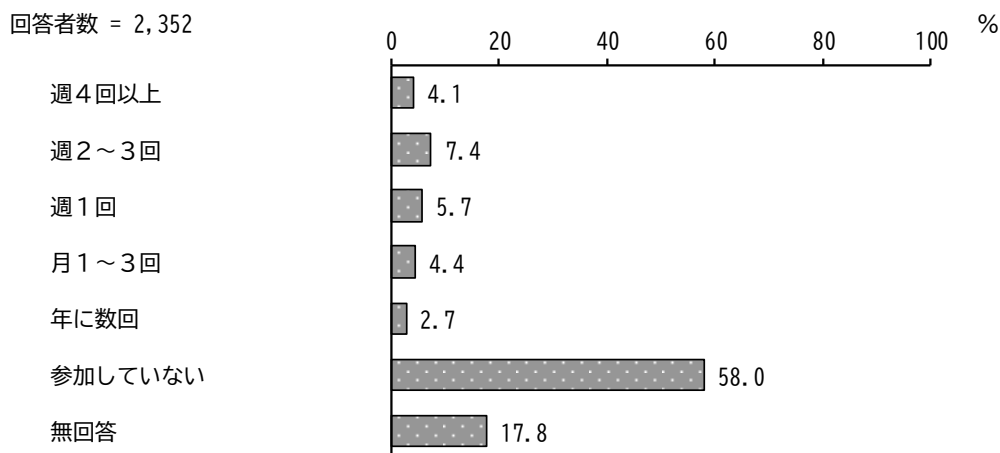
外出を控えている人は23.7%ですが、前回の56.9%に比べて半分以下となっています。また、外出を控えていない人は、前回41.7%が今回は73.4%と大幅に増加しています。これらは、新型コロナウイルス感染症による外出自粛をしなくなった人が多いことを示しています。



② 地域における活動の参加頻度について

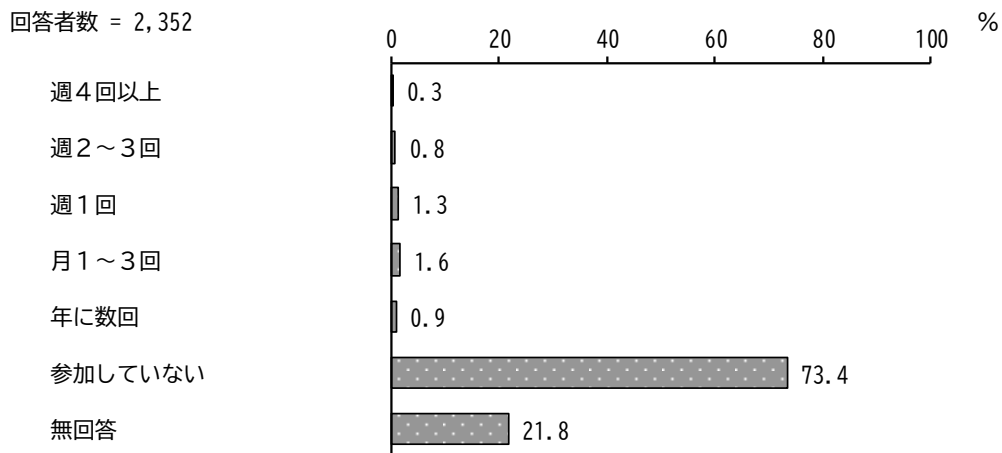
ア スポーツ関係のグループやクラブの参加頻度

「参加していない」の割合が58.0%と最も高く、週1回以上参加している方の割合は17.2%となっています。



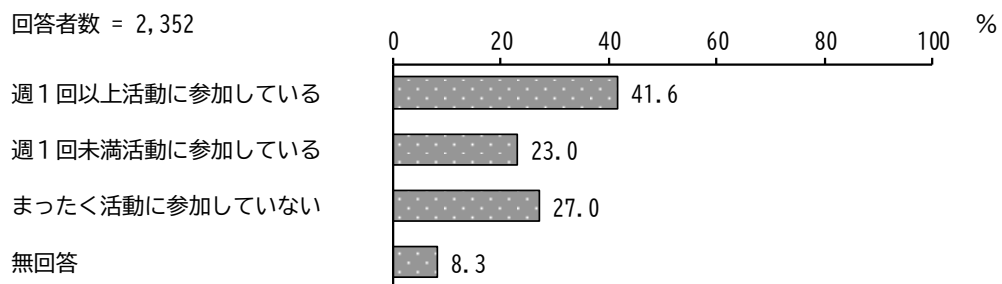
イ 介護予防のための通いの場の参加頻度

「参加していない」の割合が73.4%と最も高く、週1回以上参加している方の割合は2.4%と低くなっています。



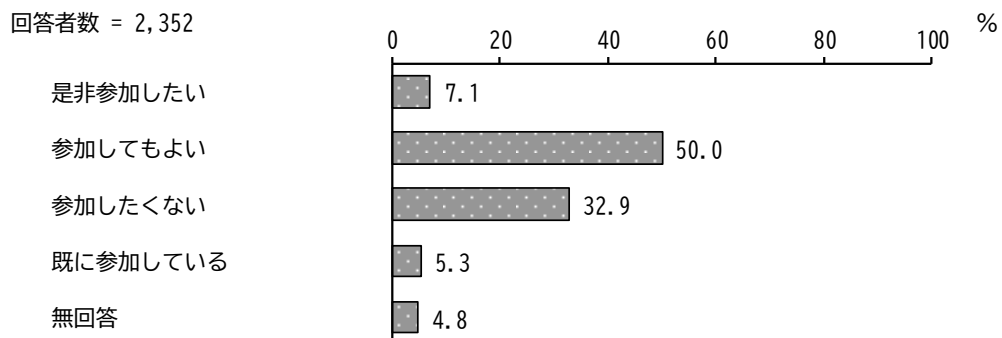
ウ 地域活動への参加状況（全般）

「週1回以上活動に参加している」の割合が41.6%と最も高く、次いで「まったく活動に参加していない」の割合が27.0%、「週1回未満活動に参加している」の割合が23.0%となっています。



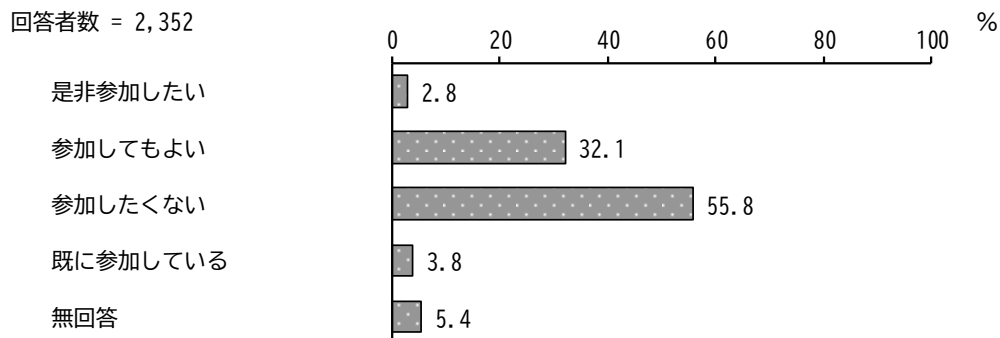
エ 地域でのグループ活動への参加者としての参加意向

「参加してもよい」の割合が50.0%と最も高く、次いで「参加したくない」の割合が32.9%となっています。



オ 地域でのグループ活動への企画・運営（お世話役）としての参加意向

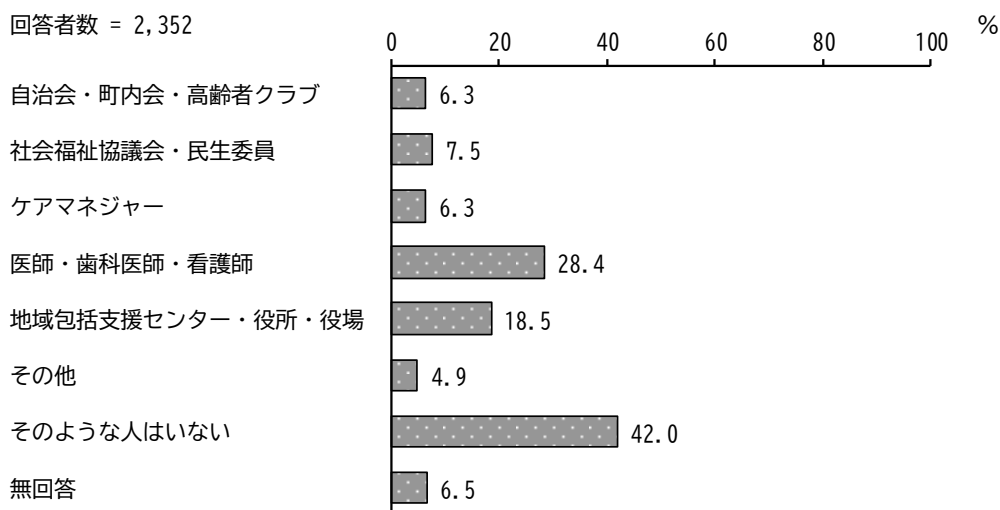
「参加したくない」の割合が55.8%と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が32.1%となっています。



③ たすけあいについて

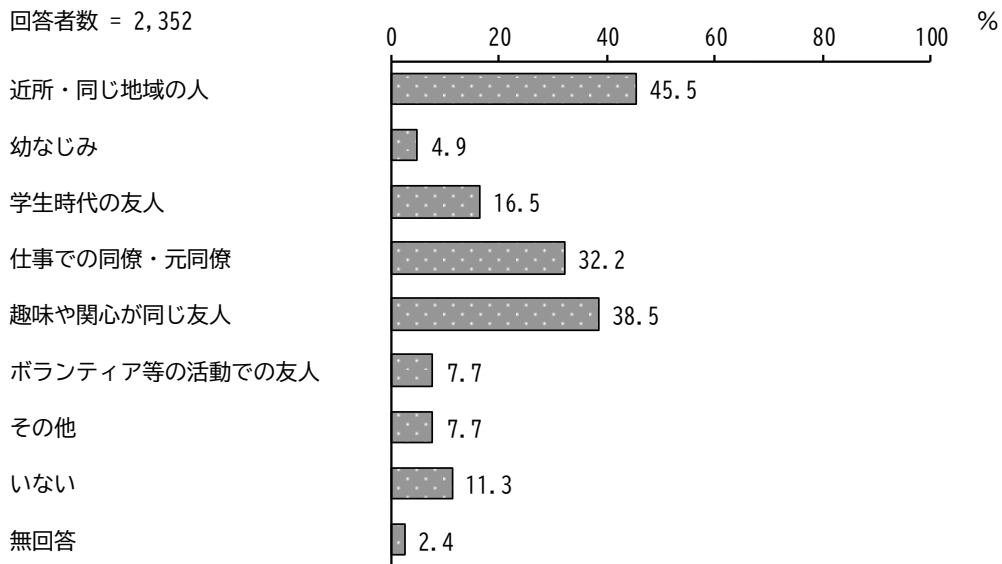
ア 家族や友人・知人以外の相談相手

「そのような人はいない」の割合が42.0%と最も高く、次いで「医師・歯科医師・看護師」の割合が28.4%、「地域包括支援センター・役所・役場」の割合が18.5%となっています。



イ よく会う友人・知人との関係

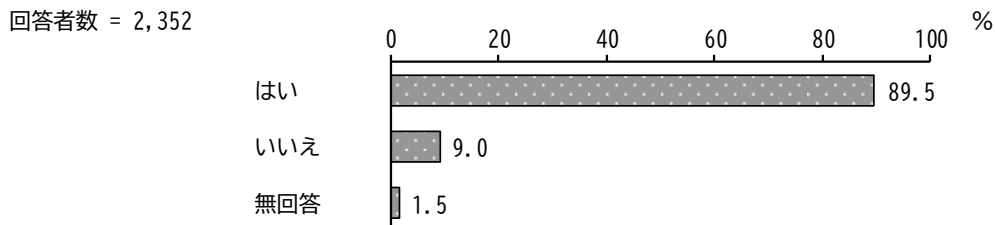
「近所・同じ地域の人」の割合が45.5%と最も高く、次いで「趣味や関心が同じ友人」の割合が38.5%、「仕事での同僚・元同僚」の割合が32.2%となっています。



④ 健康について

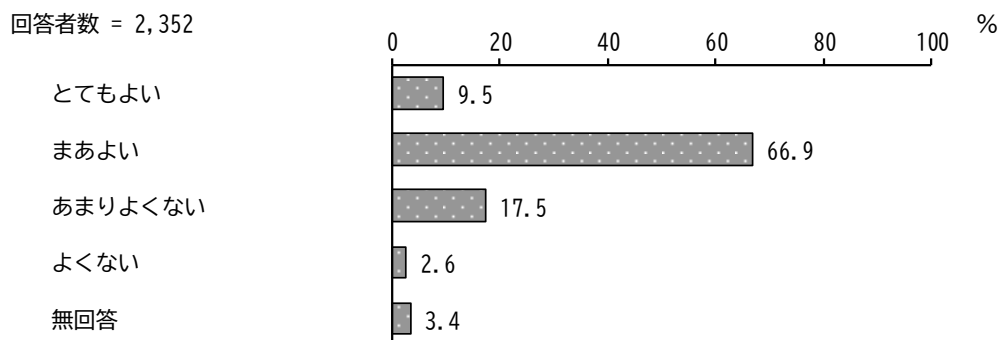
ア 健康に関する情報の関心の有無

「はい」の割合が89.5%、「いいえ」の割合が9.0%となっています。



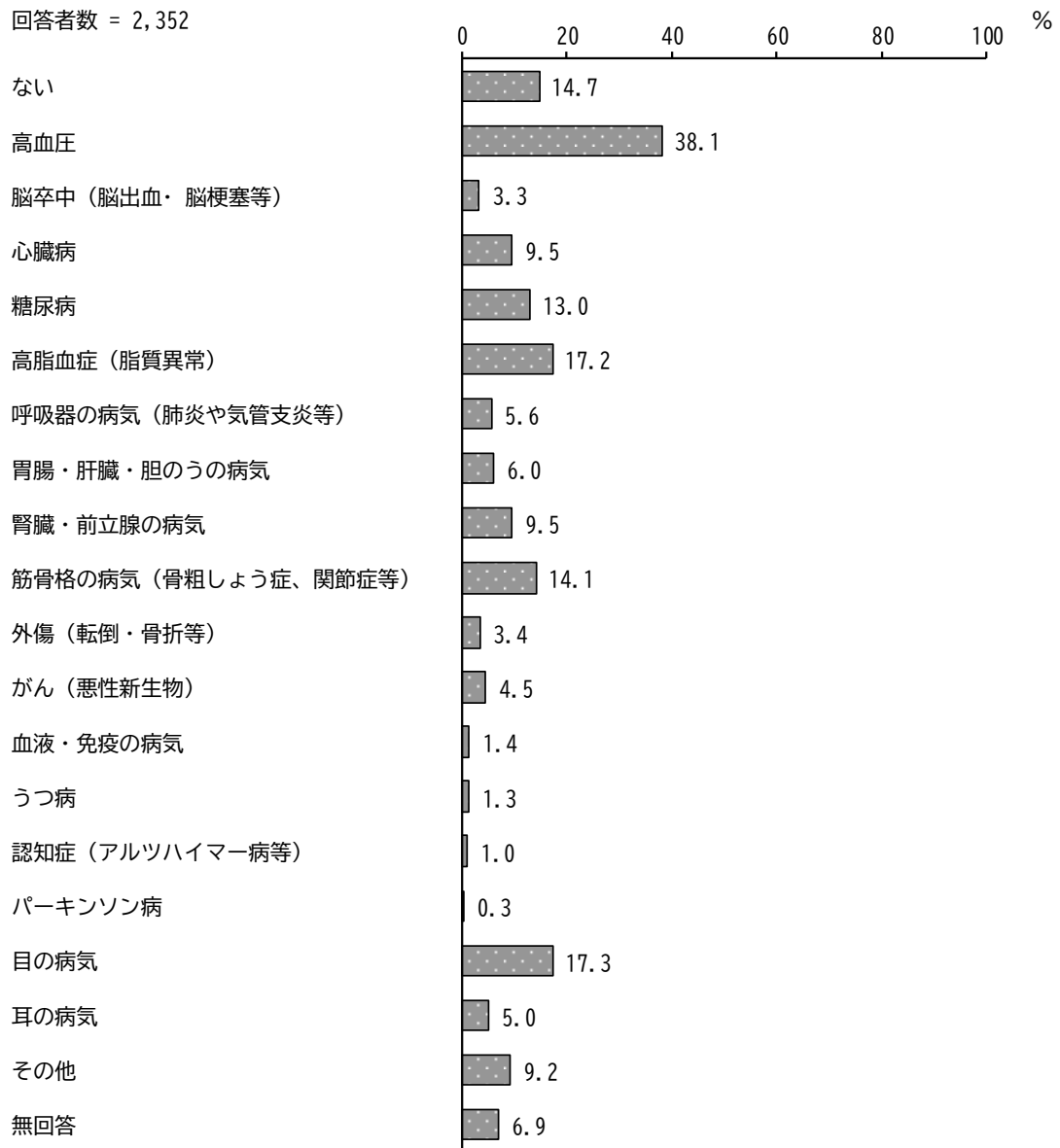
イ 健康状態

「まあよい」の割合が66.9%と最も高く、次いで「あまりよくない」の割合が17.5%となっています。



ウ 現在治療中または後遺症のある病気（複数回答）

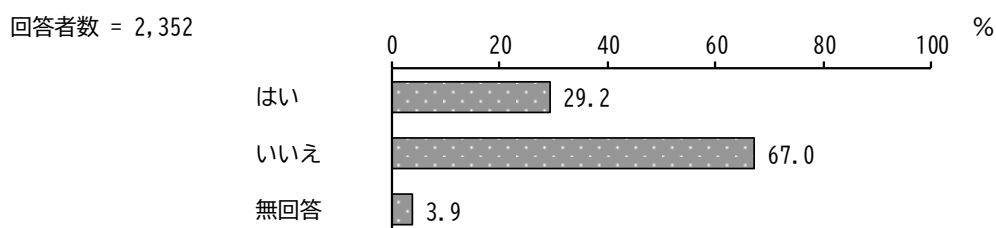
「高血圧」の割合が38.1%と最も高く、次いで「目の病気」の割合が17.3%、「高脂血症（脂質異常）」の割合が17.2%となっています。



⑤ 認知症について

ア 相談窓口の認知度

「はい」の割合が29.2%、「いいえ」の割合が67.0%となっています。

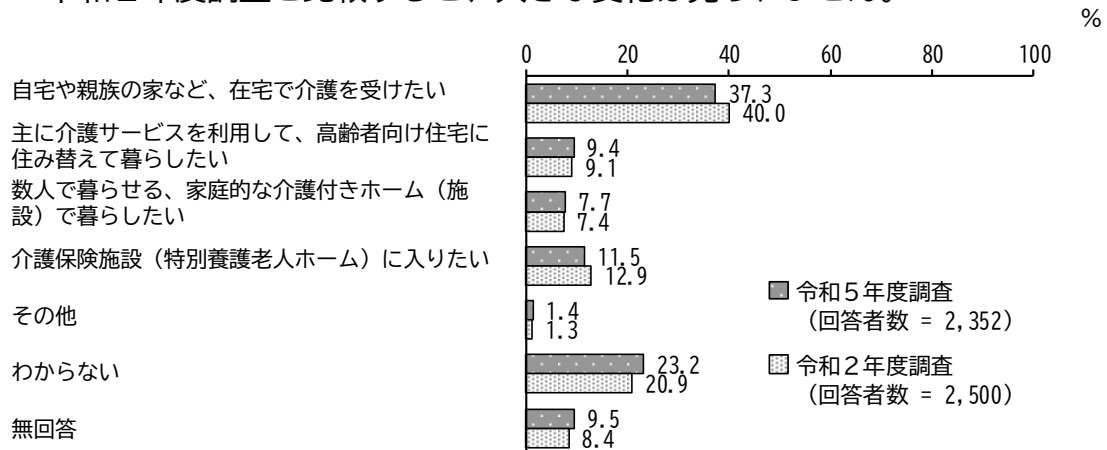


⑥ 介護保険制度にかかわる施策について

ア 介護を希望する場所

「自宅や親族の家など、在宅で介護を受けたい」の割合が37.3%と最も高く、次いで「わからない」の割合が23.2%、「介護保険施設（特別養護老人ホーム）に入りたい」の割合が11.5%となっています。

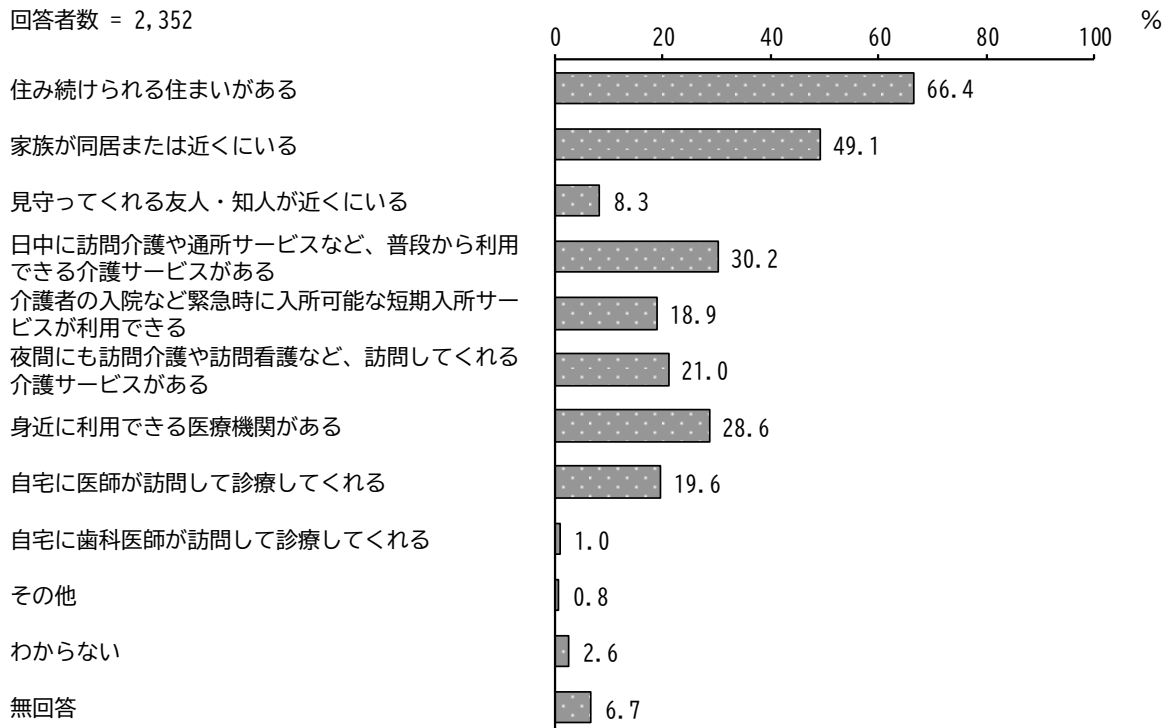
令和2年度調査と比較すると、大きな変化は見られません。



イ 自宅で暮らし続けるために、必要なこと

「住み続けられる住まいがある」の割合が66.4%と最も高く、次いで「家族が同居または近くにいる」の割合が49.1%、「日中に訪問介護や通所サービスなど、普段から利用できる介護サービスがある」の割合が30.2%となっています。

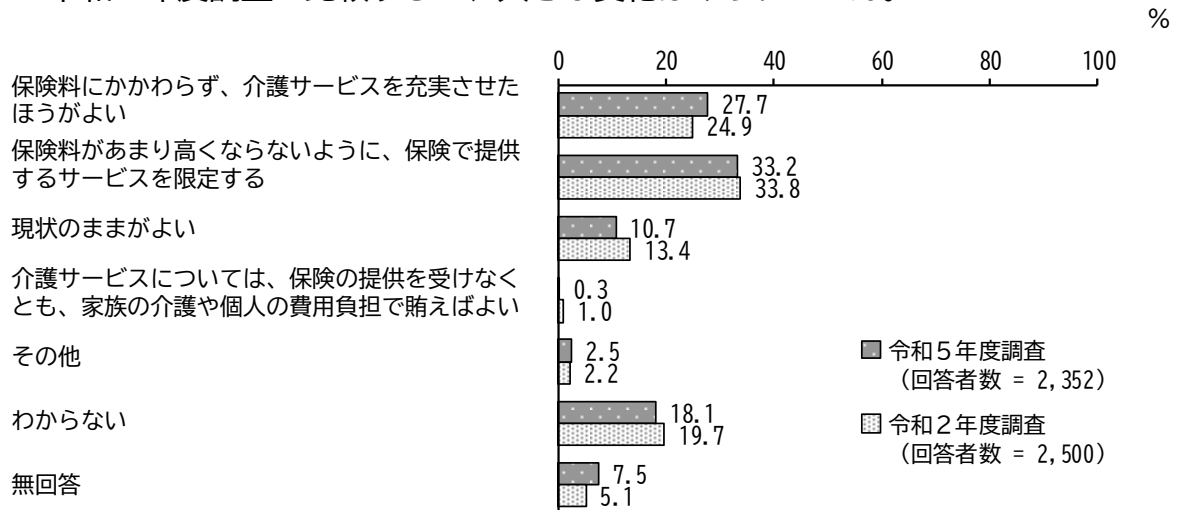
回答者数 = 2,352



ウ 保険料と介護保険サービスについて

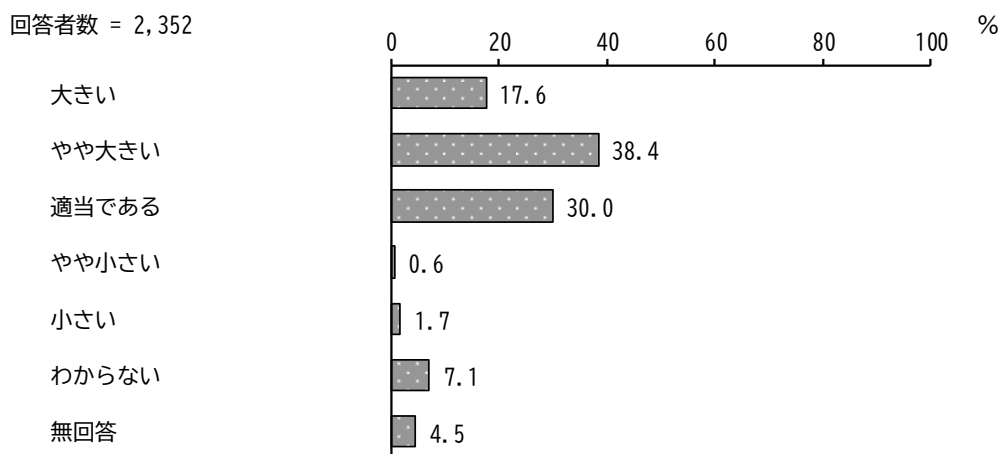
「保険料があまり高くないように、保険で提供するサービスを限定する」の割合が33.2%と最も高く、次いで「保険料にかかわらず、介護サービスを充実させたほうがよい」の割合が27.7%、「わからない」の割合が18.1%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



エ 介護保険料の家計への影響

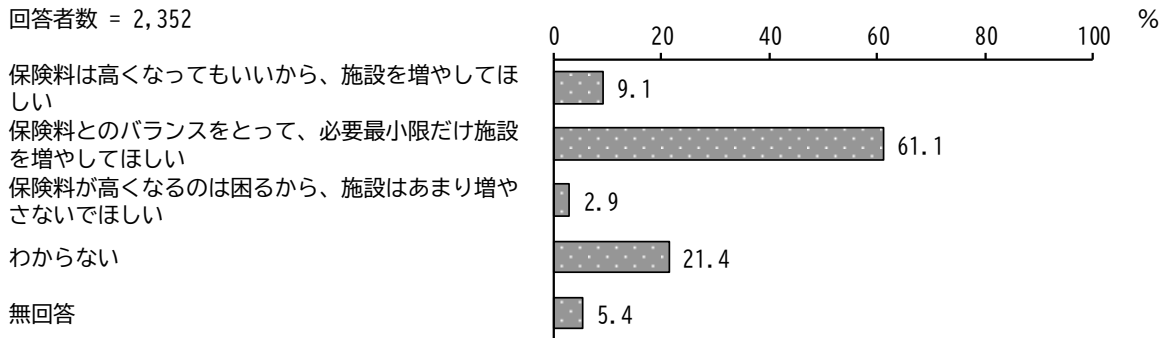
「やや大きい」の割合が38.4%と最も高く、次いで「適当である」の割合が30.0%、「大きい」の割合が17.6%となっています。



オ 特別養護老人ホームの整備について

「保険料とのバランスをとって、必要最小限だけ施設を増やしてほしい」の割合が61.1%と最も高く、次いで「わからない」の割合が21.4%となっています。

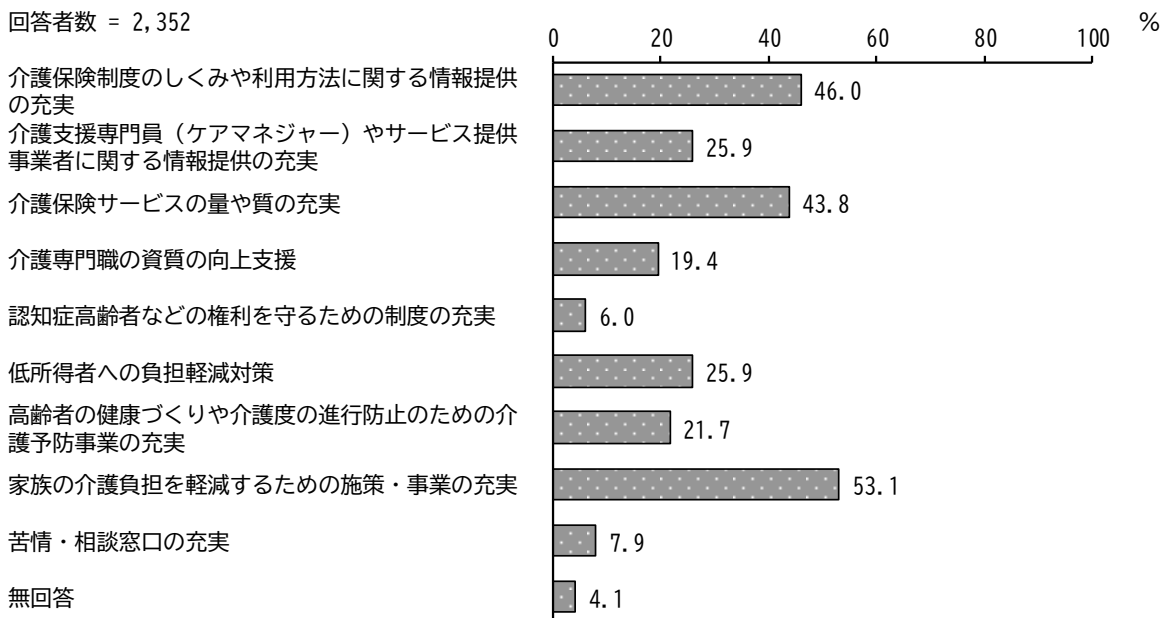
回答者数 = 2,352



カ 重点的に取り組んでほしい施策の内容

「家族の介護負担を軽減するための施策・事業の充実」の割合が53.1%と最も高く、次いで「介護保険制度のしくみや利用方法に関する情報提供の充実」の割合が46.0%、「介護保険サービスの量や質の充実」の割合が43.8%となっています。

回答者数 = 2,352

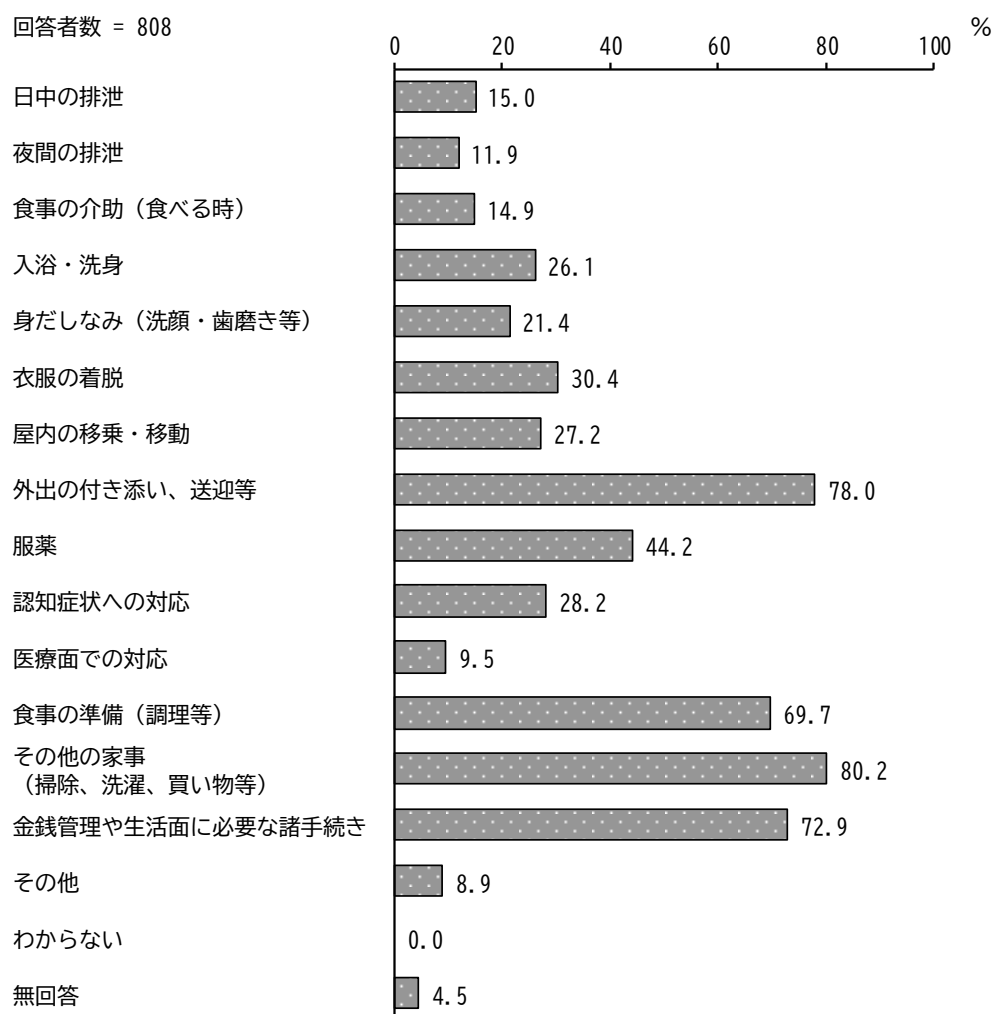


(2) - 2 在宅介護実態調査

ア 主な介護者の方が行っている介護

「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」の割合が80.2%と最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」の割合が78.0%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」の割合が72.9%となっています。

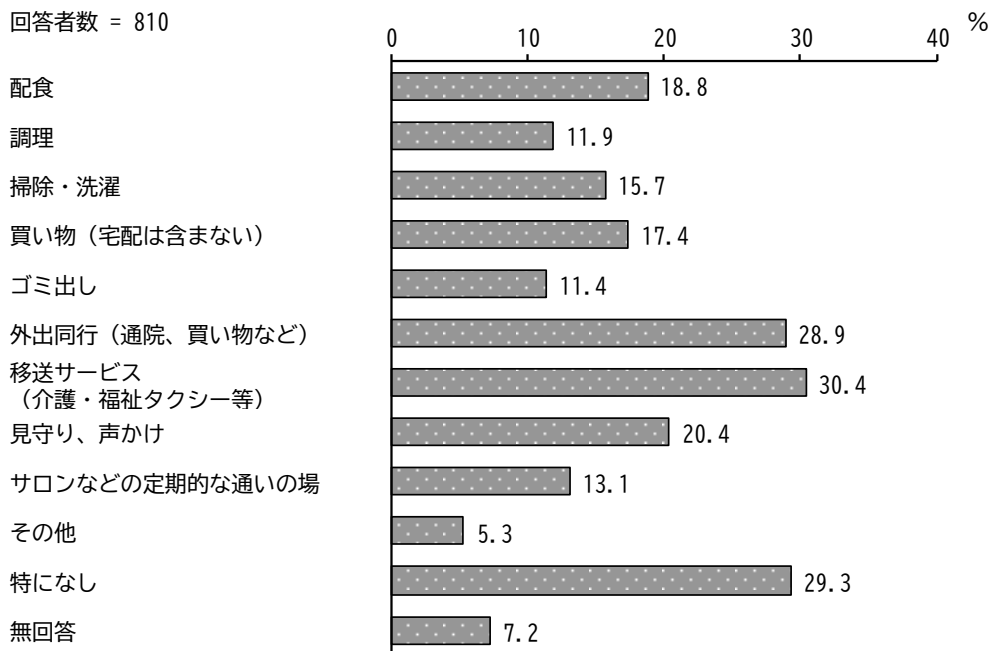
前回調査と同様に「外出の付き添い、送迎等」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」の項目の割合が高くなっており、介護の必要性が高いことがわかります。



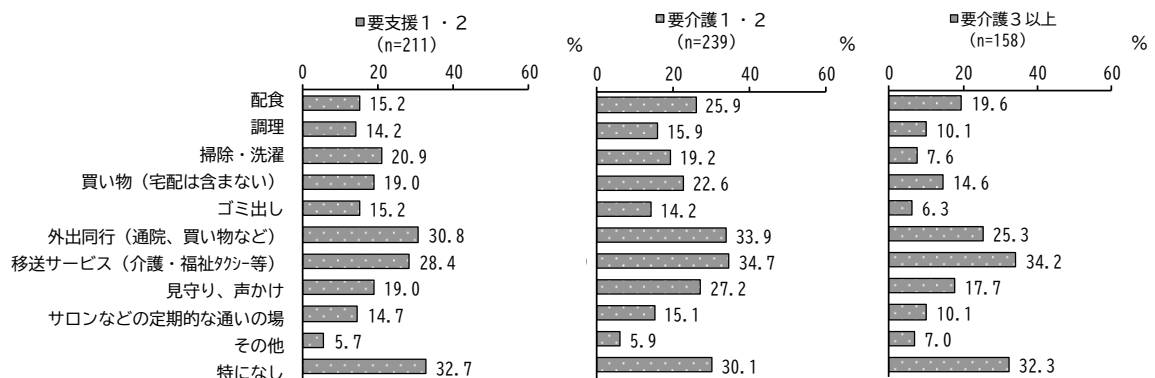
イ 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の割合が30.4%と最も高く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」の割合が28.9%、「見守り、声かけ」の割合が20.4%となっています。

前回調査と比較して「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」、「外出同行（通院、買い物など）」の割合が高まっており、移動に関わる支援が特に求められています。



要介護度別にみると、全ての要介護度で「外出同行（通院・買い物など）」「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の割合が高くなっています。要支援1・2、要介護1・2では、「掃除・洗濯」「ゴミ出し」といった家事の割合も高くなっています。部分的な介護サービスの利用も多く、家事への支援の需要があることがわかります。

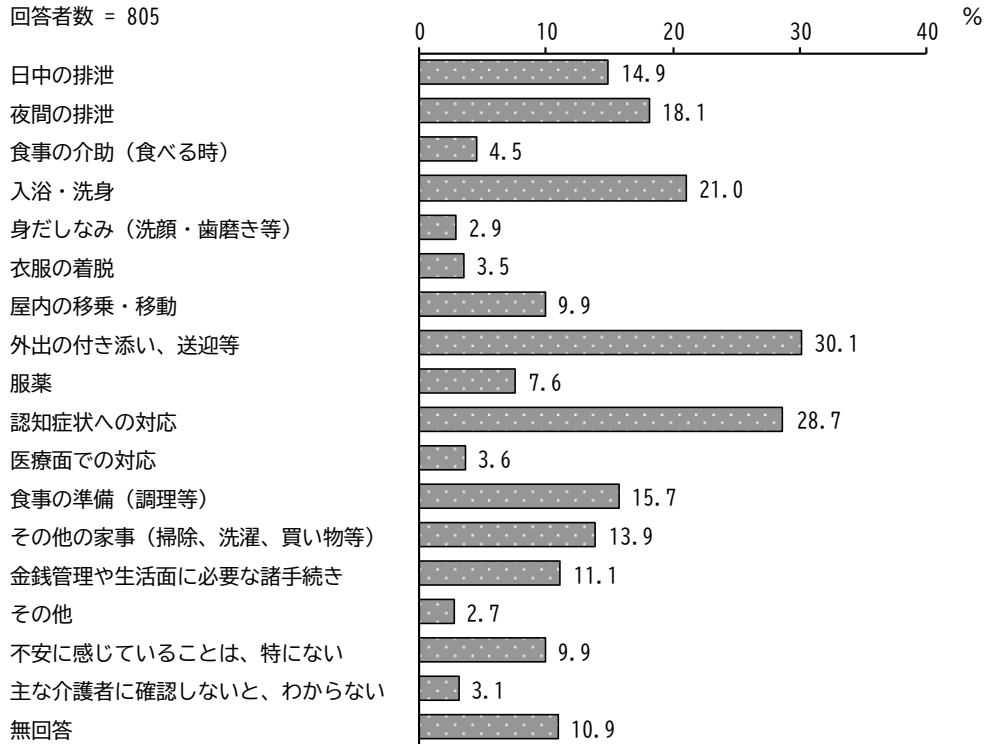


ウ 介護者が不安に感じる介護

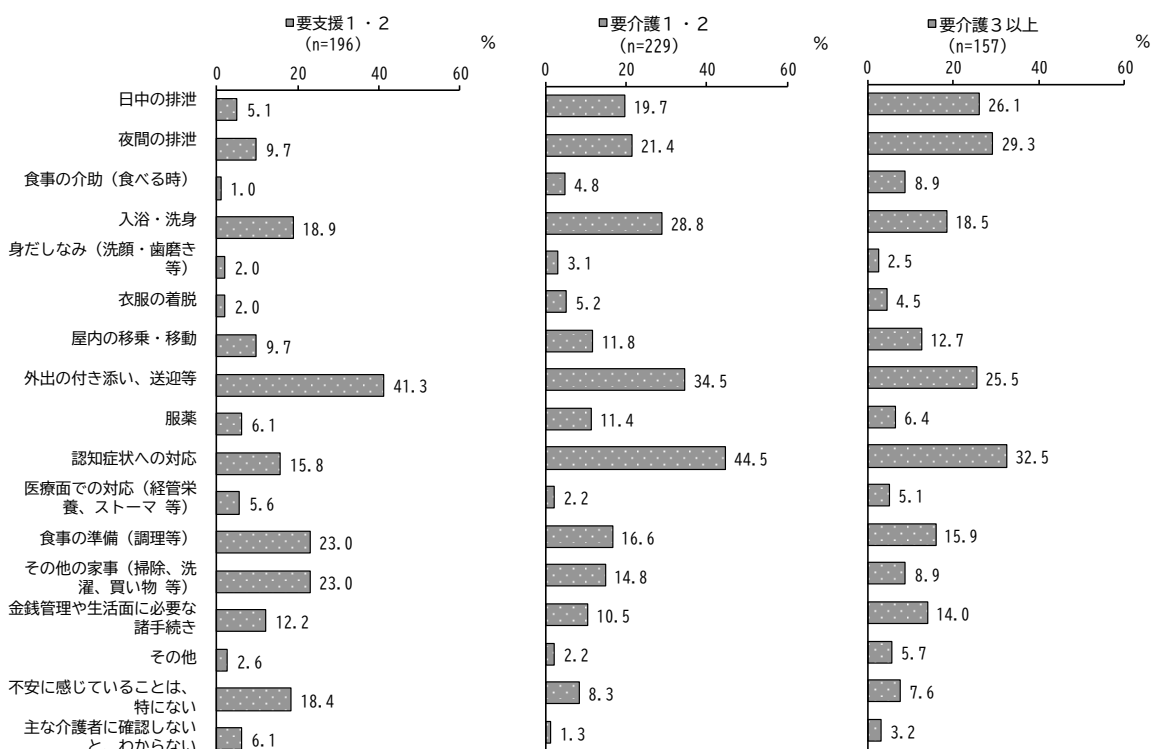
「外出の付き添い、送迎等」の割合が30.1%と最も高く、次いで「認知症状への対応」の割合が28.7%、「入浴・洗身」の割合が21.0%となっています。

外出先での体調の変化や認知症状への対応から、不安感がうかがえます。

回答者数 = 805



要介護度別にみると、要支援1・2では「外出の付き添い、送迎等」に係る不安の割合が高くなっています。要介護1・2、要介護3以上では、「認知症状への対応」の割合が高くなっています。

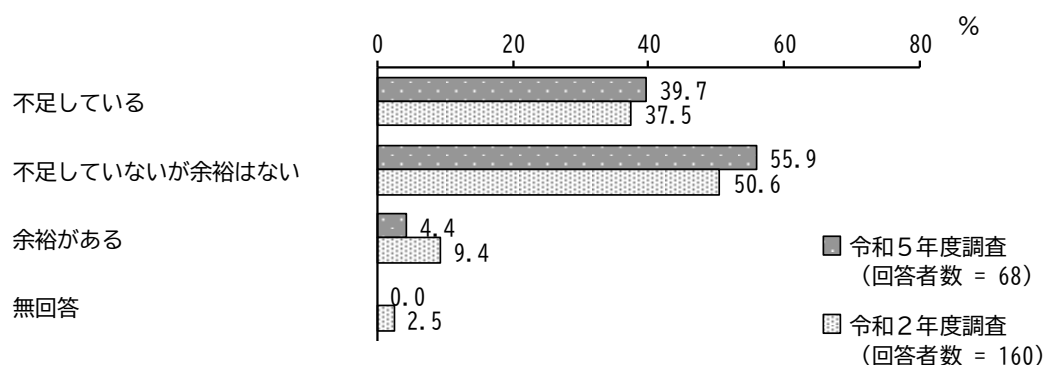


(2) - 3 介護人材の確保・定着に関する実態調査

ア 介護職員の不足状況

「不足していないが余裕はない」の割合が55.9%と最も高く、次いで「不足している」の割合が39.7%となっており、令和2年度調査と比較すると、「不足していないが余裕はない」の割合が増加しています。

介護サービスの需要の高まりもあり、介護職員数に余裕がない状況となっています。

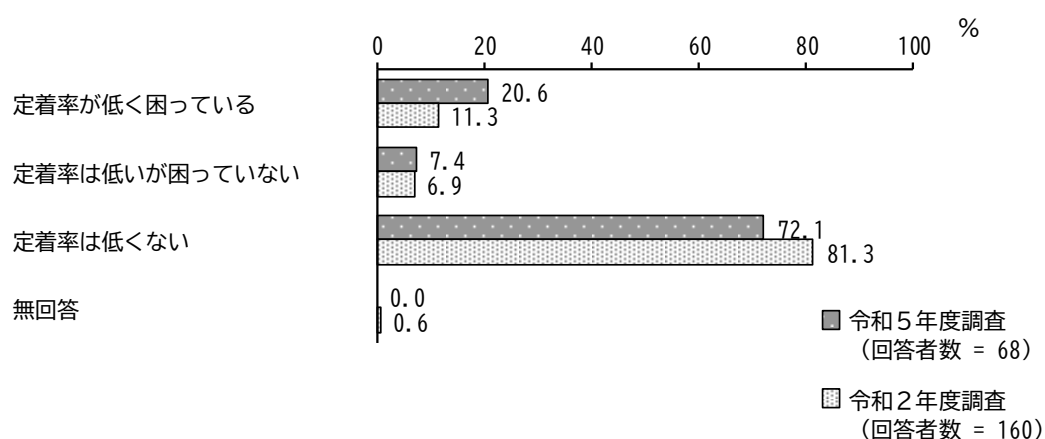


イ 従業員の定着状況

「定着率は低くない」の割合が72.1%と最も高く、次いで「定着率が低く困っている」の割合が20.6%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「定着率が低く困っている」の割合が増加し、「定着率は低くない」の割合が減少しています。

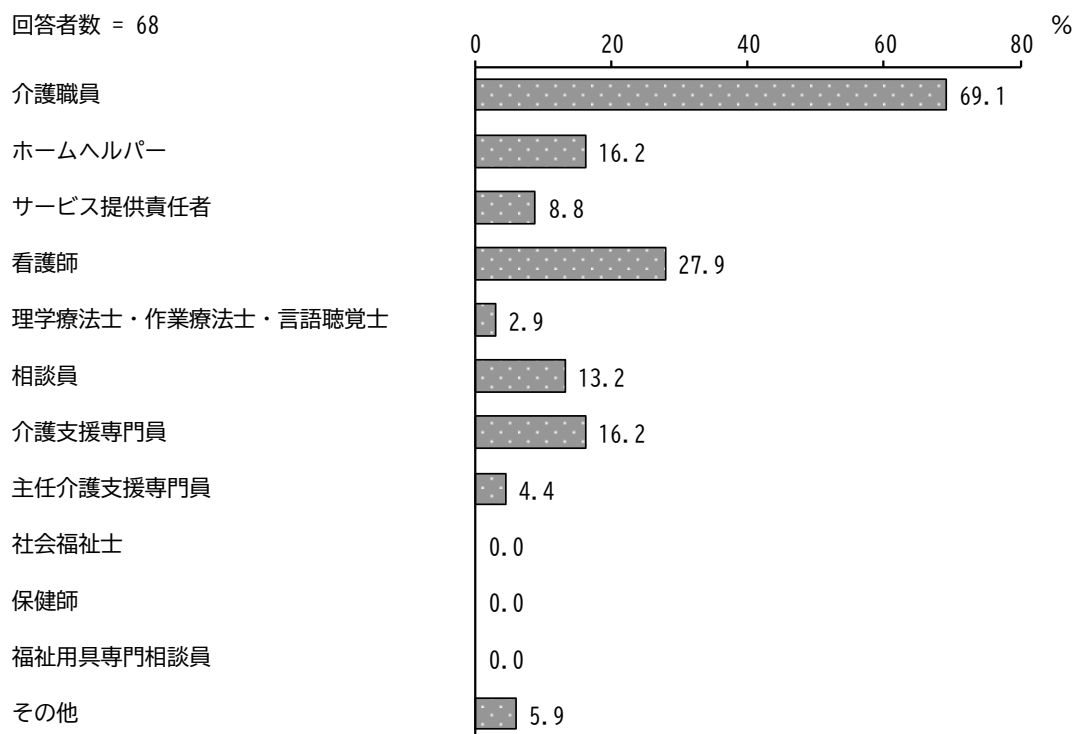
従業員の定着率は低くないながらも、減少傾向にあります。



ウ 特に人材確保に苦慮している職種及び人材定着に苦慮している職種

「介護職員」の割合が69.1%と最も高く、次いで「看護師」の割合が27.9%となっており、ホームヘルパー、介護支援専門員と続きます。

給与面の待遇や実際の業務内容のギャップ、業務上の精神的な負担などが理由として考えられます。

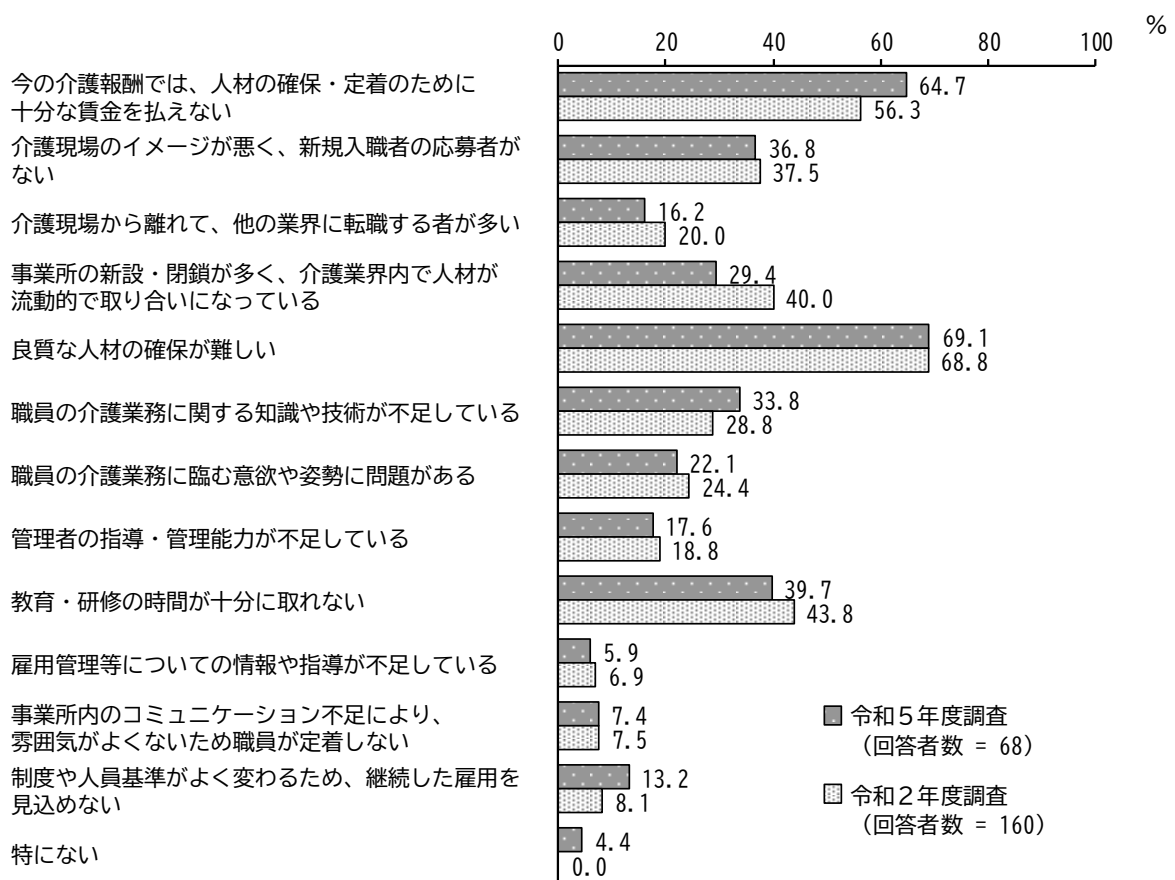


エ 人材確保・定着に関して感じていること

「良質な人材の確保が難しい」の割合が69.1%と最も高く、次いで「今の介護報酬では、人材の確保・定着のために十分な賃金を払えない」の割合が64.7%、「教育・研修の時間が十分に取れない」の割合が39.7%となっています。

令和2年度調査と比較すると、その傾向に大きな変化は見られませんが、「今の介護報酬では、人材の確保・定着のために十分な賃金を払えない」の割合が増加しています。

継続的な雇用に向けて介護報酬の確保や介護職のイメージアップが課題となります。



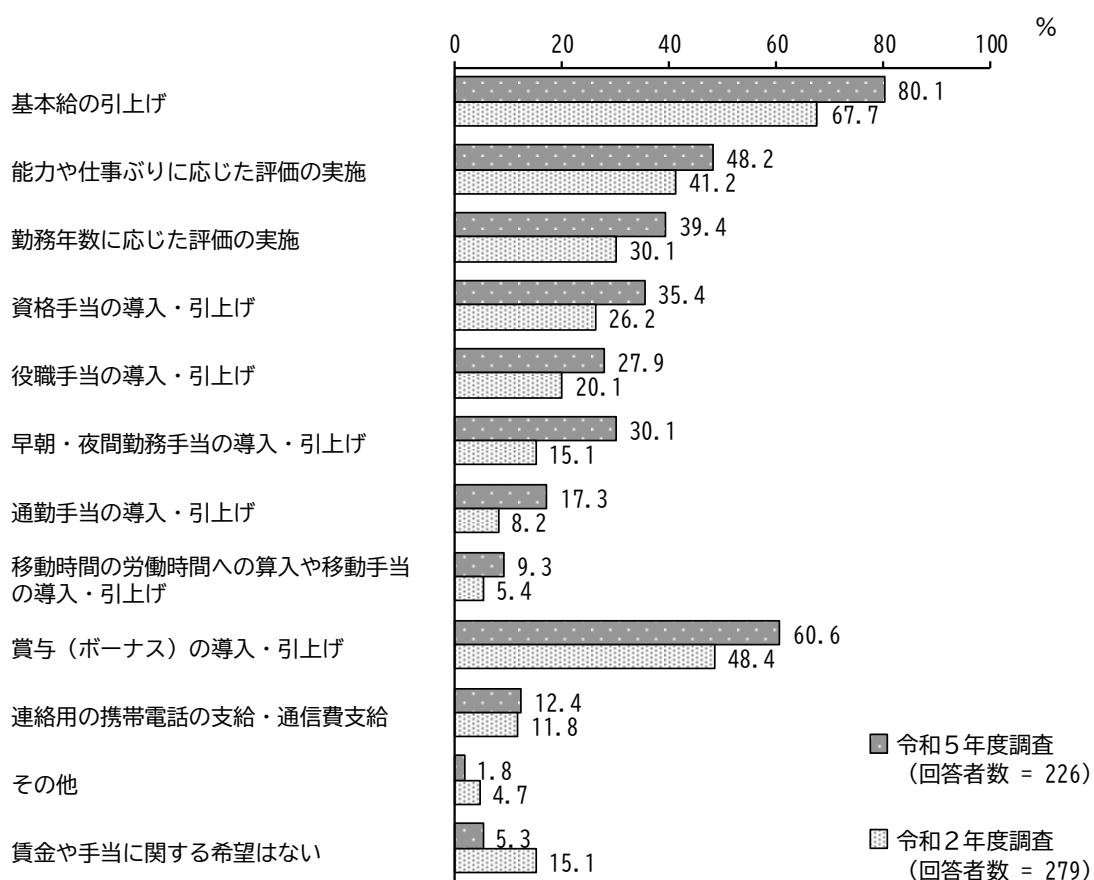
(2) - 4 介護労働者の実態及び意識調査

ア 賃金や手当等についての希望

「基本給の引上げ」の割合が80.1%と最も高く、次いで「賞与（ボーナス）の導入・引上げ」が60.6%、「能力や仕事ぶりに応じた評価の実施」が48.2%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「基本給の引上げ」、「賞与（ボーナス）の導入・引上げ」をはじめ、賃上げを希望する人が増加傾向にあります。一方、賃金に関する希望がない人の割合が減少しています。

以前にも増してベースアップ等の処遇の改善が求められています。

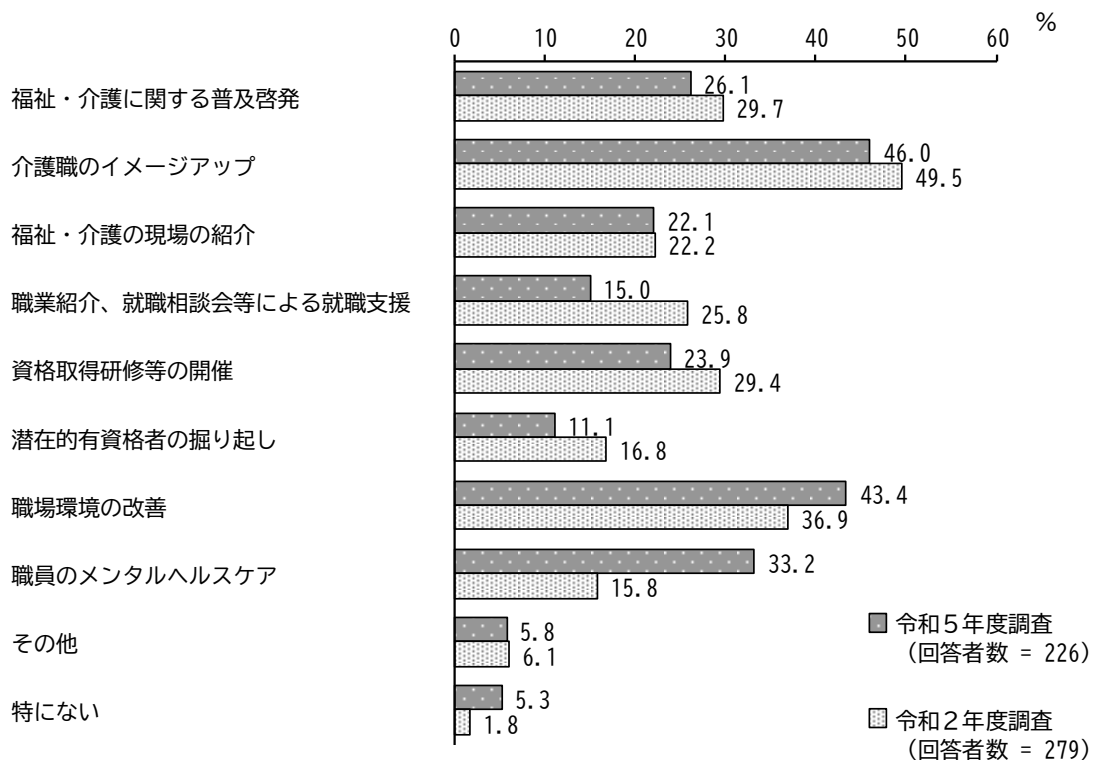


イ 市が行う施策で、介護職員の確保・定着に必要と考える支援

「介護職のイメージアップ」の割合が46.0%と最も高く、次いで「職場環境の改善」の割合が43.4%、「職員のメンタルヘルスケア」の割合が33.2%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「職員のメンタルヘルスケア」を必要とする割合が大幅に増加しています。

家族介護者への支援と同様に介護職員に対するメンタルヘルスケアが求められています。

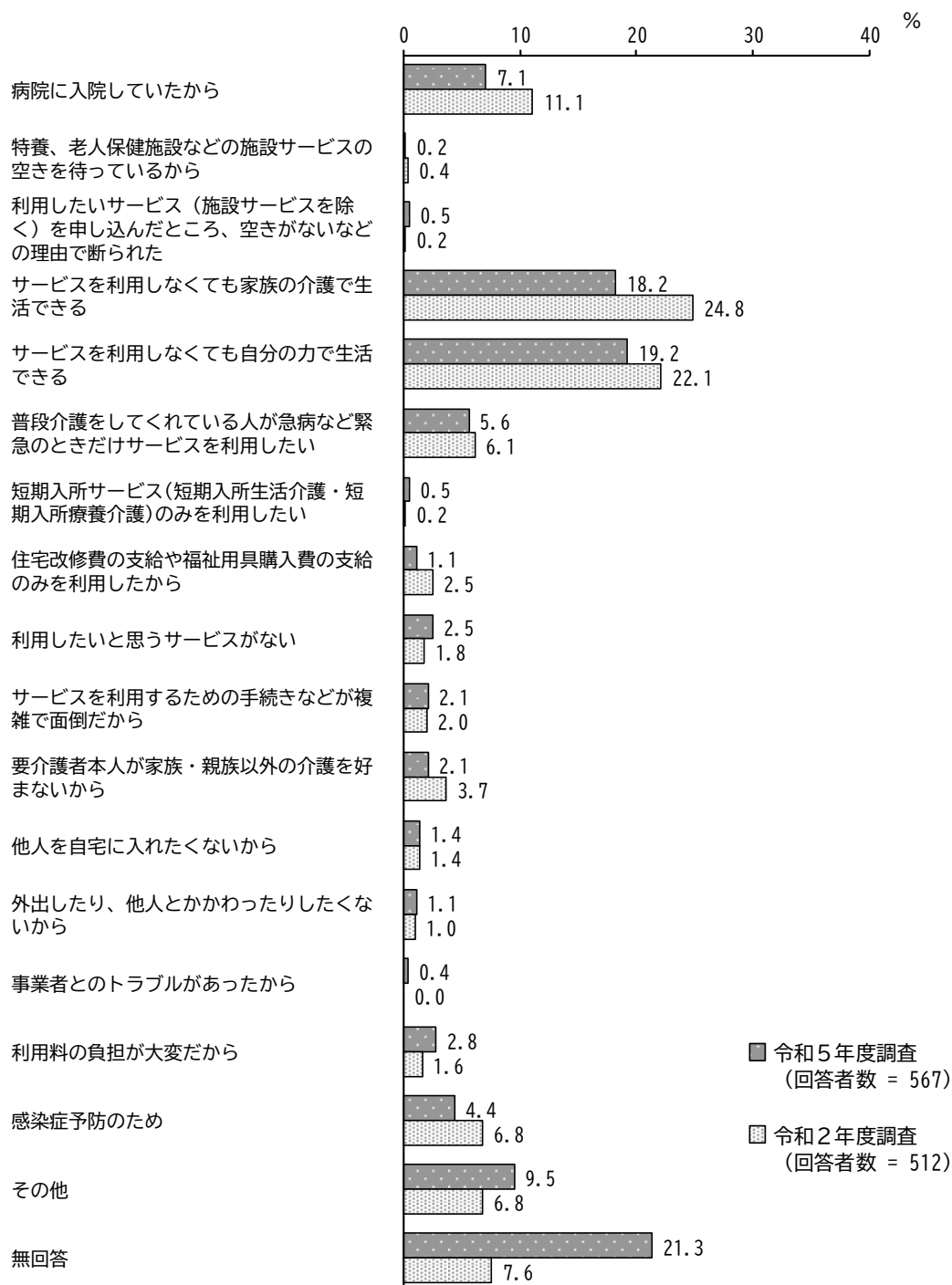


(2) - 5 介護サービス利用意向調査（介護サービス未利用者）

ア 介護保険サービスを利用していない理由

「サービスを利用しなくても自分の力で生活できる」の割合が19.2%と最も高く、次いで「サービスを利用しなくても家族の介護で生活できる」が18.2%となっています。

令和2年度調査と比較すると、サービスを利用しなくても生活ができる人の割合が減少しています。

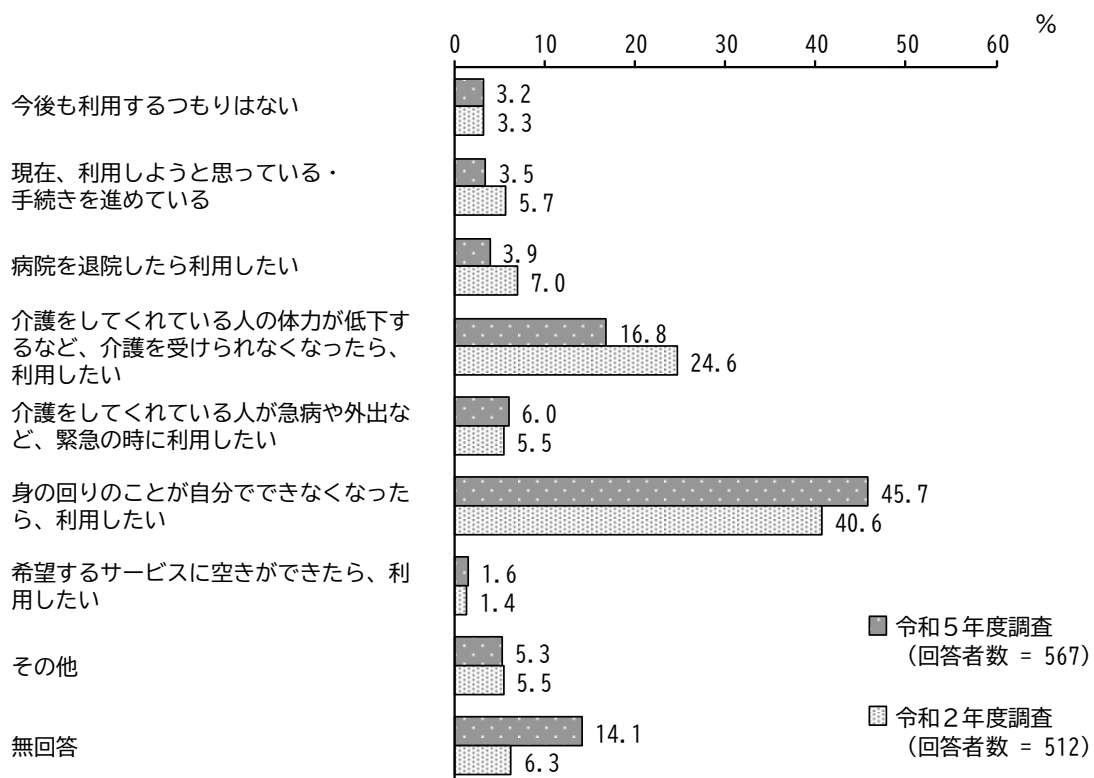


イ 介護保険サービスについて、今後の利用意向

「身の回りのことが自分でできなくなったら、利用したい」の割合が45.7%と最も高く、次いで「介護をしてくれている人の体力が低下するなど、介護を受けられなくなったら、利用したい」が16.8%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「介護をしてくれている人の体力が低下するなど、介護を受けられなくなったら、利用したい」の割合が減少しています。

第9期計画期間中も継続して後期高齢者人口の増加が見込まれるため、今後の急激なサービス利用者の増加が考えられます。

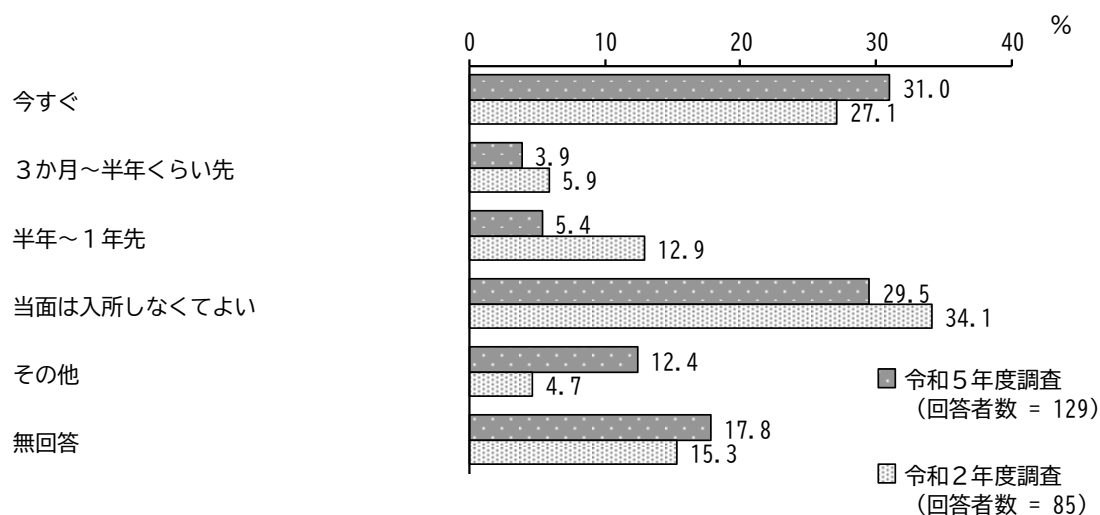


(2) - 6 介護サービス利用意向調査（特別養護老人ホーム入所希望者）

ア 特別養護老人ホームに入所したい時期

「今すぐ」の割合が31.0%と最も高く、次いで「当面は入所しなくてよい」が29.5%となっています。

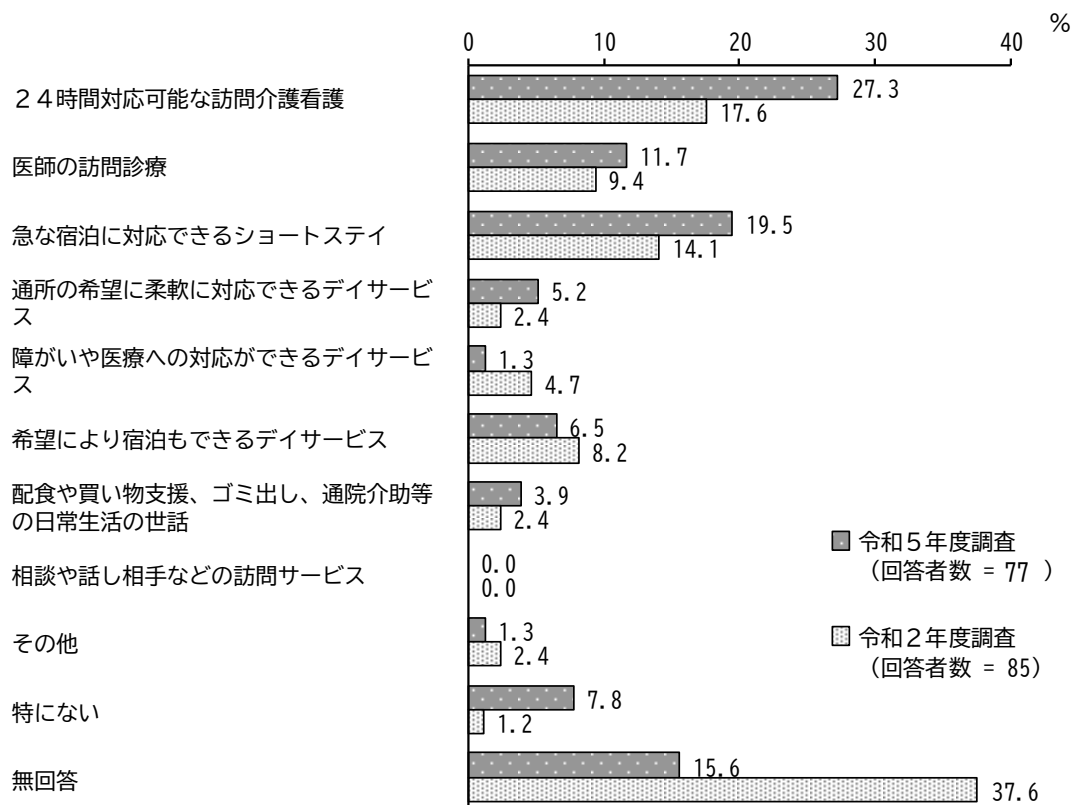
令和2年度調査と比較すると、「半年～1年先」の割合が減少しています。今後、入所待ちの増加が予測されます。



イ 在宅での介護生活に必要なサービス

介護している方に向けた調査で、安心して在宅生活をするためには、どのようなサービスがあればよいか。という質問に対し、「24時間対応可能な訪問介護看護」の割合が27.3%と最も高く、次いで「急な宿泊に対応できるショートステイ」が19.5%、「医師の訪問診療」が11.7%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「24時間対応可能な訪問介護看護」、「急な宿泊に対応できるショートステイ」の割合が増加しています。



(3) 調査結果からみえる市の課題

①生きがい・介護予防

～地域で支え合いながら活躍する高齢者へ～

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によると、新型コロナウイルス感染症流行に伴い、令和2年度調査では「外出を控えている」人が56.9%であり、令和2年度から4年度にかけて、外出自粛により地域での団体活動が大きく制限されました。令和5年度調査では「外出を控えている」人が23.7%となり、徐々に人々が外出し、地域活動が再開されてきていることを示しています。

しかしその一方、スポーツ関係のグループや、介護予防のための通いの場に参加していない方の割合は依然として高く、感染症の影響により活動休止となった団体の再開支援や、安心して介護予防教室等に参加するための正しい知識の普及・啓発、教室等の情報ができるだけ多くの高齢者に届くようにするための周知方法の工夫などが求められます。

また、地域におけるグループ活動の一般参加者としての参加意向について、「参加してもよい」の割合が50.0%と最も高い一方、次いで「参加したくない」の割合が32.9%であり、参加意向の二極化が見られます。企画・運営をする側としての参加意向についても、「参加したくない」の割合が55.8%と最も高いのに対し、「参加してもよい」の割合も32.1%と高く、地域活動への参加について積極的に取り組む意識がある方が多い一方、活動に関心がなく消極的な方もまた多い現状が見られます。

さらに、健康に関する記事や番組に関心があるかについて、「はい」が約9割と関心が高く、市民一人ひとりが健康増進の基本となる食生活や運動等の健康的な生活習慣の実践に取り組んでいくことが重要です。

②安心な生活の確保

～住み慣れたまちで自分らしく暮らすために～

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によると、介護を希望する場所については「自宅や親族の家」の割合が37.3%と最も高く、自宅で暮らし続けるために必要なこととしては「家族が同居または近くにいる」の割合が49.1%、「日中に訪問介護や通所サービスなど、普段から利用できる介護サービスがある」の割合が30.2%となっています。高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、介護保険サービスだけでなく、多様なニーズに対応した生活支援サービスや地域の見守り体制、介護をする家族に対する支援も重要となります。

介護者が不安に感じる介護については、「認知症状への対応」の割合が28.7%と高い一方、認知症に関する相談窓口を知っているかについて、「はい」が約3割、「いいえ」が7割近くとなりました。認知症の人やその家族の視点を重視しながら、認知症との「共生」と「予防」を車の両輪として、施策を推進していくことが重要です。認知症にやさしいまちづくりの推進に向け、相談窓口の周知を行うとともに、市民の認知症に対する正しい知識と理解をさらに深めることが必要です。

また、家族や友人・知人以外の相談相手について、「地域包括支援センター・役所・役場」が18.5%と高く、高齢者数が増加する中、相談機関の役割はますます重要となってくることが見込まれます。介護に関するだけでなく、貧困や障害など複合的な問題を抱える世帯も多いことから、他分野の相談機関等と連携して、相談体制の充実を図ることが必要です。

さらに、「在宅介護実態調査」によると、在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の割合が30.4%と最も高く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」の割合が28.9%、「見守り、声かけ」の割合が20.4%となっています。また、「掃除・洗濯」「ゴミ出し」といった日常生活における家事の割合も高く、在宅介護の継続に向けて、高齢者向けの生活支援サービスの充実が求められています。

③医療・介護

～いつまでも自分らしく生きるために～

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によると、保険料の負担と介護保険のサービスについて、「保険料があまり高くないように、保険で提供するサービスを限定する」が33.2%と最も高く、次いで「保険料にかかわらず、介護サービスを充実させたほうがよい」が27.7%、「わからない」が18.1%となっています。介護保険制度の趣旨やサービス事業者に関する情報などの普及・啓発や、サービス事業者への支援や指導を行うなど、サービスの質の向上に努めるとともに、介護保険制度の周知の徹底やケアプランの点検等を行い、サービス内容と費用の両面から捉えた介護給付費の適正化が重要となります。

「介護人材の確保・定着に関する実態調査」によると、現在の介護職員の不足状況について、「不足していないが余裕はない」が55.9%と最も高く、次いで「不足している」が39.7%となっています。また、人材確保・定着に関して感じていることについて、「良質な人材の確保が難しい」が69.1%と最も高く、次いで「今の介護報酬では、人材の確保・定着のために十分な賃金を払えない」が64.7%、「教育・研修の時間が十分に取れない」が39.7%となっています。未経験者の介護分野への就職のきっかけをつくとともに、介護人材のすそ野を拡げる取組を促進していく必要があります。また、介護現場における業務効率化や事務改善についても検討し、介護職員が働き続けることのできる環境整備について支援していくことが必要です。

また、「介護労働者の実態及び意識調査」によると、介護職員の確保・定着に必要なと考える支援について、「介護職のイメージアップ」の割合が46.0%と最も高く、次いで「職場環境の改善」の割合が43.4%、「職員のメンタルヘルスケア」の割合が33.2%となっています。令和2年度調査と比較すると、「職員のメンタルヘルスケア」を必要とする割合が大幅に増加しており、介護現場での悩み事やハラスメントに対して地域包括支援センターや県等との連携により対応し、働きやすい職場づくりに取り組むことが必要です。

最後に、「介護サービス利用意向調査」では、介護サービス未利用者向け調査、特別養護老人ホーム入所希望者調査とともに、在宅介護生活に必要なサービスとして、24時間対応可能な訪問介護・看護サービスや普段から利用できるデイサービス、緊急対応可能なショートステイなどを望む声が多く、引き続き在宅生活を支える居宅サービスや地域密着型サービスの充実が課題となります。

4 第8期計画の評価及び課題

第9期佐倉市高齢者福祉・介護計画の策定にあたり、第8期計画の実績を、施策に沿って評価しました。

(1) 生きがい・介護予防

「1 社会参加の促進と福祉意識の高揚」

新型コロナウイルスの影響により、学習や活動の機会が制限され、実施が難しくなる状況がありました。

敬老事業では、「おじいちゃん・おばあちゃんありがとうの気持ちを伝えたい事業」を支援し、地域主体の事業として確立しました。

感染症についての理解や情報・対策の普及が進み、これらの更なる周知が今後の活動には必要となっています。

「2 いきいき健康づくり」

介護予防教室や出前講座を実施し、また佐倉ふるさと体操や佐倉わくわく体操等の住民主体の活動を支援することで、介護予防に関する基本的な知識の普及啓発を図り、地域での自主的な取組を推進しました。

「3 介護予防の総合的な推進」(重点施策)

コロナ禍により介護予防団体の活動が難しくなり、補助金交付団体が減少した後、やや増加したものの完全な回復は難しい状況です。介護予防ボランティアについては、積極的な参加がありましたが、全体の登録数は横ばいとなりました。

一方、介護予防・生活支援サービス事業は要支援者を対象に各種サービスを実施し、おおむね計画どおりに進めることができました。しかし、住民主体の団体や法人が実施する生活支援サービスや移動支援サービスについてはコロナ禍で団体活動が難しく、次期計画では団体への後方支援を強化する方針です。

<主な課題>

- ①新型コロナウイルス感染症拡大に伴う自粛生活の影響により、高齢者クラブや通いの場の活動、介護予防教室等の開催が制限され、活動休止となった団体の再開支援を講じていく必要があります。
- ②生産年齢人口の減少に伴う70歳までの継続雇用制度や、定年制度の廃止の導入等により、前期高齢者の地域活動への参加が減少傾向にあります。
- ③デジタル化が進み、ホームページの閲覧や、電子申請などのスキルが必要となる中、操作困難で取り残される高齢者が多く存在し、情報格差が生じていることから、支援を行う必要があります。
- ④自宅に引きこもりがちな高齢者の外出支援につなげるため、学習の機会など、生きがい支援に関する情報をできるだけ多くの高齢者に届けられるよう、周知方法の工夫などが求められます。

(2) 安心な生活の確保

「1 安心できる在宅福祉サービスの提供」

高齢者人口と単身高齢者世帯数の増加に伴い、在宅福祉サービスの需要が増えています。配食サービスは委託先法人を増やし、緊急通報装置の対象者も拡大して対応しています。

訪問理美容の出張費用助成とショートステイは、件数は少ないものの継続した需要があり、他の制度でカバーできないニーズに対応しています。また、介護者のつどいはコロナ禍で一時的に人数が減少しましたが、現在は実施回数、参加人数ともにほぼ以前の水準に戻りつつあります。

「2 認知症にやさしい佐倉の推進」(重点施策)

認知症サポーター養成講座の開催回数は減少しましたが、オンラインでの実施や小中高校の児童・生徒・学生対象とした講座の実施により、受講者数は目標値を達成しました。

認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の配置は目標を達成し、地域での認知症推進事業に取り組んでいます。

コロナ禍で認知症カフェは一部開催中止となり、開催箇所は減りました。チームオレンジは各地域での支援に取り組み、介護予防教室などで県の若年性認知症コーディネーターによる講義を行い、理解を深める機会を設けました。また、2市1町のSOSネットワークのもと、認知症高齢者等が行方不明になった際には、防災行政無線放送やメール配信を行い、迅速な発見につながっています。

「3 権利擁護と地域での見守り」

佐倉市成年後見支援センターの相談実績及び市長による申立実績は堅調に推移し、国が求める地域連携ネットワーク及びその中核機関も近隣他自治体に先行して設置しています。

高齢者虐待に対しては地域包括支援センター等と協力し防止及び早期発見、早期対応に注力して、必要に応じ適切に入所措置も実施しています。

「4 在宅生活を支える体制の充実」(重点施策)

市内の5つの地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、地域の生活支援サービスや通いの場の情報を収集し、「地域の支え合い・助け合いリスト」を作成・公開し、生活支援サービスや通いの場を周知・提供しました。コロナ禍により予定どおりの活動が行えなかったものの、自治会など地域の集まりに参加して住民のニーズを収集し、支援と受け手をつなぐ役割を果たしました。また、令和4年度には市全体で地域の課題解決について検討する地域ケア推進会議を初めて開催し、担い手の確保について検討しました。

「5 高齢者が暮らしやすい住環境の整備」

各種法令に準拠した施設のバリアフリー化や環境整備を各関係者に求めました。住宅改修費の支給や住まいに関する相談は継続的に実施し、計画期間において整備計画に位置付けているうち、特定施設入居者生活介護施設が計画どおり整備されました。（(3)「2」参照）

「6 地域包括支援センターの運営」

地域包括支援センターは、地域の高齢者、その家族、そして地域住民が安心して生活できるようなサポートを行っています。福祉・介護、医療・健康、生活支援などの様々な相談に対応するとともに、必要なサービスへの連携を行っています。

後期高齢者の増加により相談件数が増え、深刻なケース対応も増加傾向にあり、地域包括支援センターの負担は高まっておりますが、高齢者数に応じて人員を増員することや、毎月実施している管理者会議等において市と課題を共有し、解決を図ることで、事務改善を行うなど、地域包括支援センターが安定した運営を行えるよう、取組を進めました。

「7 災害・感染症対策の推進」

新型コロナウイルス感染症対策として、衛生消耗品の提供やPCR等検査費用助成、感染者が発生した入所施設への支援金支給といった支援を行いました。感染下においても安全な職場環境を維持し、介護従事者を確保することで、介護離職等の防止等、事業所等の安定運営に寄与することができました。また、コロナ禍におけるサービス提供にかかる特例措置など、適宜事業所へ情報提供を行いました。

その他、災害発生時の福祉避難所の整備について、市内福祉施設と協議を進めました。

<主な課題>

- ①高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、介護保険サービスだけでなく、多様なニーズに対応した在宅福祉サービスや、地域の見守り体制が必要です。また、要介護高齢者を介護する家族に対する支援も重要です。
- ②一人暮らしの高齢者が増える中、地域の高齢者の小さな異変に気付き、必要な支援へつなげていけるよう、見守りの必要性についての周知・啓発を行う必要があります。
- ③認知症の人やその家族の視点を重視しながら、認知症との「共生」と「予防」を車の両輪として、施策を推進する必要があります。認知症にやさしいまちづくりの推進に向け、市民の認知症に対する正しい知識と理解をさらに深める取組が必要です。
- ④市の地区社会福祉協議会が実施する生活支援サービス等の利用者は増加していますが、住民主体によるサービスの提供量を継続的に増やすことには限界があり、民間企業等との連携・協働によるサービス提供を推進する必要があります。
- ⑤貧困や障害、ヤングケアラー等の複合的な問題を抱えるケースにおける他分野の相談機関との連携や、家族介護者の支援に取り組んでいく必要があります。

(3) 医療・介護

「1 在宅医療・介護の連携と推進」

地域包括支援センターへのアンケートの実施、病院との意見交換会の開催、事例検討、多職種研修の実施等、在宅医療・介護の連携と推進に努めることができました。

市民への啓発については、コロナ禍の影響もあり、「わたしらしく生きるを支える手帳」の配布が主となり、出前講座等の実施はできませんでした。

「2 介護保険制度の適正な運営」(重点施策)

第8期における施設整備計画のうち、特定施設入居者生活介護施設については計画どおり整備されましたが、その他の特別養護老人ホーム、定期巡回・随時対応型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については、整備法人の決定にとどまりました。また、小規模多機能型居宅介護施設の廃止もありました。

今期は、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響が甚大であったことから、事業所に対し、衛生資材の提供や検査費用助成及び支援金支給を行うなど、事業所の安定運営に寄与しました。

介護サービスの質を担保すべく、コロナ禍における事業所への指導も計画的に行い、給付適正化主要5事業(ケアプラン点検、縦覧点検・医療情報との突合、住宅改修・福祉用具の点検、介護給付費通知の発送、適切な介護認定の推進)についても滞りなく取り組みました。

また、介護人材の確保のため、前期計画に引き続き介護職員初任者研修を実施し、新たに令和5年度から介護支援専門員の資格取得のための支援事業も開始しました。併せて、介護職員の処遇改善等の支援や、介護現場の業務効率化のため介護ロボット・ICT導入の支援等、介護現場の働きやすい環境の整備の一助となるよう取り組みました。

<主な課題>

- ①介護人材について不足している事業所が多く、介護サービス提供の確保の面で大きな課題となっており、介護人材の確保、定着のための取組が必要です。
- ②介護人材の不足と関連し、事業所の事務負担を軽減し、生産性を向上するための業務効率化の取組を推進する必要があります。



計画の基本的な考え方

1 基本理念と基本目標

佐倉市の最上位計画である第5次佐倉市総合計画(令和2年度～13年度)において、市の将来都市像は「笑顔輝き 佐倉 咲く みんなで創ろう 『健康・安心・未来都市』」を掲げ、地域の人材や資源を活かしながら、将来にわたって夢や希望を持つことができるまちを目指しています。

この将来都市像の実現に向けて、高齢者福祉分野では、全ての高齢者が、住み慣れた地域の中でいきいきと自分らしく暮らせる社会を目指すとしており、第1期計画から掲げてきた基本理念である「みんなで支え合い、よろこびが生まれる都市・佐倉」と合致することから、第9期計画においてもこれを継承するものとします。

また、計画の基本目標についても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、安心して暮らせる住環境を拠点に、生きがい、介護予防、生活支援、医療、介護の分野を包括的に支援する「地域包括ケアシステム」の推進が第9期計画期間においても引き続き課題となっていることから、第8期計画の目標「可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築、推進を図る。」を継承し、一層の推進を図ります。

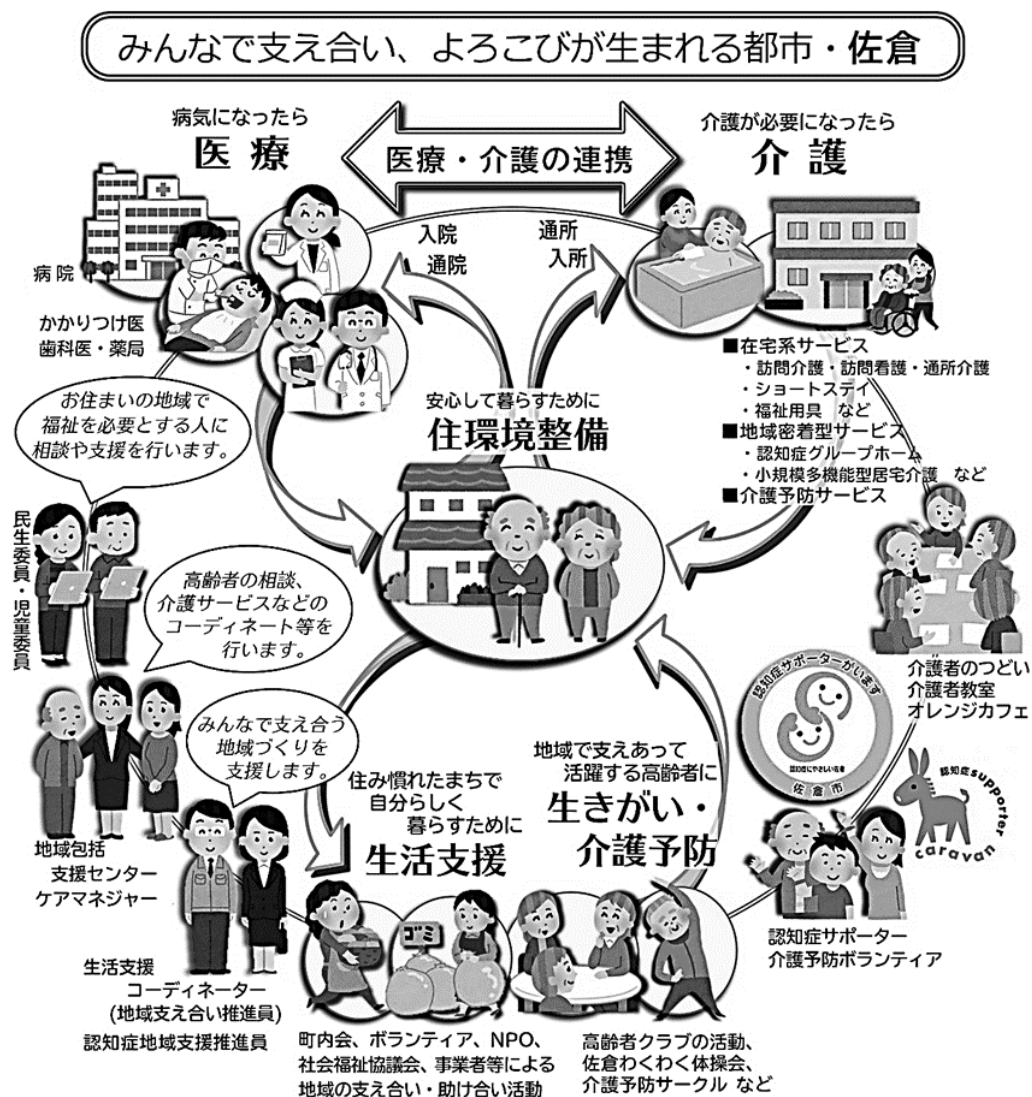
これらの基本理念・基本目標に基づき、佐倉市の高齢者が生きがいをもって自立した日常生活を長く営むことができるよう、介護予防の啓発・推進、認知症に関する正しい知識の普及・啓発、在宅生活を支える生活支援サービスの充実、介護保険制度の適正な運営、介護人材の確保など、各施策に取り組んでいきます。

【基本理念】

みんなで支え合い、
よろこびが生まれる都市・佐倉

【基本目標】

可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築、推進を図る。

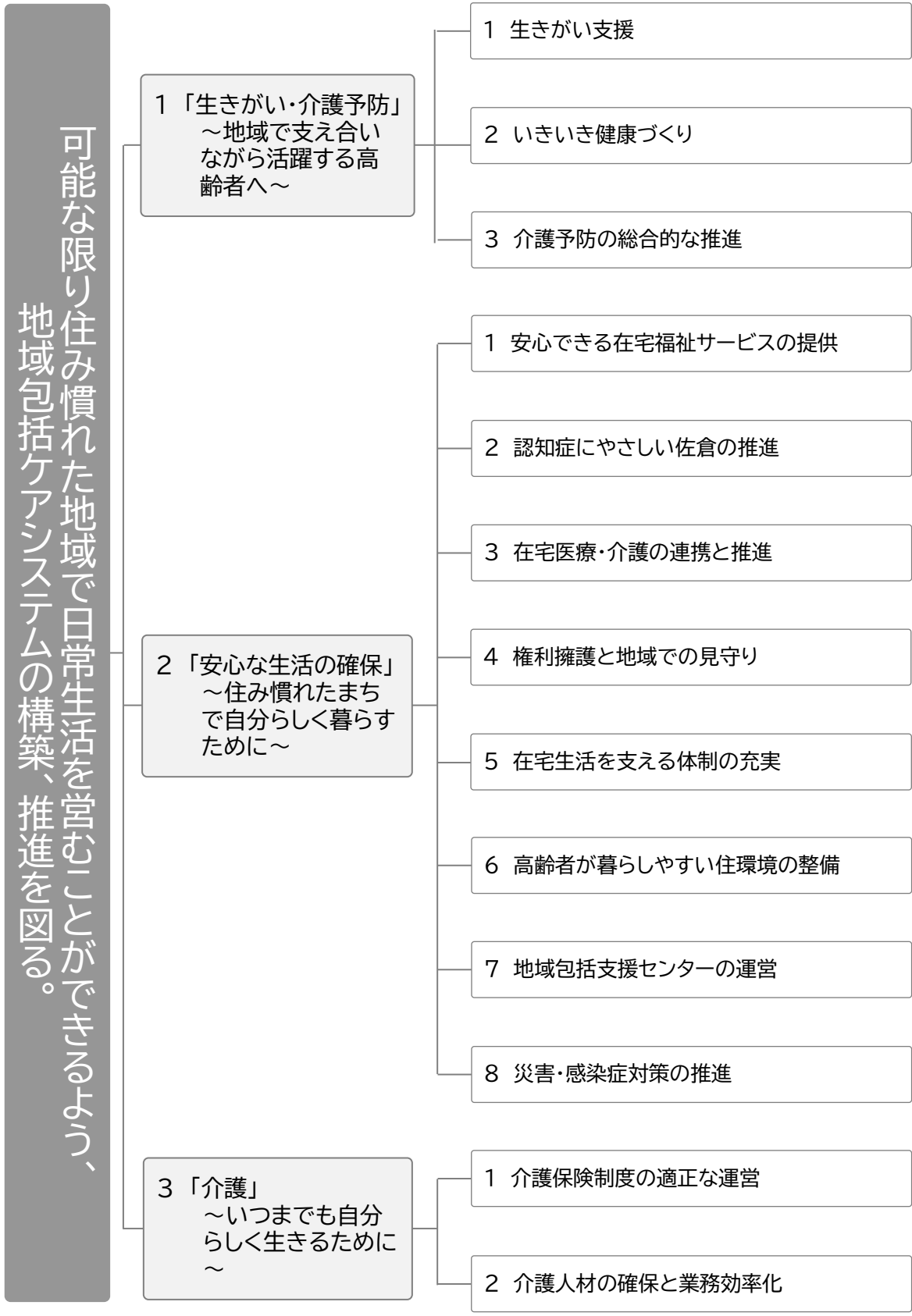


2 計画の体系

[基本目標]

[章]

[施策]



3 重点施策

第8期計画期間中の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う個人及び団体等の活動自粛により、高齢者の心身状態の悪化、地域団体の活動の休止、担い手の減少、孤立・孤独化など様々な課題が生じました。

また、生産年齢人口の減少に伴い、定年後の継続雇用制度の導入や、高齢者の再就職が増加する中、これまで地域活動を支えてきた前期高齢者の地域活動への参加が減り、高齢者の見守り等を支える担い手の減少傾向が見られます。

これらの第8期計画期間中に生じた新たな課題や、市民や事業者からのアンケート結果から見える課題、国から示された基本指針等を踏まえ、第9期計画期間中に重点的に取り組むべき施策として、以下の5項目を掲げます。

	重点施策	主な施策内容
1	◇地域活動への参加の促進 ※新規 〔施策名：1-1 生きがい支援 1-3 介護予防の総合的な推進〕 ・新型コロナウイルス感染症の拡大による活動自粛に伴い、休止・縮小された地域活動の再開支援等に取り組み、地域の担い手の発掘・育成を行います。 ・生きがい支援、介護予防支援に取り組みます。	・高齢者クラブや通いの場の支援、世代間交流 ・ボランティア、担い手の育成 ・生きがい支援、介護予防等に取り組む住民団体への支援 ・介護予防・生活支援サービス事業（訪問・通所・移動支援）の充実
2	◇地域における包括的支援体制の整備・推進 ※新規 〔施策名：2-5 在宅生活を支える体制の充実 2-7 地域包括支援センターの運営〕 ・地域団体、介護施設、相談機関等の連携により、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り日常生活を営むことができるよう、包括的な支援体制を整備、推進します。 ・地域団体との連携に加え、民間企業等との連携・協働に取り組みます。	・貧困や障害、ヤングケアラー等の複合的な問題を抱えるケースにおける他分野の相談機関との連携、ビジネスケアラーを含めた家族介護者の支援 ・各圏域での生活支援サービスの充実、協議体の開催 ・民間企業等との連携による高齢者の見守り、生活支援体制の充実、団体活動への支援
3	◇2-2 認知症にやさしい佐倉の推進 ※継続 ・認知症の人を含めた市民一人一人がそれぞれを認め合いながら共に生きていくことを目指す地域社会の実現を推進します。 ・認知症に関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、認知症の人と家族の視点を重視した認知症にやさしい地域づくりを促進します。	・認知症サポーター養成講座、認知症声掛け訓練の実施など、地域における認知症支援体制の推進 ・本人発信及び本人の意思決定の為の支援 ・認知症の家族に対する支援、認知症の人の社会参加支援活動を行う団体への補助金の交付

4	<p>◇ 3 - 1 介護保険制度の適正な運営 ※継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 7 年(2025 年)、令和 22 年(2040 年)を見据えてサービス基盤の整備を行います。 ・介護サービス等の給付と保険料負担の均衡を図り、適正かつ持続可能な制度の維持に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な介護サービスの提供 ・在宅介護を支える多様なサービスの充実 ・介護サービス事業所の計画的な整備 ・居宅介護支援事業所等の運営指導
5	<p>◇ 3 - 2 介護人材の確保と業務効率化 ※新規</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護人材の確保と定着、介護現場の生産性向上のための業務効率化に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員等の資格取得に係る助成 ・介護職員初任者研修の実施 ・介護ロボット、ICT の導入支援 ・事務の簡素化、電子化による業務効率化

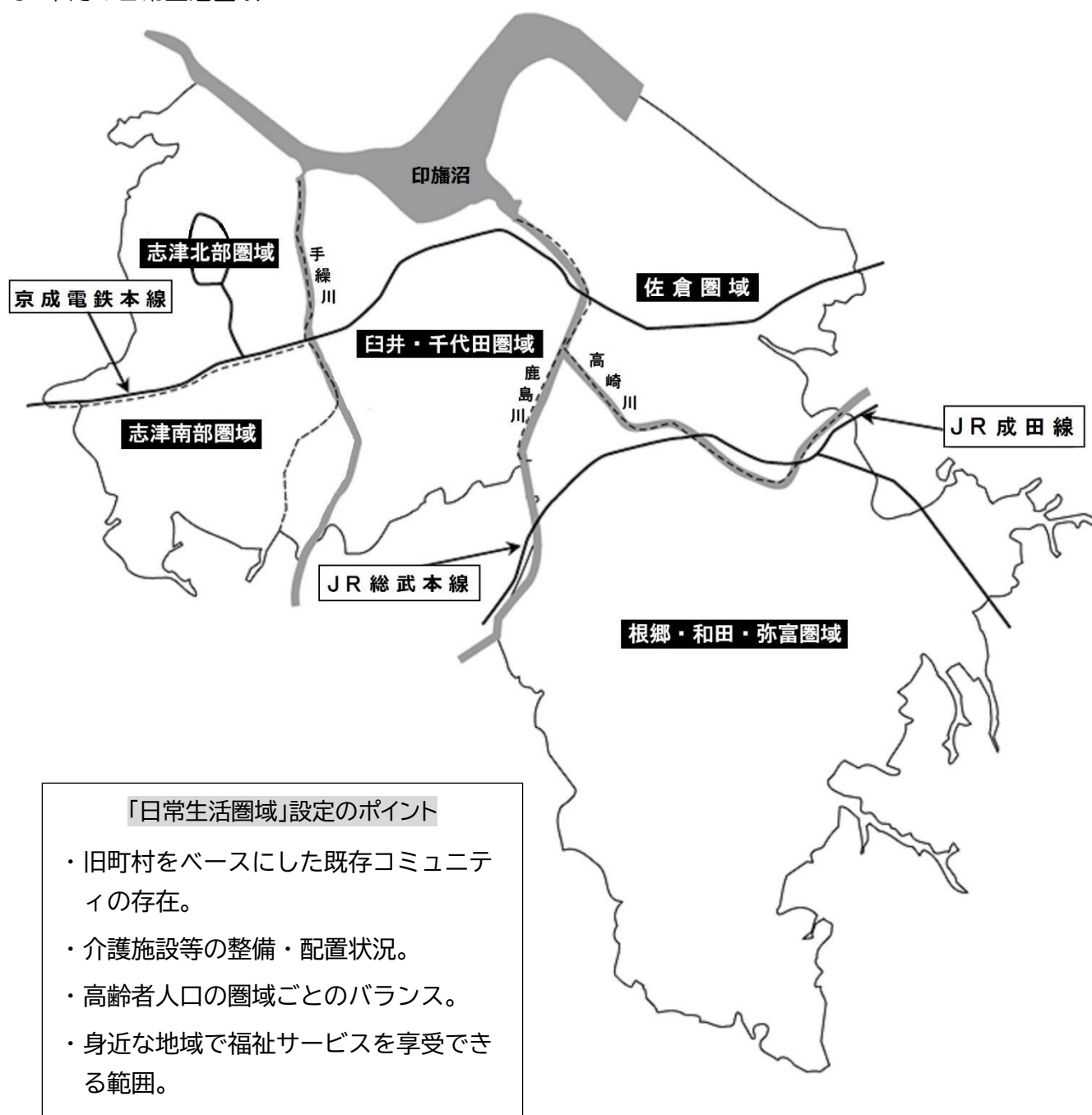
4 日常生活圏域

(1) 圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域において安心して日常生活を営むことができるようにするための基盤となる圏域のことです。

第8期計画に引き続き、第9期計画でも市内を5つの日常生活圏域に分け、介護施設等の配置や整備を行い、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるよう、ネットワークを形成します。

○ 市内の日常生活圏域



(2) 日常生活圏域における高齢者人口の推移

令和5年(2023年)9月末現在の住民基本台帳に基づく高齢者人口などの状況を日常生活圏域別にみると、全人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率が高いのは、佐倉圏域の37.3%、次いで臼井・千代田圏域の35.4%、一方、高齢化率が低いのは、志津北部圏域の31.2%、根郷・和田・弥富圏域の31.7%、となっています。

なお、各圏域とも年々高齢化率は上昇しており、令和8年(2026年)9月末時点の推計では、全ての圏域で32%を超えることが見込まれています。

また、令和22年(2040年)では、5圏域中3圏域で40%を超えることが見込まれています。

○ 日常生活圏域別人口の推移と推計

単位:上段/人、下段/%

区分		実績			推計			
		第8期			第9期			第14期
		令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和22年度 (2040年)
市全体	全人口	172,478	171,571	170,508	167,084	165,228	163,298	130,434
	うち65歳以上 (全人口に占める割合)	56,431 32.7%	56,911 33.2%	56,949 33.4%	56,447 33.8%	56,237 34.0%	55,978 34.3%	52,968 40.6%
志津北部圏域	人口	40,519	40,433	40,277	39,468	39,029	38,574	30,811
	うち65歳以上 (全人口に占める割合)	12,379 30.6%	12,506 30.9%	12,566 31.2%	12,457 31.6%	12,413 31.8%	12,358 32.0%	11,698 38.0%
志津南部圏域	人口	35,079	34,801	34,532	33,839	33,463	33,072	26,416
	うち65歳以上 (全人口に占める割合)	11,063 31.5%	11,083 31.8%	11,032 31.9%	10,893 32.2%	10,810 32.3%	10,719 32.4%	9,585 36.3%
臼井・千代田圏域	人口	40,370	40,124	39,974	39,171	38,736	38,284	30,579
	うち65歳以上 (全人口に占める割合)	13,945 34.5%	14,102 35.1%	14,155 35.4%	14,057 35.9%	14,042 36.3%	14,002 36.6%	13,619 44.5%
佐倉圏域	人口	27,964	27,836	27,588	27,034	26,734	26,421	21,104
	うち65歳以上 (全人口に占める割合)	10,299 36.8%	10,337 37.1%	10,286 37.3%	10,153 37.6%	10,073 37.7%	9,985 37.8%	8,887 42.1%
根郷・和田・弥富圏域	人口	28,546	28,377	28,137	27,572	27,266	26,947	21,524
	うち65歳以上 (全人口に占める割合)	8,745 30.6%	8,883 31.3%	8,910 31.7%	8,887 32.2%	8,909 32.7%	8,924 33.1%	9,179 42.6%

※ 令和5年9月末時点の住民基本台帳人口を基準としており、佐倉市人口ビジョンの推計人口とは異なります。

実績:各年9月末時点の住民基本台帳人口(外国人人口を含む)

推計:令和6年以降は住民基本台帳人口によるコーホート変化率法で算出

(3) 各圏域の地域包括支援センター

日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを1か所（計5か所）設置しています。

○ 各地域包括支援センター一覧

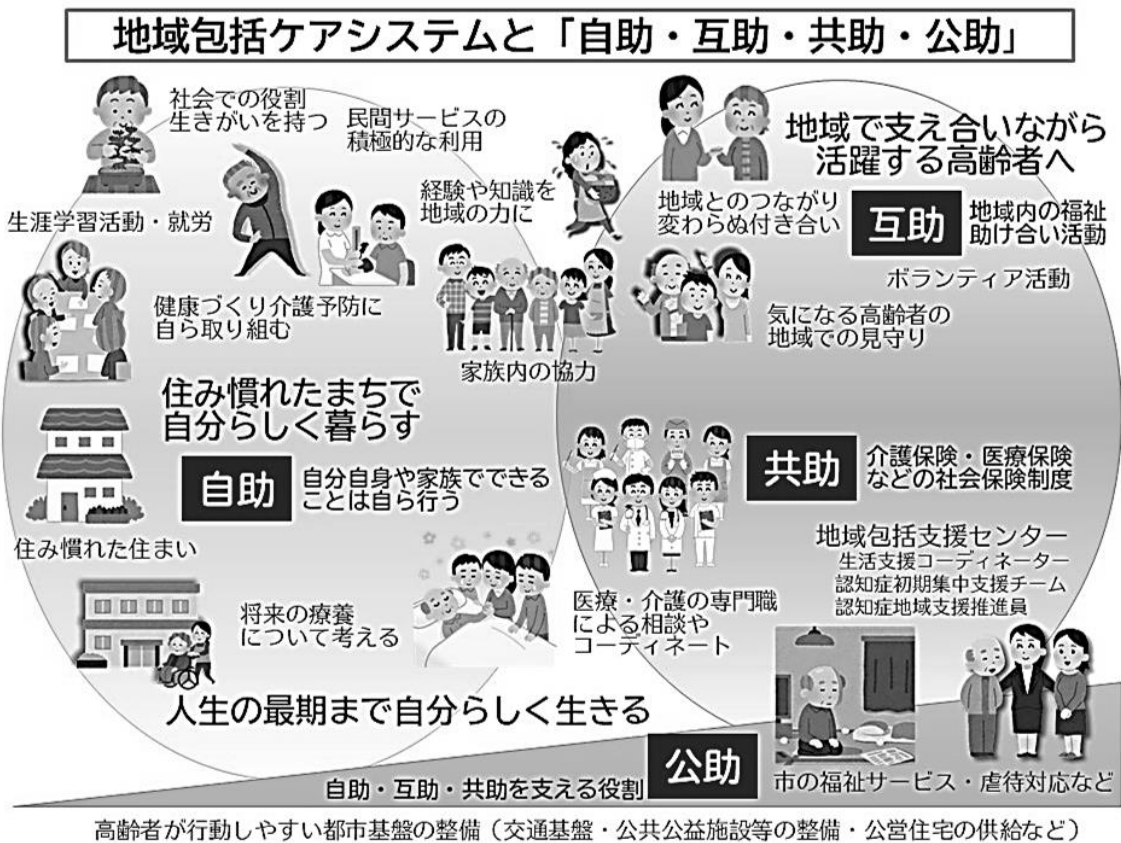
日常生活圏域	地域包括支援センター名称	地 域
志津北部圏域	志津北部 地域包括支援センター	上座、小竹、青菅、先崎、井野、 井野町、宮ノ台、ユーカリが丘、 南ユーカリが丘、西ユーカリが丘
志津南部圏域	志津南部 地域包括支援センター	上志津、上志津原、下志津、 下志津原、中志津、西志津
臼井・千代田圏域	臼井・千代田 地域包括支援センター	臼井、臼井田、臼井台、江原、 江原新田、角来、印南、八幡台、 新臼井田、江原台、王子台、 南臼井台、稲荷台、生谷、畔田、 吉見、飯重、羽鳥、染井野
佐倉圏域	佐倉 地域包括支援センター	田町、海隣寺町、並木町、宮小路町、 鎗木町、新町、裏新町、中尾余町、 最上町、弥勒町、野狐台町、鍋山町、 本町、樹木町、将門町、大蛇町、 藤沢町、栄町、城内町、千成、 大佐倉、飯田、岩名、萩山新田、 土浮、飯野、飯野町、下根、山崎、 上代、高岡、宮前、白銀、 鎗木仲田町
根郷・和田・弥富圏域	南部 地域包括支援センター	六崎、寺崎、寺崎北、太田、大篠塚、 小篠塚、神門、木野子、城、石川、 表町、大作、大崎台、山王、春路、 馬渡、藤治台、寒風、直弥、上別所、 米戸、瓜坪新田、上勝田、下勝田、 八木、長熊、天辺、宮本、高崎、 坪山新田、岩富町、岩富、坂戸、 飯塚、内田、宮内、西御門、七曲

5 地域包括ケアシステム構築の推進、深化

国は、「団塊の世代」全てが75歳以上となる令和7年（2025年）と全国的に高齢者数がピークとなる令和22年（2040年）を見据えた地域包括ケアシステムの構築・推進に向けて取り組んでいます。今後は特に85歳以上の人口が増加するとともに、高齢者単独世帯や夫婦のみの世帯が増加することが見込まれています。85歳以上の年代では、要介護度が中重度の高齢者や、医療・介護双方のニーズを有する高齢者、認知症が疑われる人や認知症の人が大幅に増加する傾向があり、また、高齢者世帯の増加により、生活支援や住まいの支援を要する世帯も増加することも見込まれます。

介護が必要となっても、住み慣れた地域でこれまでの日常生活に近い環境で暮らし続けたいという願いを実現させるためには、各圏域において介護や介護予防、医療はもとより、住まい、生活支援、社会参加について包括的に確保されるよう、地域包括ケアシステム構築を推進、深化させていく必要があります。第9期計画期間においても引き続き取り組んでいきます。

○ 地域包括ケアシステムと「自助・互助・共助・公助」のイメージ

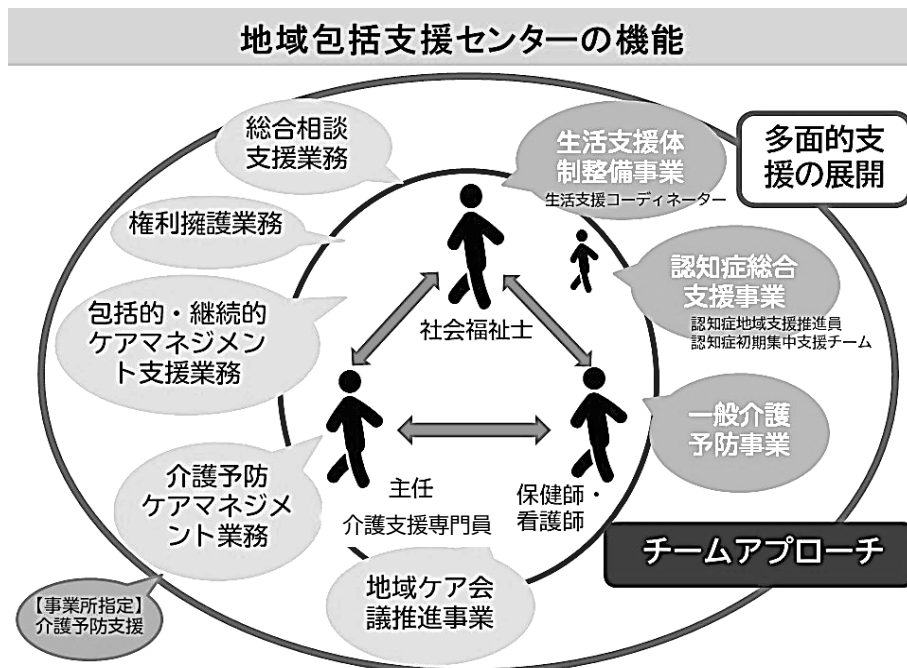


(1) 地域包括支援センターの運営体制

地域包括支援センターは、平成 18 年（2006 年）の介護保険法改正により、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点として創設されました。

平成 18 年（2006 年）4月に市直営で運営を開始し、平成 21 年（2009 年）年4月からは、社会福祉法人への委託により、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを各1か所（計5か所）設置して、高齢者やその家族などをより身近な地域でサポートし、安心して暮らすことのできる体制を整備しております。地域包括支援センターでは、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、生活支援体制整備、多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築、認知症総合支援、地域ケア会議推進、介護予防の把握・普及啓発・地域活動支援など、様々な業務に取り組んでいます。

今後は、高齢化の進展、要支援・要介護者の増加に伴い、相談対応や困難事例への対応など、さらなる業務量の増加が予想されます。このことから、地域包括支援センターには、業務量に応じた適切な人員配置とともに、地域包括支援センターの運営や活動に対する点検や評価を適切に実施し、安定的かつ継続的な運営が行われるよう、市は、運営方針を定め、引き続き、体制強化及び機能強化に向けて施策を推進します。また、高齢者人口等の増加を考慮し、地域包括支援センターの在り方なども検討します。



第Ⅱ部 施策



「生きがい・介護予防」

～地域で支え合いながら活躍する高齢者へ～

1 生きがい支援

(1) 高齢者への情報発信、IT支援

高齢者がいつまでも生きがいを持って健康でいきいきと生活できるよう、生きがいにつながる情報の提供に努めます。

① 高齢者の生きがいにつながる各種情報の発信

高齢者が、生きがいを持って健康でいきいきと生活できるよう、市のホームページやこうほう佐倉などにおいて、市民カレッジ等の学習機会や地域活動、就労等の活動機会、健康づくり、福祉サービスなどの各種情報をわかりやすく発信します。

また、ホームページ等の閲覧ができない方へ対し、情報格差が生じないように、発信媒体の工夫に努めます。

② 高齢者へのIT支援

デジタル化が進み、スマートフォンの操作やマイナンバーカードを用いた電子申請等のスキルが必要となる中、操作困難で取り残される高齢者が生じないように、シニア向けスマートフォン講習会等の開催や、IT支援に関する各種情報の発信を行います。

(2) 学習機会の確保

高齢者の学びや行動、仲間づくりとなる学習機会（市民カレッジ等）の確保や地域学習活動の支援に努めます。

① 公民館等における生涯学習等の推進

公民館での活動において、高齢者が参加しやすく、高齢者自ら企画・運営する、魅力ある生涯学習活動を推進するとともに、学び得た知識を日常生活や地域貢献に活用できる各種講座の推進を図ります。また、地域福祉センター開催の高齢者を対象にした講座や千葉県が主催する生涯大学校等も学習機会として推進します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
市民大学講座運営事業	講座の開催館数 (館)	4	4	4	3	3	3

② 各種出前講座の実施

福祉行政をはじめとする市政について、市民の理解を深めるため、地域の団体等の要請に応じ担当部署の職員が地域に出向いて説明する「出前講座」を実施します。

(3) 活動機会の確保

高齢者が、これまで培った知識や経験を、生きがいづくりや地域づくりに活かすことができるよう、各種活動機会の確保に努めます。

① 地域活動の推進

●高齢者クラブ活動への支援

高齢者クラブは、市内在住のおおむね60歳以上の会員で構成され、会員相互の健康の維持増進、地域社会活動への参加、貢献などを自主的に実施している団体です。自治会のエリアを基本に地域で結成されている単位クラブと、各単位クラブの育成指導等を行う佐倉市高齢者クラブ連合会の活動に対して支援します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
高齢者クラブ活動 支援事業	周知回数 (回)	2	2	3	3	3	3
	単位クラブ数 (クラブ)	49	44	44	44	44	45

●老人憩の家の管理運営

老人憩の家は、老人の健全な心身の健康を保ち、地域社会における社会福祉の増進を図る目的で、市内に3か所設置されました。平成18年度(2006年度)からは、市が指定する指定管理者によって管理運営をしています。地域活動や趣味的活動、教養の向上の場、地域コミュニティの中心として広く利用されていることから、引き続き目的に沿った施設の利活用の推進に努めます。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
老人憩の家の管理運営事業	利用者数 (人)	7,535	10,541	13,000	15,000	17,000	19,100

●ボランティア活動への支援

市内では、様々なボランティア活動が行われており、福祉や介護を支える力の一翼を担っています。今後も、各種ボランティア活動の支援を行うとともに、高齢者がボランティア活動を通して積極的な社会参加ができるように、社会福祉協議会（ボランティアセンター）、市民公益活動サポートセンター、既存のボランティアグループ、関係機関などとの連携を図りながら、ボランティア活動の推進に努めます。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
個人ボランティア登録事業	利用者数 (人)	186	188	190	192	195	198
市民公益活動サポートセンター管理運営事業	登録団体数 (団体)	170	166	167	170	174	178

●各種公共施設における各種活動の推進

公民館、コミュニティセンター、地域福祉センター、老人憩の家等の市内の公共施設における、趣味や創作活動、ボランティア活動、地域自治活動など、高齢者による利用を促進します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
公民館管理運営事業	利用者数 (人)	123,604	163,790	180,000	180,000	180,000	180,000
コミュニティセンター管理運営事業	利用者数 (人)	84,106	129,524	137,022	278,053	279,903	281,770
地域福祉センター管理運営事業	利用者数 (人)	56,143	88,347	137,700	137,700	137,700	137,700

●世代間交流を育む活動の推進

高齢者の知識や経験を学校教育などの様々な場面で活かすため、世代間交流の推進を図ります。

学校教育では、戦争体験や農業体験などの学習機会、伝承遊び、郷土の祭りなど、高齢者の知識や経験を児童や生徒などの次世代に伝えていく活動を推進します。

また、児童センター、老幼の館、保育園等では、遊びや各種行事を通じて子どもと保護者、高齢者など様々な世代の交流を推進します。

② 就労支援

●佐倉市シルバー人材センターへの支援

公益財団法人佐倉市シルバー人材センターは、高齢者就業援助法人として、就労による高齢者の社会参加の促進及び地域社会に貢献することを目的として設立されました。協働・共助のもとに働くことを基本とし、会員による自主的・自立的運営を行っています。今後も、高齢者の就業機会を確保し、就業の拡大と雇用の安定を図るため、佐倉市シルバー人材センターに対して支援します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
シルバー人材センター補助事業	会員数(人)	1,009	1,025	1,110	1,110	1,110	1,110
	就業延人数(人)	103,679	105,056	108,000	108,000	108,000	108,000
	年間就業率(%)	82.2	81.8	85.0	85.0	85.0	85.0

●高齢者福祉作業所の運営

60歳以上の市民で構成する団体を対象に、高齢者の知識と経験を活かした就労や収入等につながる技術の習得を図るための活動の場を提供するため、高齢者福祉作業所を運営します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
レインボープラザ佐倉 管理運営委託事業	利用団体数 (団体)	128	128	130	130	130	130
	利用者数 (人)	1,051	1,083	1,230	1,230	1,230	1,230

●高齢者のための就業に関する相談及び情報提供

働く意欲のある高齢者に就業機会の情報提供を行うため、定年退職者等の軽易な業務等への就労を援助する佐倉市シルバー人材センターの活動等を広報します。また、市とハローワーク成田が協力して設置運営する地域職業相談室により、高齢者の就労情報を提供するほか、ホームページで就労に関する各種機関を紹介するなど、高齢者等の就業機会の確保に向けた情報提供を行います。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
シルバー人材センター 入会説明会	参加者数 (人)	189	203	240	250	260	270
地域職業相談室運営 事業	利用者数 (人)	9,796	7,915	7,233	6,676	6,162	5,688

(4) 敬老事業の推進

市民の敬老意識の高揚を図るとともに、高齢者の地域社会への参加及び生きがいの充実を図るための取組を推進します。

① おじいちゃん・おばあちゃんありがとうの気持ちを伝えたい事業の推進

若い世代を中心に、世代を超えた様々な人の敬老意識の高揚を図るとともに、高齢者の地域社会への参加の推進や生きがいの充実を図ることを目的とした、地区社会福祉協議会が主体で行う取組を支援していきます。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
おじいちゃん・おばあ ちゃんありがとうの気 持ちを伝えたい事業	実施地区数 (地区)	14	14	14	14	14	14
	敬老率※ (%)	94	91	80	80	80	80

※お年寄り（地域貢献活動を行っているお年寄り）に対して尊敬していると感じる市民の割合

② 敬老祝金の贈呈

当該年度内に満99歳と満100歳に達する人の長寿を祝うとともに敬老思想の高揚を図るため、敬老祝金を贈呈します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
敬老祝金贈呈事業	対象者への 通知件数 (件)	113	122	153	190	190	190

(1) 健康づくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと健康で安心した生活を送ることができるよう、健康の維持・増進等を目的とした各種の情報やサービスを提供し、高齢者の健康維持・増進を推進します。

また、難聴や視野障害、骨粗しょう症などの、加齢に伴う身体機能の変化についての正しい知識の普及・啓発を図ります。

① 心とからだの健康づくり

佐倉市健康増進計画「健康さくら21(第3次)」の基本理念「すべての人が、自分らしく、健康(健幸)に過ごせるように」のもと、高齢者になっても、健康で自立して暮らすことのできる期間を長く保つ「健康寿命の延伸」につながる取組を推進します。

【主な取組】

- 生活習慣病について、正しい知識を普及啓発します。
- がん検診や特定健診(健康診査)の重要性を啓発し、受診を勧奨します。
- 健診の結果を健康づくりに役立てられるよう支援します。
- 生活習慣病予防のために、野菜を1日350g以上とれるよう、野菜を多くとれるメニューを広めます。
- ロコモティブシンドロームの予防について普及啓発します。
- 運動をはじめ、運動を習慣にできるよう普及啓発します。
- 日常生活の中で、歩数を増やす方法や必要性について普及啓発します。
- 身体活動・運動、座位行動に関する情報などについて、周知・啓発します。
- こころの健康・うつ病やこころの病に関する正しい知識の啓発、相談窓口等を情報提供します。
- 歯・口腔と生活習慣病との関係、噛むことの効果を普及啓発します。
- 歯科医師会と連携し、歯と口腔の健康づくりの取組を推進します。

② はり、きゅう、マッサージ等利用助成

高齢者等の健康の増進を図るため、60歳以上または身体障害者手帳等を所持している18歳以上の市民のうち、はり、きゅう、マッサージ等の施術を受ける人を対象に、「はり、きゅう、マッサージ等施設利用助成券」を交付し、費用の一部補助を行います。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
はり・きゅう・マッサー ージ等施設利用助成 事業	申請件数 (件)	3,125	3,103	3,500	3,500	3,500	3,500
	発行枚数 (枚)	34,704	34,428	38,750	38,750	38,750	38,750
	助成券 利用率(%)	51.2	50.6	48.0	48.0	48.0	48.0

(2) スポーツ活動の推進

「佐倉市スポーツ推進計画」に定める、ライフステージに応じた健康・体力づくりの取組として、高齢者のスポーツ活動を推進します。

【主な取組】

- 高齢者の生きがいづくりや仲間づくりなどにつながるよう、高齢者を対象とした各種スポーツ大会を開催する団体への支援を行います。
- 高齢者が無理なく、楽しみながら日常生活の一部として健康づくりや介護予防を行えるよう、体操教室や学習会等を開催し、普及に努めるとともに、継続的に体操等を行う「通いの場」を増やしていきます。また、佐倉ふるさと体操等、高齢者でも気軽に行える体操を指導し広めるボランティアの育成と支援に努めます。

3 介護予防の総合的な推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、一人ひとりが健康づくりや介護予防の知識を持ち、実践しながら生活するとともに、生きがいづくりや社会参加の場を確保することが重要です。

高齢者の社会参加と自立した日常生活を促進し、要介護状態となることの予防、要介護状態の軽減と重度化の防止を図ります。

また、包括的な介護予防体制の確立のため、事業間の連携や専門職の積極的な関与など、地域共生社会の実現に向けた体制強化に資する施策を推進します。

(1) 一般介護予防事業

生きがい、役割を持って生活できる地域の構築を目指して、年齢や心身の状況に関係なく全ての高齢者が参加できる、住民主体の通いの場を拡大・充実して、介護予防を推進します。また、関係各課と連携し介護・医療・健診情報等を活用した介護予防と保健事業の一体的な実施のための調整を進めます。

① 介護予防把握事業

閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を、民生委員・児童委員、主治医、関係機関等からの情報提供により把握し、住民主体の通いの場や、訪問型・通所型短期集中予防サービスへつなげます。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
通いの場や短期集中予防サービスへつながった人数	人数 (人)	—	—	—	40	45	50

② 介護予防普及啓発事業

介護予防の知識を普及啓発するため、講演会や各種教室、相談、出前講座等を実施します。あわせて、広報やホームページ、回覧板等の媒体により教室等の開催情報の周知と介護予防の知識普及に努めます。

また、佐倉わくわく体操会等をきっかけとした住民主体の通いの場づくりを継続します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防教室等の開催	回数 (回)	376	561	560	570	575	580

③ 地域介護予防活動支援事業

地域で介護予防の知識の普及と実践を担う介護予防リーダー等のボランティア養成研修を実施します。また、住民主体の通いの場の充実を図るため、保健・医療の専門職による助言等の関与により、通いの場における効果的かつ継続的な介護予防の取組を支援します。

また、効果的な介護予防マネジメントや自立支援に向けたサービスを促進するため、地域ケア会議やサービス担当者会議、介護者や介護職員に対して、リハビリテーションの視点から専門職による支援を行います。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防ボランティア養成	新規養成者数 (人)	4	10	22	30	30	30
活動支援補助金の交付	団体数 (団体)	29	30	30	40	40	40
住民運営の介護予防活動団体支援	回数 (回)	164	179	190	200	200	200
週1回以上活動する通いの場	か所数 (か所)	73	77	110	115	120	125
	参加者数 (人)	1,435	1,308	2,000	2,100	2,200	2,300

(2) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防、軽減、悪化の防止と、地域で自立した日常生活を送ることを目的とし、人それぞれの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるようにするための事業です。

また、要支援者等のニーズの多様化に対して、専門職によるサービスの提供に加え、地域の多様な主体が参画してサービスを充実させることにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等が可能とし、地域の支え合いの体制づくりが推進されます。

① 訪問型

【主な取組】

○訪問介護相当サービス

身体機能や認知機能の低下が見られ、専門職の支援を必要とする要支援者等に対して、ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。このサービスは、以前の介護予防訪問介護に相当するものです。

○訪問型生活援助サービス（訪問型サービスA）

身体機能等の低下により家事等に支援が必要な要支援者等に対して、市の研修を修了した「生活援助ヘルパー」が居宅を訪問し、生活援助を行います（身体介護はしません）。

○住民主体の生活支援サービス（訪問型サービスB）

住民主体の団体が要支援者等の日常生活（買い物援助、調理、ゴミ出し、電球の交換、庭木の剪定、草取り、障子・網戸の張替え、布団干し、階段の掃除等）の支援を行う事業費の一部を補助します。

○訪問型短期集中予防サービス（訪問型サービスC）

通常に通所サービスの利用が困難で、早期介入による閉じこもりの予防・改善、生活機能の向上等の支援が必要な要支援者等に対し、市の保健・医療の専門職が住まいを訪問し、介護予防相談と支援を行います。

○法人主体の移動サービス（訪問型サービスD）

一人では公共交通機関等を利用した外出が困難な要支援者等に対して、買い物、通院、社会参加、介護保険サービス以外の通いの場及び集いの場等への送迎並びに送迎前後の付添い及び見守りを行う者に対し、事業費の一部を補助します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問介護相当サービス	利用者数 (人)	487	470	435	431	427	423
訪問型生活援助サービス	利用者数 (人)	5	5	5	5	5	5
訪問型サービスB 補助金の交付	団体数 (団体)	6	6	5	6	7	8
訪問型サービスD補 助金の交付	団体数 (団体)	2	2	2	2	2	2

② 通所型

【主な取組】

○通所介護相当サービス

身体機能や認知機能の低下が見られ、専門職の支援が必要な要支援者等に、通所介護施設（デイサービスセンター）が行う、食事・入浴・排泄などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための支援を行います。このサービスは、以前の介護予防通所介護に相当するものです。

○通所型短期集中予防サービス（通所型サービスC）

短期間の集中的な支援により心身機能や社会参加の回復が期待できる要支援者等に対して、市の保健・医療の専門職による介護予防プログラムを、通所形式で実施します。

○法人主体の通所型サービス

身体機能や認知機能の低下が見られ、専門的支援を必要とする要支援者等に対して、社会福祉法人等が自ら管理運営する市内の介護保険施設等で行う、保健・医療・福祉の専門職による閉じこもり予防や自立支援に資する活動の費用の一部を補助します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
通所介護相当サービス	利用者数 (人)	919	1,000	1,047	1,075	1,104	1,134
通所型短期集中 予防サービス	利用者数 (人)	11	10	8	12	14	16
法人主体の通所型 サービス	団体数 (団体)	2	2	2	2	2	2

③ 介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを提供します。

介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センター職員等を中心として、本人や家族と話し合い、自立に向けた目標の達成に取り組んでいけるよう、介護予防の取組や適切なサービスの利用を支援し、ケアプランの作成を行います。

また、介護予防ケアマネジメントの質の向上を図るため、地域ケア会議等を活用した多職種の連携のもとでの個別事例検討や、地域包括支援センター職員向けにケアプランチェックを実施します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防ケアマネジメント	要支援相当者数 (人)	3,016	3,102	3,190	3,279	3,371	3,465
	延べ利用者数 (人)	8,710	8,538	8,833	8,818	8,803	8,788



「安心な生活の確保」

～住み慣れたまちで自分らしく暮らすために～

1 安心できる在宅福祉サービスの提供

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の高齢者のうち特に支援が必要な人に対して、生活の質の維持等を図るため、介護保険外の在宅福祉サービス等を提供します。

(1) 一人暮らし・高齢者世帯を支える在宅福祉サービス

① 高齢者等ふれあい配食サービス

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などで、心身の障害等の理由で調理や買い物が困難な人に、居宅での生活を支援するため、週に1～5回、夕食を配達します。配達は、本人に直接手渡しして、安否確認を行います。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
高齢者等ふれあい配食サービス	配食対象者数 (人)	138	177	195	210	225	240
	延べ配食数 (食)	15,463	17,549	18,480	19,400	20,300	21,100

② 緊急通報装置の貸与

一人暮らしの高齢者等を対象に、疾病・災害等による不測の緊急時に即応するため、居宅に設置する緊急通報装置を貸与します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
緊急通報装置の貸与	貸与対象者数 (人)	161	224	274	330	385	420

③ 高齢者台帳の登録

一人暮らしの高齢者や認知症、寝たきり高齢者等のうち希望者について、見守りや緊急時の対応、各種福祉サービス利用等に役立てる高齢者台帳を作成し、市と民生委員・児童委員、地域包括支援センターの三者で情報を共有します。

(2) 在宅生活における介護者等への負担軽減

① 紙おむつ等の購入費用助成

要介護3～5の認定を受けた65歳以上の市民を対象として、ご本人とご家族の負担を軽減するため、対象者が使用する紙おむつ等の購入費用の一部を助成します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
紙おむつ等購入 助成事業	申請件数 (件)	1,340	1,426	1,404	1,670	1,780	1,890
	助成券利用 実績(件)	19,651	20,990	20,250	24,000	25,500	27,000

② 訪問理美容出張費用の助成

高齢者や障害者のみの世帯の65歳以上かつ介護度が要介護4以上で、疾病等の理由で外出が困難な人を対象に、居宅で理容または美容のサービスを受ける場合の出張費用の一部を助成します。

③ 生活管理指導短期宿泊（ショートステイ）

基本的な生活習慣の欠如や対人関係が成立していないなど社会的対応が困難で、介護保険サービスの対象外の高齢者に対して、養護老人ホームにおける短期間の宿泊により日常生活に対する指導・支援を行い、基本的な生活習慣の確立が図られるよう援助します。

④ 福祉タクシー利用料金の助成

高齢者台帳に「寝たきり」と登録されている人に、福祉タクシー券、福祉寝台車券を交付し、外出のためタクシーを利用する場合の料金の一部を助成します。

⑤ 介護者教室

介護家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、「介護者教室」を開催し、現に介護中やこれから介護する予定の人を対象にした、基本的な介護に関する学習や実習と介護

相談を行います。

⑥ 介護者のつどい

介護家族の精神的負担の軽減を図るため、介護に関する学習や介護者自身の健康管理、情報交換等を通じて支援を行う「介護者のつどい」を開催します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護者教室	開催回数(回)	-	-	-	20	20	20
	延べ参加者数 (人)	-	-	-	300	320	340
介護者のつどい	開催回数(回)	25	36	40	40	40	40
	延べ参加者数 (人)	133	206	385	400	410	420

⑦ 介護マークの交付

介護中であることを周囲に理解されるための介護マークを、介護をする人に交付します。また、広報やホームページ等により、制度の普及啓発に努めます。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護マークの交付	交付枚数 (枚)	2	11	10	10	10	10

(3) 見守り支援・もしもの時の支援

① 安心カードの交付

外出時に携行することで万一の救急時や災害時に第三者に持ち主の情報を提供し、適切な対応に役立てるため、持病やかかりつけ医の連絡先等を記載できる名刺サイズの安心カードを、市内在住の65歳以上の人など希望する方に配布し、普及を図ります。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
安心カード用紙配布事業	配布場所 (か所)	15	15	15	15	15	15

② 救急医療情報キットの給付

緊急時等に必要な情報（かかりつけ医療機関、持病・服薬、緊急連絡先等）を記入して冷蔵庫内に保管することで、万一の救急時や災害時の適切な対応につなげるため、救急医療情報キットを市内に居住する75歳以上の人に給付します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
高齢者安心キット給付事業	周知回数 (回)	2	2	2	2	2	2
	配布数 (枚)	2,496	3,230	3,400	3,500	3,200	3,000

③ 佐倉市高齢者見守り協力事業者ネットワーク

高齢者の異変等を発見した場合に、市や地域包括支援センターに連絡する協定を、地域の事業者と締結しています。協定事業者の協力により、高齢者を地域においてさりげなく見守ることで、早期の対応を図ります。あわせて、協定締結事業者の拡大に努めます。

④ 2市1町SOSネットワーク

徘徊等で行方不明になった認知症高齢者等を迅速に発見するため、佐倉市、八街市、酒々井町と、佐倉警察署、佐倉警察署管内防犯組合連合会、佐倉市八街市酒々井町消防組合で構成する2市1町SOSネットワーク連絡協議会からFAXや防災行政無線等による情報提供を行い、市民に捜索への協力を呼びかけます。

事前登録により、「SOSステッカー」（靴のかかと部分に貼る登録番号入りの反射ステッカー）を交付することにより、認知症高齢者等が行方不明となったときの早期発見と安全の確保を図ります。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
2市1町SOS ネットワーク	検索回数 (回)	31	34	40	35	35	35
	事前登録者数 (ステッカー 交付数)	35	59	40	40	40	40

⑤ 高齢者見守り事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、見守り体制の強化を図ります。地域の高齢者の小さな異変に気づき、必要な支援へつなげていけるよう、見守りの必要性についての周知・啓発を行います。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
見守りに関する 啓発パンフレット	配架施設数 (か所)	—	—	—	65	66	67

2 認知症にやさしい佐倉の推進

急速な高齢化の進展に伴い認知症の方が増加しています。認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう共生社会の実現を推進していきます。

また、認知症の人とその家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



(1) 認知症の理解を深めるための普及・啓発

① 認知症サポーター養成講座

認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解、接し方などを学び、認知症の人とその家族を地域であたたかく見守る「認知症サポーター」を養成するための講座を開催します。

認知症の人と特に関わることの多い小売業・金融機関・公共交通機関等の従業員、子どもや学生に対する養成講座の拡大に努めます。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症サポーター 養成講座	開催回数 (回)	26	30	35	40	45	50
	受講者数 (人)	712	618	620	1,000	1,300	1,700
	サポーター数 (人)	22,504	23,122	23,623	24,223	24,923	25,723

② 認知症の人本人からの発信支援

地域で暮らす認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう、普及啓発に取り組みます。

あわせて、認知症の人やその家族が、望んでいる環境で自分らしく暮らし続けるために、社会の理解を深め、地域の人が認知症に関する正しい知識と理解を持って、認知症があってもなくても同じ社会の一員として地域をともに創っていけるよう、支援体制づくりや認知症の理解の促進に努めます。

③ 認知症サポート医、認知症専門医による普及・啓発

講座の開催等を通じ、地域住民や認知症の人の家族、介護サービス関係者等に認知症の正しい知識の普及を図ります。

④ 広報やリーフレットなどによる、認知症の理解促進等

広く市民の認知症への理解を深めるとともに、認知症の人やその家族が、早期の気づきにより医療・介護の専門職への適切な相談ができるよう、広報活動を行います。

世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）を中心として、世界アルツハイマー月間である9月において、認知症に関するイベントや認知症サポーター養成講座の実施、普及啓発に係る取組を行い、認知症の理解の促進を図ります。

(2) 予防

生活習慣病の予防、運動不足の改善、コミュニケーションの機会の確保、社会的孤立の解消や役割の保持等、認知症の予防に関連する情報の収集、普及啓発及び地域において高齢者が身近に通うことのできる「通いの場」の拡充に努めます。

（第1章「3 介護予防の総合的な推進」参照）

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

① 認知症初期集中支援チームによる支援

認知症の人と医療受診や介護サービスを受けていないものの認知症が疑われる人を対象に、各地域包括支援センター内の「認知症初期集中支援チーム」と認知症サポート医が支援計画を作成し、受診や介護サービスへの利用支援等の初動対応を包括的・集中的に行うことで、家族負担の軽減と在宅生活の継続を支援します。

② 認知症地域支援推進員活動の支援

認知症施策の推進役を担う認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置し、認知症の人を支える地域資源の把握や認知症施策の普及促進、チームオレンジの活動支援及び推進、医療と介護の連携づくりを推進します。

③ 認知症カフェ（オレンジカフェ）の開設

「認知症カフェ（オレンジカフェ）」を開設し、認知症の人を支えるつながりと、認知症の方の家族の介護負担を軽減します。

④ 物忘れ相談の実施

物忘れや認知症について不安がある人とその家族を対象に、専門医等による物忘れ相談を実施します。受診の必要性の判断と、軽度認知障害（MCI）の早期発見により、認知症予防の支援につなげます。

⑤ 多職種連携研修会の開催

認知症のケアには多職種の協働が必要なため、知識や技術の習得を目的とした合同研修会を開催し、連携した支援体制づくりを進めます。

⑥ 認知症連携シート「さくらパス」等の積極的な活用推進

認知症の人と家族を支える多職種が連携し、情報を共有するため、連携パスの活用を促進します。

⑦ 家族介護支援事業（介護者教室・介護者のつどい）の開催

介護家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、「介護者教室」を開催し、現に介護中やこれから介護する予定の人を対象にした、基本的な介護に関する学習や実習と介護相談を行います。

介護家族の精神的負担の軽減を図るため、介護に関する学習や介護者自身の健康管理、情報交換等を通じて支援を行う「介護者のつどい」を開催します。

（第2章「1 安心できる在宅福祉サービスの提供」（2）⑤⑥の再掲）

⑧ 共生と社会参加活動の推進

認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる共生社会の構築を目指します。また、認知症の人のつながりを支援し、家族等の介護負担の軽減を図りながら、認知症の人が地域において役割を担い、生きがいをもった生活を送れるよう、支援体制づくりを進めます。

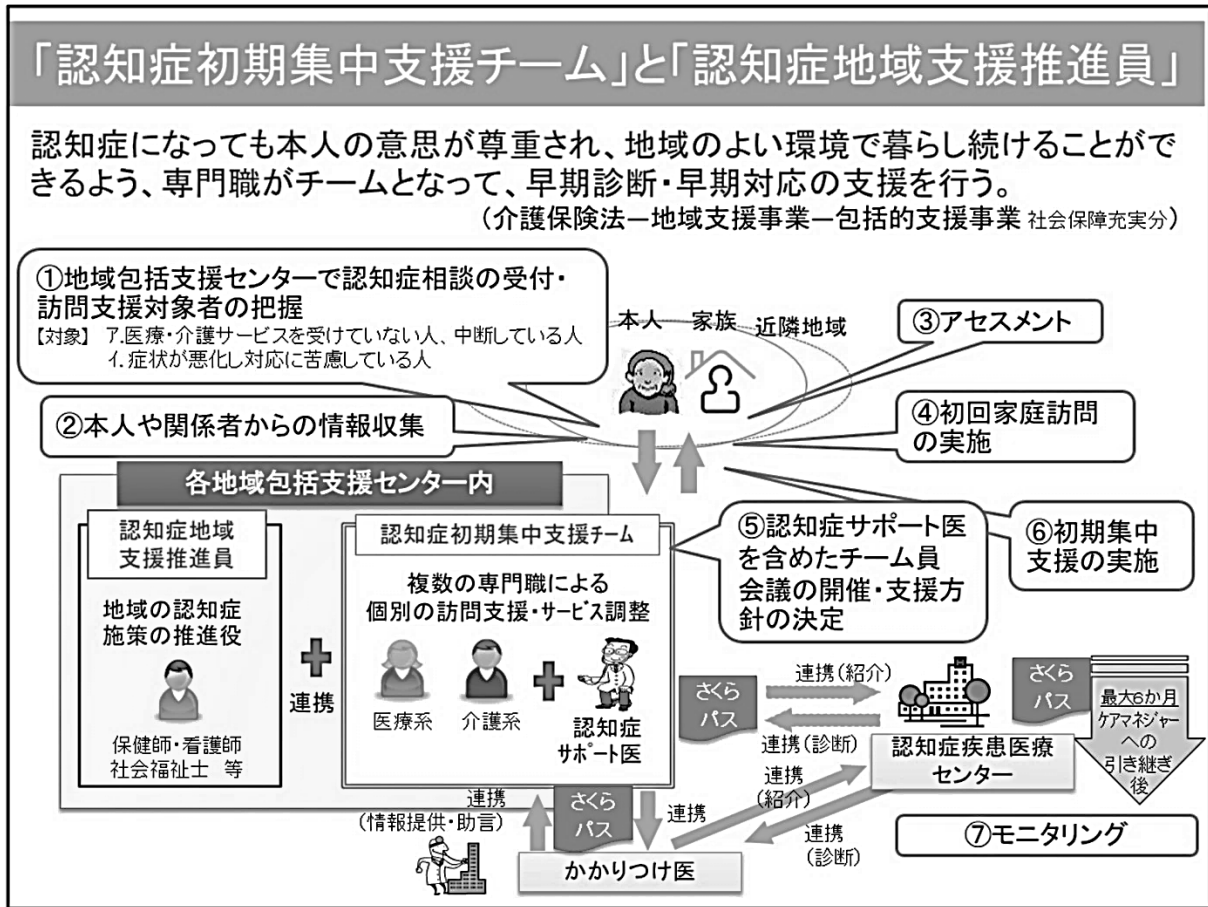
⑨ 認知症の人の意思決定に基づく支援体制の整備

認知症の人の意向を尊重し、その尊厳を保持しつつ、切れ目なく保健医療サービス、福祉サービス等が提供されるよう、支援体制づくりを進めます。

⑩ 若年性認知症の人への支援、社会参加支援

若年性認知症についての周知と理解の促進、相談機関や医療へのコネクトを図りながら、若年性認知症の人の就労等に関する情報等を提供し、孤立させない支援体制づくりを推進します。

○ 「認知症初期集中支援チーム」と「認知症地域支援推進員」



【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症カフェ (オレンジカフェ)	設置箇所数 (か所)	5	5	6	6	7	8
物忘れ相談	開催回数 (回)	—	—	—	12	12	12
多職種連携研修	開催回数 (回)	—	—	—	5	6	6
認知症地域支援・ケア向上事業推進補助金	交付団体数 (団体)	—	—	—	5	6	7

(4) 認知症バリアフリー、社会参加支援

① 認知症高齢者声かけ訓練の実施

認知症の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の見守り支援体制を整えるため、認知症高齢者に対する声のかけ方訓練を実施します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症高齢者声かけ訓練	参加者数 (人)	-	-	-	80	90	100

② チームオレンジ活動推進

地域に暮らす認知症の人と家族の困りごと等の支援ニーズと、認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み「チームオレンジ」を整備し、認知症の本人や家族を含めた登録者数を増やし、地域における支援ニーズの把握や認知症の理解促進、本人発信支援等についての活動を推進します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
チームオレンジ活動推進	新規 登録者数 (人)	-	-	-	6	7	8

③ 佐倉市高齢者虐待防止ネットワークの活用

高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応・再発防止を図るため、市内の関係機関・団体等が連携を強化するために設置している「佐倉市高齢者虐待防止ネットワーク」を活用した関係機関によるケース検討会議の開催や、専門機関等と連携した様々な支援・対応を進めます。(第2章「4 権利擁護と地域での見守り」(3)②を引用)

④ 2市1町SOSネットワーク

徘徊等で行方不明になった認知症高齢者等を迅速に発見するため、佐倉市、八街市、酒々井町と、佐倉警察署、佐倉警察署管内防犯組合連合会、佐倉市八街市酒々井町消防

組合で構成する「2市1町SOSネットワーク連絡協議会」からFAXや防災行政無線等による情報提供を行い、市民に捜索への協力を呼びかけます。

事前登録により、「SOSステッカー」（靴のかかと部分に貼る登録番号入りの反射ステッカー）を交付することにより、認知症高齢者等が行方不明となったときの早期発見と安全の確保を図ります。

（第2章「1 安心できる在宅福祉サービスの提供」（3）④の再掲）

3 在宅医療・介護の連携と推進

2040年に向かい、佐倉市の総人口は減少する中、高齢者人口の割合は増加し、医療・介護サービスの一層の需要増加が想定されます。

人生において、常に健康状態が変化する中、高齢期になると、加齢に伴う心身機能の衰えから日常生活において医療や介護が必要となることや、容態が急変して入院することもあります。また、退院後は在宅医療や介護、在宅療養中の容態急変、看取りに至ることなどが想定されることから、在宅療養者が医療・介護サービスを必要とする場合には、両者が連携して高齢者が住み慣れた地域で最後まで生活ができるよう支援していく必要があります。

(1) 日常療養の支援

医療・介護関係者の多職種連携・協働により、患者・利用者・家族の日常の療養生活を支援することで、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で生活が送れるよう支援します。

(2) 入退院支援

入退院の際に、医療機関・介護事業所等が情報を共有し、協働することにより、一体的で円滑な医療・介護サービスが提供されることで、医療・介護の両方を必要とする高齢者が希望する場所で日常生活を過ごすことができるよう支援します。

(3) 急変時の対応

医療・介護・救急（消防）が連携することにより、在宅で療養する医療・介護の両方を必要とする高齢者の急変時にも、本人の意思も尊重された対応を適切に行うことができるよう支援します。

(4) 看取りの対応

在宅で療養生活を送る医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、本人が望む場所で人生の最終段階を迎えることができるよう支援します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
在宅医療・介護連絡会議の開催	開催回数 (回)	—	—	—	1	1	1
多職種の連携推進と資質向上のための多職種研修会等の開催	開催回数 (回)	—	—	—	2	2	2
市民への啓発活動	啓発回数 (回)	—	—	—	5	6	7

4 権利擁護と地域での見守り

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができるよう、成年後見制度の普及と制度の活用を図ります。また、地域の関係機関と連携して、支援を必要とする人の早期発見と適切な支援につなげるための体制づくりを進めます。

(1) 成年後見制度

① 成年後見制度利用促進

「第2期佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、制度の利用促進に取り組むとともに、中核機関（佐倉市成年後見支援センター）が主軸となり関係機関と連携しながら、制度利用に係る相談や、後見人の支援等を行います。また、弁護士会等の士業団体や民間団体と協力して講演会の開催等を行い、成年後見制度の普及啓発と利用の促進を図ります。

② 成年後見審判請求事務等

成年後見制度の利用が必要にもかかわらず親族による申立が期待できない高齢者について、市長が家庭裁判所へ審判の請求を行います。あわせて、費用負担が困難な場合に、申立費用や後見人等の報酬を助成します。

(2) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

認知症等により判断能力が不十分なため、生活上に何らかの問題を抱える高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し安心して生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用手続きの代行や日常的な金銭管理等の援助を行っている佐倉市社会福祉協議会につなぐ等、地域と連携して支援をしていきます。

(3) 高齢者の虐待防止

高齢者虐待は、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応とともに、高齢者と養護者への支援が必要です。地域住民や民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等による地域の見守りを行うとともに、「虐待防止ネットワーク」を活用して、高齢者と養護者に対する支援を行います。

① 高齢者をとりまく地域における見守り意識の高揚

高齢者虐待の早期発見には、高齢者のわずかな異変を察知できる、居住する地域の人々等による日常における気付きが重要です。このため、「佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク会議」等による関係機関の情報共有と連携の強化を図ると

もに、広報やホームページ等を活用し、高齢者虐待に関する正しい知識の普及と、虐待防止への地域の意識の高揚を図ります。

② 佐倉市高齢者虐待防止ネットワークの活用

高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応・再発防止を図るため、市内の関係機関・団体等が連携を強化するために設置している「佐倉市高齢者虐待防止ネットワーク」を活用した関係機関によるケース検討会議の開催や、専門機関等と連携した様々な支援・対応を進めます。

(4) 養護老人ホームへの適切な入所措置

在宅において日常生活を営むのに支障がある65歳以上の高齢者に対し、心身の状況、その置かれている環境の状況等を総合的に勘案して、老人福祉法第11条の規定による老人ホームへの入所等の措置を適切に行っていきます。

5 在宅生活を支える体制の充実

(1) 生活支援体制の整備

増加する一人暮らしの高齢者世帯や高齢者のみ世帯、認知症の高齢者に対して、医療、介護のサービスだけでなく、様々な生活支援サービスを提供する主体と協力することや、多様な地域資源を活用することで、様々な日常生活支援の提供体制を充実させていきます。

さらに、高齢者が就労的活動等の役割をもって社会参加していく取組を検討していきます。

① 生活支援コーディネーターの配置

各地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況の把握、マッチングを行い、生活支援等サービス提供体制整備の推進に努めます。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
生活支援コーディネーター	配置人数 (人)	-	-	-	5	5	5

② 協議体の設置及び運営

生活支援コーディネーターと生活支援サービス提供者などの多様な関係機関の連携・協働を図るため、協議体を随時設置し、高齢者の生活を支える仕組みづくり、ネットワーク化を進めていきます。協議体には、地域住民や関係団体等が参加し、地域の中での課題や不足する資源について、課題解決及び資源開発に向けた検討を行います。また、地域福祉コーディネーターや、民間企業等との連携も進めていきます。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
協議体	開催回数 (回)	5	14	15	30	32	34

(2) 地域ケア会議の推進

包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施、また、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくため、地域ケア個別会議と地域ケア推進会議を実施します。

① 地域ケア個別会議の実施

医療・介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援します。また、高齢者が尊厳を保持しながら、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、多職種が連携しながら自立支援に資するケアマネジメント、ケアを提供するため、介護予防のための地域ケア個別会議の体制を強化していきます。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域ケア個別会議（課題解決型）	実施件数 (件)	—	—	—	25	25	25
介護予防のための地域ケア個別会議（自立支援型）	実施件数 (件)	—	—	—	50	50	50

② 地域ケア推進会議の実施

個別事例を検討する会議から地域課題の抽出を行い、民生委員、NPO法人、社会福祉法人及びボランティア等、多様な関係者と連携しながら、地域課題の解決を検討していきます。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域ケア圏域推進会議	開催回数 (回)	—	—	—	10	10	10
地域ケア推進会議	開催回数 (回)	—	—	—	1	1	1

6 高齢者が暮らしやすい住環境の整備

(1) 福祉のまちづくりの推進

高齢者が安心・安全に行動できる都市環境を目指して、市民、民間事業者等との連携を強化し、計画的な「福祉のまちづくり」を推進します。

① 福祉のまちづくりの推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）や「千葉県福祉のまちづくり条例」に準拠して、公共施設のバリアフリー化、安全で快適な歩行環境整備など各種事業を推進します。

② 公共公益施設等の整備におけるユニバーサルデザイン化の推進

公共公益施設等の整備では、バリアフリー法や千葉県福祉のまちづくり条例に従い、高齢者、障害者等が円滑に利用できるユニバーサルデザイン※による施設づくりを行います。また、「バリアフリー法」や「千葉県福祉のまちづくり条例」に該当する開発行為や商業施設等の整備について、事前協議段階より、高齢者・障害者等が円滑に利用できるユニバーサルデザインによる整備を要請します。

※ユニバーサルデザイン

普遍的な、全体の、という意味が示しているように、「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

(2) 安心して利用できる交通基盤の整備

高齢者が道路等の公共空間や公共交通を利用する際に障害となる、段差、自動車や自転車の通行等の危険・不都合な場所の改善解消を図り、全ての人安心して利用できるよう、様々な交通基盤の整備や施策の推進に努めます。

① 道路整備

高齢者等が安心安全に移動できるように、市街地における歩道の整備、視覚障害者用誘導ブロックの整備、車いすに対応した歩道幅員の確保、勾配や段差の解消等の対策を推進します。また、主要な道路における電線類の地中化等による電柱などの障害物の排除、坂道や階段における手すりの設置、休憩スペースの確保等高齢者等の負担軽減を図ります。

② 公共交通の整備

高齢者等の社会参加の促進や日常生活における移動手段の確保のため、佐倉市コミュニティバスの運行や民間交通事業者との協力による公共交通網の維持、充実を図っていきます。また、鉄道駅のバリアフリー設備の整備については、鉄道事業者の整備計画等を踏まえて、支援をしていきます。

③ 交通安全の推進

高齢者・障害者等が安心して歩行できる空間づくりを目指し、信号機や標識などの交通安全施設の整備を関係機関に要請します。あわせて、高齢者等の安全・安心な外出や移動を確保するため、高齢者等の通行に配慮した自転車・自動車の走行、駐輪・駐車マナー等の啓発を行い、交通安全を推進します。また、交通安全の啓発資料を配布して、高齢者自身の安全対策を呼びかけます。

④ 移動が困難な高齢者に対する支援

NPO、公益法人、社会福祉法人等が、要介護者や身体障害者等に対して実施する福祉有償運送について、福祉有償運送運営協議会において運送の必要性について協議します。

移動が困難な高齢者等に対し通院や買い物等の移動を支援する外出支援サービスや宅配サービスを行う事業者等について、必要とする人への情報提供に努めます。

(3) 高齢者が生活しやすい住まいの整備

高齢者が暮らしやすい住まいの整備を図るとともに、住まいに関する相談活動や情報提供に努めます。また、高齢者等が安心・安全で快適に生活することができるよう、介護保険サービスによる住宅改修費の支給を行います。

① 市営住宅の修繕

高齢者が安全・安心に市営住宅に居住することができるよう、改修にあわせてバリアフリー化を進めていきます。

② 高齢者に配慮したまちづくり・住宅づくりの誘導

「バリアフリー法」や「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者等に配慮したまちづくり・住宅づくりを推進するよう、事業者（開発事業者・建築主等）に対して要請・指導を行います。

また、有料老人ホームについては、千葉県と情報の共有を図りつつ、通院や買い物等に不便が生じないよう配慮した立地等、高齢者が安心して住み続けることのできる住まいの整備を図ります。

③ 介護保険サービスにおける住宅改修費支給

要支援・要介護の認定を受けている人に対し、必要に応じてリハビリテーション専門職等による点検を行いながら、介護保険サービスによる住宅改修費を支給します。

④ 高齢者の住まいに関する情報提供、相談活動

高齢者の住まいに関する相談に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人及び佐倉市住宅相談協議会との連携による対応や、空き家バンク制度、近居・同居住替支援事業等補助制度等の周知や、相談活動、情報提供を行います。

また、住宅確保に配慮が必要な高齢者等が、適切に住宅を確保できるよう、千葉県住まいづくり協議会やと連携して、住まい探しや居住支援サービスに関する情報提供等を行います。

⑤ 高齢者施設の整備方針について

令和22年(2040年)の人口状況を視野に入れ、かつ、地域包括ケアシステムの進展を考慮して、第9期計画期間における適正な施設整備を進めます。

7 地域包括支援センターの運営

(1) 安定した事業運営

地域の高齢者の総合相談や権利擁護、地域の支援体制づくり、介護予防等の必要な援助などを行い、日常生活の安定及び福祉の増進を包括的に支援します。

また、より暮らしやすい地域になるよう、地域の民生委員、自治会・町内会、医療機関、ケアマネジャーなど、様々な関係機関とのネットワークの構築を進め、高齢者を支援します。

① 地域包括支援センターの設置

地域の高齢者の利便性を確保するため、地域包括支援センターを、日常生活圏域ごとに1か所設置します。

② 専門職の配置

相談者の多様なニーズに答えられるよう、地域包括支援センターごとに福祉や保健の専門職を配置します。また、生活支援コーディネーター等を配置し、介護予防や生活支援サービスの提供体制の充実を図ります。

○配置基準

地域包括支援センターの円滑な運営のため、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3つの職種（準ずる者を含む。以下で「3職種」という。）を配置するものとし、その人員配置基準は、以下のとおりとします。

【ア 第1号被保険者（65歳以上高齢者）数が6,000人未満の場合】

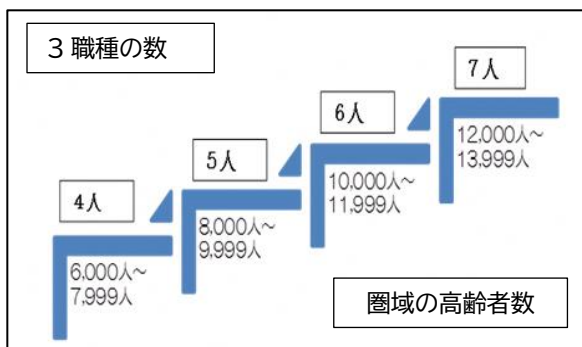
第1号被保険者 (65歳以上高齢者)	職種及び職員数		
	保健師・看護師	社会福祉士	主任介護支援専門員
概ね1,000人未満	3職種のうち1~2名		
1,000人~1,999人	3職種のうち2名		
2,000人~2,999人	1名	いずれか1名	
3,000人~5,999人	1名	1名	1名

（「佐倉市地域包括支援センターの包括的支援事業に関する基準を定める条例」第3条）

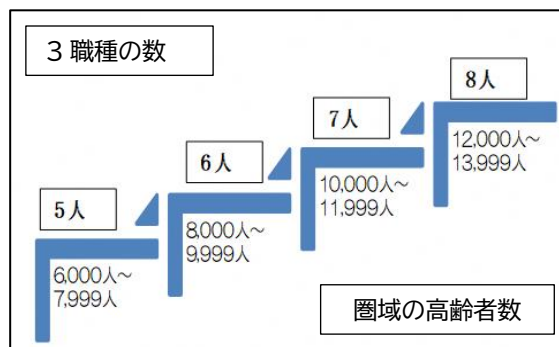
【イ 第1号被保険者（65歳以上高齢者）数が6,000人以上の場合】

圏域の高齢者人口及び面積を考慮し、以下のとおりとします。

A. 志津北部、志津南部、臼井・千代田、佐倉圏域



B. 根郷・和田・弥富圏域



○職員配置体制

3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）を配置するほかに、介護予防及び認知症の総合的支援の実施に必要な人員として常勤換算で1名の専門職、生活支援体制整備事業の実施に必要な人員として常勤換算で1名の専門職の計2名（3職種以外でも可）を配置します。

【ア 志津北部地域包括支援センター配置人数】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
配置人数	3職種 (人)	7	7	7	7	7	7
	その他職員 (人)	2	2	2	2	2	2

【イ 志津南部地域包括支援センター配置人数】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
配置人数	3職種 (人)	6	6	6	6	6	6
	その他職員 (人)	2	2	2	2	2	2

【ウ 臼井・千代田包括支援センター配置人数】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
配置人数	3職種 (人)	7	8	8	8	8	8
	その他職員 (人)	2	2	2	2	2	2

【エ 佐倉地域包括支援センター配置人数】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
配置人数	3職種 (人)	6	6	6	6	6	6
	その他職員 (人)	2	2	2	2	2	2

【オ 南部地域包括支援センター配置人数】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
配置人数	3職種 (人)	6	6	6	6	6	6
	その他職員 (人)	2	2	2	2	2	2

(2) 相談体制の充実と相談機関の連携

高齢者やその家族の様々な困りごとや相談に対し、相談者に寄り添いながら丁寧な対応を行うとともに、的確な情報の提供や助言を行います。

また、貧困や障害、ヤングケアラーなどの複合的な問題を抱えるケースにおいては、社会福祉、障害福祉、児童福祉など他の分野の相談機関と連携し、効果的な支援を行います。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
総合相談	相談件数 (件)	5,120	5,990	6,080	6,170	6,270	6,360

(3) 専門職による介護支援専門員の支援体制

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例などについて、より具体的・専門的な介護に関する助言や情報の提供の支援を図ります。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護支援専門員 相談件数	相談件数 (件)	919	930	935	940	945	950

(4) 圏域間の連携

市及び各地域包括支援センター間で日常生活圏域において把握された課題や解決策について情報を共有し、より強固な体制づくりを推進します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
連携会議	会議回数 (回)	18	19	19	20	20	20

(5) 地域包括支援センターの事業評価

地域包括支援センター業務を点検するための仕組みを検討し、実際に評価した結果を事業の改善や適切な運営に反映できるように、適正な評価を実施します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
事業評価(国)	得点率 (%)	—	—	—	93.0	93.0	93.0

8 災害・感染症対策の推進

近年、大地震、風水害による大規模な災害や、感染症の流行等により高齢者が犠牲となるケースが多く発生しています。

高齢者は、運動能力の低下等で迅速な避難行動等が取り難いため災害の犠牲になりやすく、また、老化や生活習慣病等による抵抗力の減退等に伴い感染症に罹患すると重症化の危険性が高いことから、これらの危機に関する対策の充実を図る必要があります。

(1) 災害への対策

「佐倉市地域防災計画」等に沿って、地震や水害等災害時における高齢者の生活を支える取組を進めます。

① 高齢者施設の整備方針について

東日本大震災を契機として、社会福祉法人と協定を締結し、市内の社会福祉施設を高齢者等の福祉避難所として活用する体制を築いています。さらに新設される施設との協定締結を推進するとともに、地域団体等と連携した避難訓練や検討会等の実施など災害時の実行性を高めるための取組を進めます。あわせて、被災時における施設のライフライン等確保のための検討を進めます。

② 在宅避難者への対応

地域包括支援センターや民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO、自治会・町内会、自主防災組織、ボランティア団体、福祉サービス事業者等が連携して、在宅で避難生活をおくる要配慮者に対する訪問等による健康状態の確認や福祉ニーズの把握のための連絡体制の整備を図ります。

③ BCP（業務継続計画）について

令和3年（2021年）度介護報酬改定において、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられました。

第9期計画期間以降は、全ての介護サービス事業所において策定・実施されており、策定した業務継続計画が有効に機能するように、事業所を支援します。

(2) 感染症等による健康危機への対応

「佐倉市新型インフルエンザ等対策行動計画」等に沿って、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等の感染症に対し、正しい知識を持って予防策を実践できるよう、適切でわかりやすい広報等による啓発に努めるとともに、関係機関等との連携協力の下に、感染症のまん延予防に努めます。



「介護」

～いつまでも自分らしく生きるために～

1 介護保険制度の適正な運営

団塊の世代が後期高齢期となる令和7年（2025年）を計画期間中に迎え、必要とされるサービス水準を確保し、適正に介護保険サービスの提供を行えるよう、介護基盤の充実促進と、保険者機能の向上を図るための体制を整備します。

（1）介護保険サービスの推進

介護を必要とする状態となっても、できる限り住み慣れた自宅で個人の尊厳を保ちながら、安心して暮らし続けることができるよう、引き続き在宅サービスの充実を図ります。また、自宅での生活が困難となった場合でも、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、介護サービス基盤の整備を進めます。あわせて、高齢者が安心して必要なサービスを受けることができるよう、地域の実情に応じて介護保険サービスの基盤を確保していきます。

① 事業所の整備

一般高齢者等の調査で、介護が必要になった場合に在宅介護を希望するとの回答が37.3%と多数を占めていること等を踏まえ、訪問看護や訪問リハビリテーション等の在宅生活を支える居宅サービス、24時間対応可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの充実を図ります。

なお、施設サービスの整備目標策定にあたっては、市内全域を基本単位とし、サービス提供事業者をはじめ、地域の関係者と整備の在り方を議論しながら、原則公募によりサービス基盤の整備を進めます。

② 事業者への支援

介護保険サービス事業所の運営や経営状況、サービス提供の状況把握に努めるとともに、利用者が安心してサービスを受けることができるように、きめ細かな相談対応や事故防止に向けた適切な助言を行うことにより、事業者のサービスの質の向上を図ります。あわせて、介護保険サービス事業者間で構成する各種連絡協議会等との連携を図り、事業者相互の情報交換や研修会等の活動を支援します。

また、事業所指定届や変更届等、その他書式を国の標準様式に統一するほか、メール等による申請受付や電子申請の受付体制の整備により、文書事務の負担や来庁負担の軽減を図ります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類へ移行されましたが、引き続き感染者が発生することが見込まれることから、流行下においても介護保険サービスが安定的に提供できるよう、引き続き介護現場の安全確保を図るため、介護保険サービス事業所に対し必要な支援を行います。

③ 共生型サービスの円滑な導入

佐倉市では、平成29年（2017年）の共生型サービス開始以前から、障害者の自立支援のため、障害者総合支援法に基づくサービス提供を行っており、当事者が65歳を迎え、介護保険サービスを適用する際は、当事者の心身の状況や障害特性に応じて、障害福祉サービスを加え、より適正な支援内容となるよう取り組んできました。

今後も、この支援方針を継承するとともに、高齢者サービスと障害福祉サービス事業所が連携した地域共生型施設の整備等を円滑に行えるよう引き続き支援し、障害者が65歳以上になっても使い慣れた事業所、住み慣れた地域で安心してサービスを利用できるよう取り組んでいきます。

（2）介護保険制度の円滑な運営や給付の適正化

法令等に基づく基本的なサービスを提供し、介護保険制度への信頼を維持していくために、事業者の指導及び育成を行います。また、適正な保険料の徴収と給付を推進し、適切なサービスを提供することにより、持続可能なシステムを維持するよう努めます。

① サービスの質の担保

市が指定している地域密着型介護サービスや介護予防支援、居宅介護支援の事業者に対し、事業者支援を基本とした指導を効果的に行い、介護給付等対象サービスや介護報酬の請求などに関する取り扱いの周知徹底を図ります。

基準違反などが疑われる場合には監査を実施し、違反などが認められた場合には公正かつ適切な措置を行い、介護サービスの質の確保・向上と介護保険制度への信頼性の維持に努めます。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービスの質の担保	集団指導回数 (回)	1	1	1	1	1	1
	運営指導回数 (回)	9	18	14	20	20	20

② 適切な要介護認定の推進

高齢化率の増加に伴い要介護認定の申請者数と経費も増加する中、必要な介護サービスを迅速に提供するために、認定調査と審査判定が速やかに実施できるよう、介護認定審査会や認定調査員の体制を整備します。あわせて、電子化等による事務効率化に努めます。

また、公平かつ適正な認定調査及び審査判定を行うため、国の基準に基づき事務を執行するとともに、審査会委員や認定調査員への研修等を実施し、適切な運用を図っていきます。

③ 介護給付適正化事業の取組

利用者にとって真に必要な介護サービスを確保するとともに、介護報酬請求内容の点検等の実施により介護給付等に要する費用が適正なものとなることを目的として、介護給付適正化事業を行います。

介護保険サービスが必要な人に適切かつ効果的に提供されるよう、①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検（住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査を含む）③医療情報との突合・縦覧点検など引き続き適正化に取り組み、内容を充実していきます。

また、指定介護サービス事業所への運営指導等の実施により、効果的で適切なサービス提供がされているかの確認及び居宅介護支援事業所へのケアプランの点検を実施し、介護支援専門員の資質・専門性の向上などを支援するとともに、その手法について研究を進めます。その他、安定した介護保険制度運用のため、被保険者をはじめ広く市民に介護保険制度の周知を行い、適切な利用を促していきます。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
適正化主要事業の実施数	事業数 (事業)	5	5	5	3	3	3

※第6期「介護給付適正化計画」に関する指針において、給付適正化主要5事業は、上記①～③の3事業に再編されました。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ケアプラン点検の実施数	件数	－	－	－	20	20	20

④ 低所得者等の負担軽減

低所得者等が、介護サービスの利用を制限されることがないように、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の活用促進などを図り、高齢者の所得状況に配慮した負担軽減策を実施します。また、サービスの利用控えによる重度化防止や家族の介護疲れを防ぐためにも、1か月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される高額介護サービス費や、所得・資産が一定以下の場合に利用できる負担限度額制度、また、災害時における減免制度など、個別の制度の周知に努めます。

(3) 介護サービスの質の向上

ケアの質を確保しながら必要なサービスが行えるよう、介護事業者の業務効率化への取組を支援します。

深刻化する介護人材不足に対応するために、介護の仕事に対するイメージの向上や各種啓発、情報提供、人材確保に向けた様々な支援を充実します。

高齢者が多様化するニーズに応じてきめ細かなサービスを受けられるよう、苦情相談体制を充実させるとともに、介護相談員派遣事業等を実施し、サービスの質の向上に努めます。

① 苦情相談体制の充実

利用者が適切なサービスを受けることができるよう、相談体制の充実を図ることで、介護サービスの質の向上につなげます。苦情解決にあたっては、その内容に応じて、地域包括支援センターや千葉県、千葉県国民健康保険団体連合会等と連携し、解決を図っていきます。

② 介護相談員派遣事業の実施

利用者や家族の声を受け止め、施設における課題の調整や問題解決を行うことで、苦情に至る事態を未然に防止するなど、介護サービスの質の向上を図るため、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、グループホーム等に、介護相談員を派遣しています。今後も、施設の増加や施設における困難事例に対応できる介護相談員体制づくりを進める

とともに、相談員制度の普及啓発と活動の充実を図りつつ、介護サービスの質の向上や虐待の未然防止等を推進していきます。

(4) 介護保険などに関する情報の提供・周知啓発

高齢者に必要な医療・介護・福祉・保健サービスの種類が多様化している中、サービスを必要としている人が適切なサービスを選択できるよう、市民と事業者へ情報をわかりやすく提供します。

① 介護保険や福祉制度に関する情報の提供

【主な取組】

○制度案内の充実

介護保険制度やサービスを紹介する「みんなの介護保険」や福祉制度に関する情報を掲載している「地域資源ブック」などによる全般的な制度案内の充実に努めるとともに、ホームページを活用した迅速な情報提供など、様々な方法により制度の周知や普及を図ります。

○出前講座等を活用した啓発

地域の団体等の求めに応じ、市や地域包括支援センターの職員が地域に出向き、出前講座を開催します。あわせて、民生委員・児童委員等の協力を得ながら介護保険や福祉の制度の啓発を行います。

② 介護サービス事業者に関する情報の提供

介護サービス事業者に関する情報提供のために、厚生労働省が管理運営する「介護サービス情報公表システム」や、千葉県が管理運営する「ちば福祉ナビ」のリンクを市のホームページに掲載しています。

介護サービス情報公表システムや第三者評価の評価結果の有効活用のほか、各事業所の情報公開を進め、市民が希望に沿ったサービスを選択できるよう、サービス提供事業所の特色や、質の向上のための取組をわかりやすく情報提供します。

2 介護人材の確保と業務効率化

(1) 介護人材の確保と定着

介護人材の確保に向けて、介護支援専門員の資格取得に係る費用助成支援や介護職員初任者研修など研修受講の支援を行うとともに、外国人介護人材の活用について、先進事例の案内周知など、導入に向けて事業所を支援します。また、介護職員の離職防止のため、介護現場での悩み事やハラスメントに対し、地域包括支援センターや県等との連携により個別に対応し、働きやすい職場づくりに向けて取り組みます。あわせて、資格取得にかかる費用の助成について検討を進めるとともに、広報等を通じて介護の仕事のイメージ向上に努めます。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第8期計画			第9期計画		
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護職員初任者研修	修了者数 (人)	—	—	—	24	24	24
介護支援専門員等 資格取得補助	補助者数 (人)	—	—	—	8	8	8

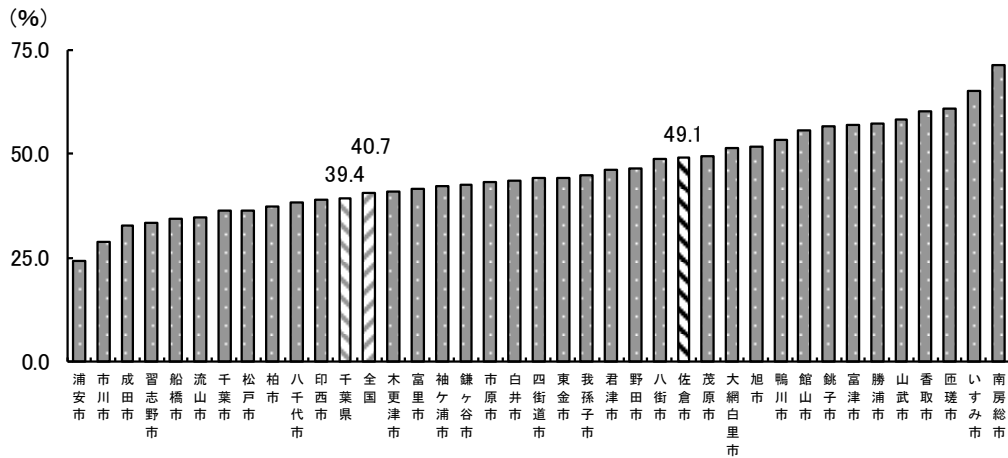
(2) 介護現場の生産性向上

介護現場の生産性向上に資するため、特別養護老人ホーム等介護施設等における介護ロボット・ICT（情報通信技術）の活用等による業務効率化や労働負担の軽減の検討を進め、介護現場の職場環境の改善を図ります。また、指定申請等、サービスの認可に係る届出などの手続きの簡素化や利便性の向上を図るため、電子申請による受付制度の開始など、国や他自治体と歩調を合わせ、随時見直しを進めます。

第Ⅲ部
介護保険
サービス量と
介護保険料

② 高齢者を含む世帯の割合

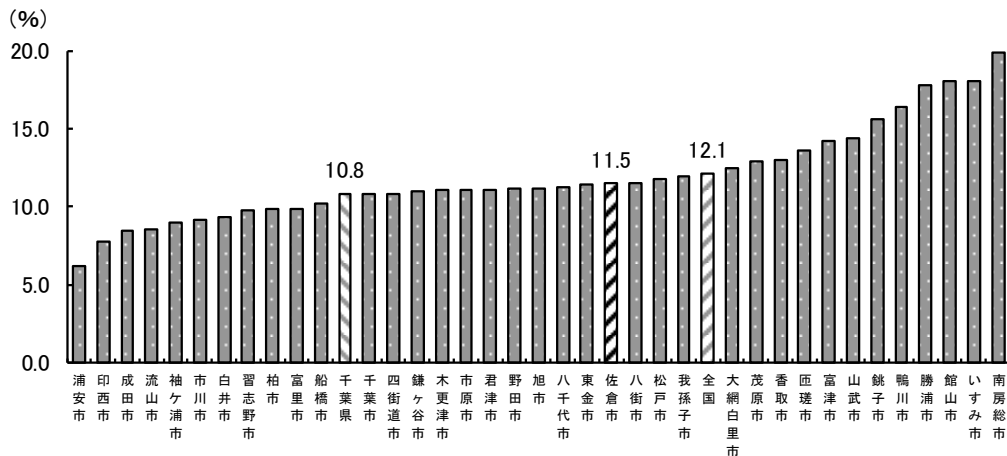
佐倉市は、全国・千葉県と比較し、高齢者を含む世帯の割合が高い傾向となっています。



出典：厚生労働省「見える化」システム A6-a. 高齢者を含む世帯の割合
令和2年（2020年）時点

③ 高齢者独居世帯の割合

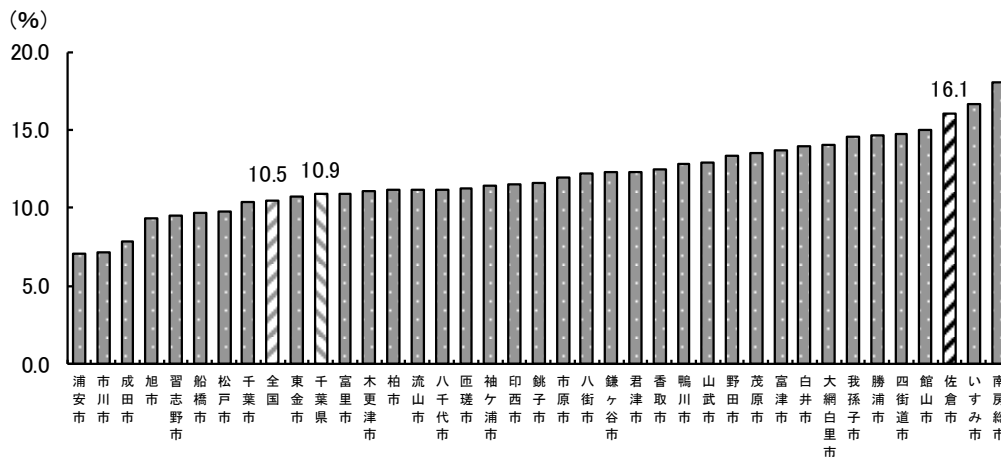
佐倉市の高齢者独居世帯数は8,046世帯です。全国と比較して、高齢者独居世帯の割合は低い傾向となっています。



出典：厚生労働省「見える化」システム A7-a. 高齢者独居世帯の割合
令和2年（2020年）時点

④ 高齢者夫婦世帯の割合

佐倉市の高齢者夫婦世帯数は11,296世帯です。全国・千葉県と比較して、高齢者夫婦世帯の割合は高い傾向となっています。



出典：厚生労働省「見える化」システム A8-a. 高齢者夫婦世帯の割合
令和2年（2020年）時点

【考察】

高齢化率は、全国や千葉県平均よりも高いものの、前期高齢者（65歳以上74歳未満）の割合が高いのが特徴です。また、高齢者夫婦世帯などの高齢者を含む世帯の割合が比較的多い状況といえます。

(2) 認定

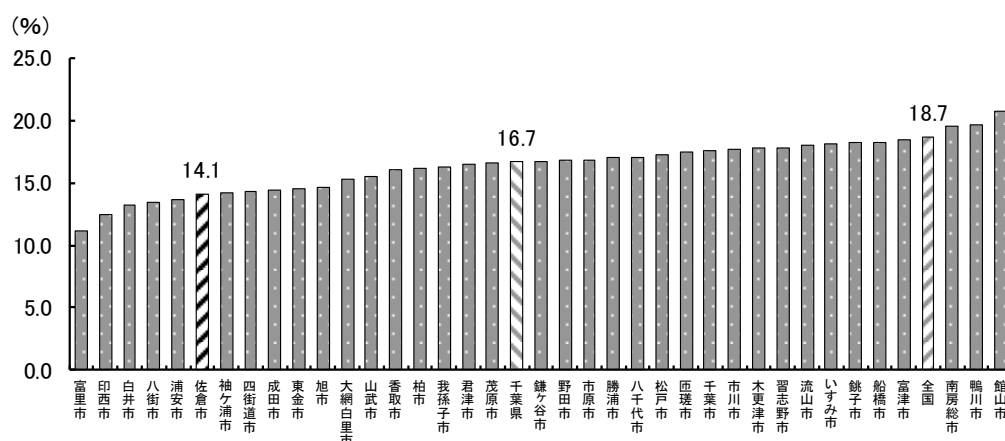
① 要介護（要支援）認定率

認定率は、全国・千葉県と比較して低い傾向となっています。令和4年度における佐倉市の認定率は、令和2年度と比較すると1.2ポイント上昇しています。

	佐倉市	千葉県	全国
令和2年（2020年）時点 認定率	14.1%	16.7%	18.7%
令和4年（2022年）時点 認定率	15.3%	17.4%	19.0%

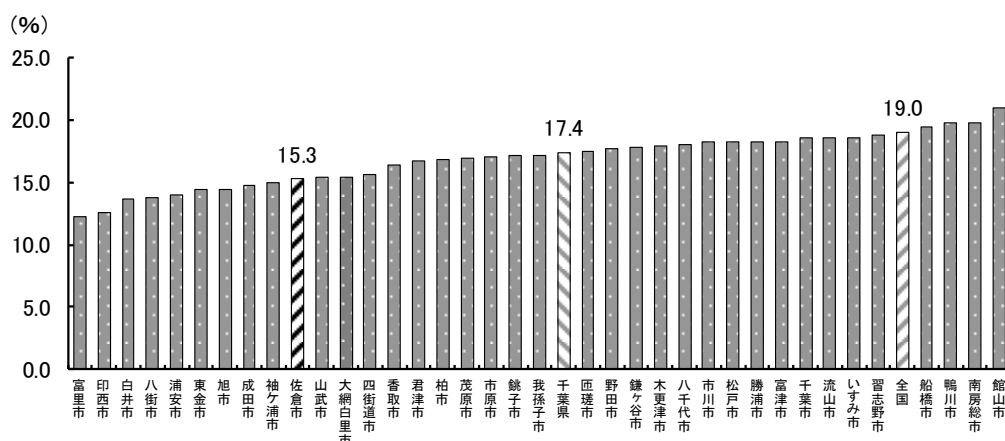
出典：厚生労働省「見える化」システム B4-a. 認定率

令和2年（2020年）時点 認定率



出典：厚生労働省「見える化」システム B4-a. 認定率

令和4年（2022年）時点 認定率



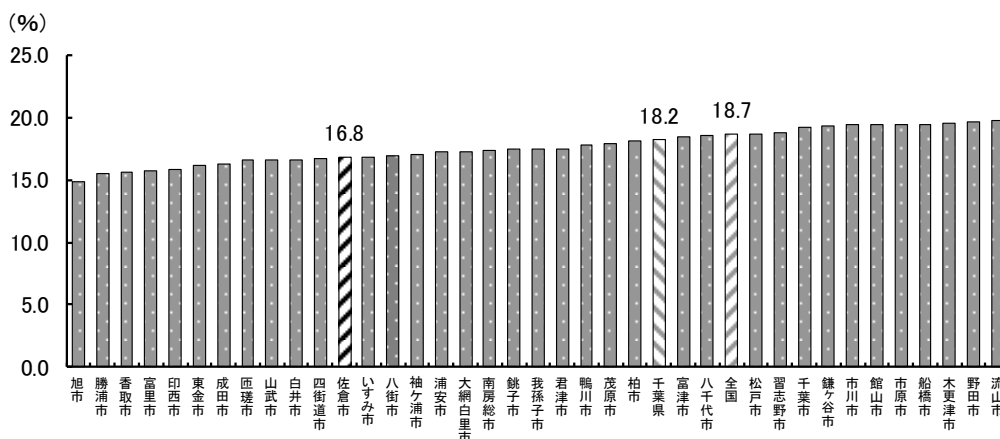
出典：厚生労働省「見える化」システム B4-a. 認定率

② 調整済み要介護（要支援）認定率

一般的に後期高齢者の認定率は、前期高齢者のそれよりも高くなるので、大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率である調整済み認定率を用いて比較します。

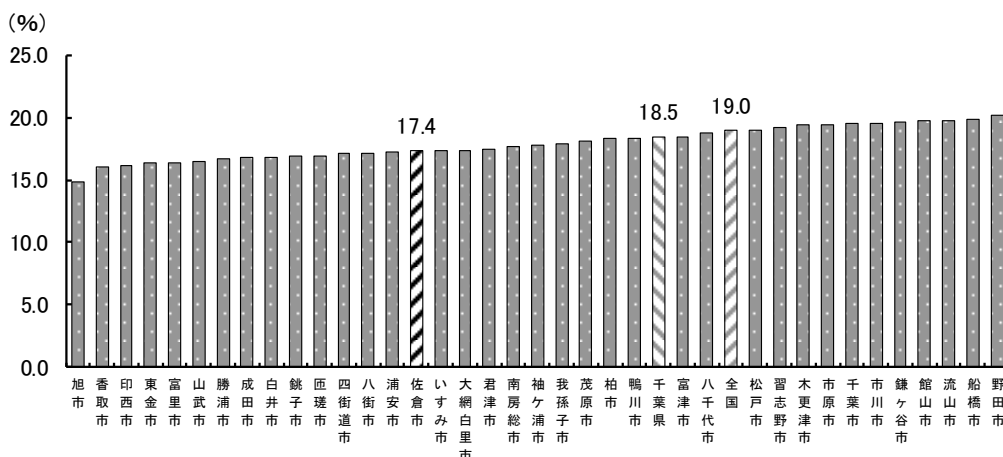
調整済み認定率も、全国・千葉県と比較して低い傾向となっていますが、令和2年度に比べ、令和4年度は0.6ポイント上昇しています。

令和2年（2020年）時点 認定率



出典：厚生労働省「見える化」システム B5-a. 調整済み要介護（要支援）認定率

令和4年（2022年）時点 認定率



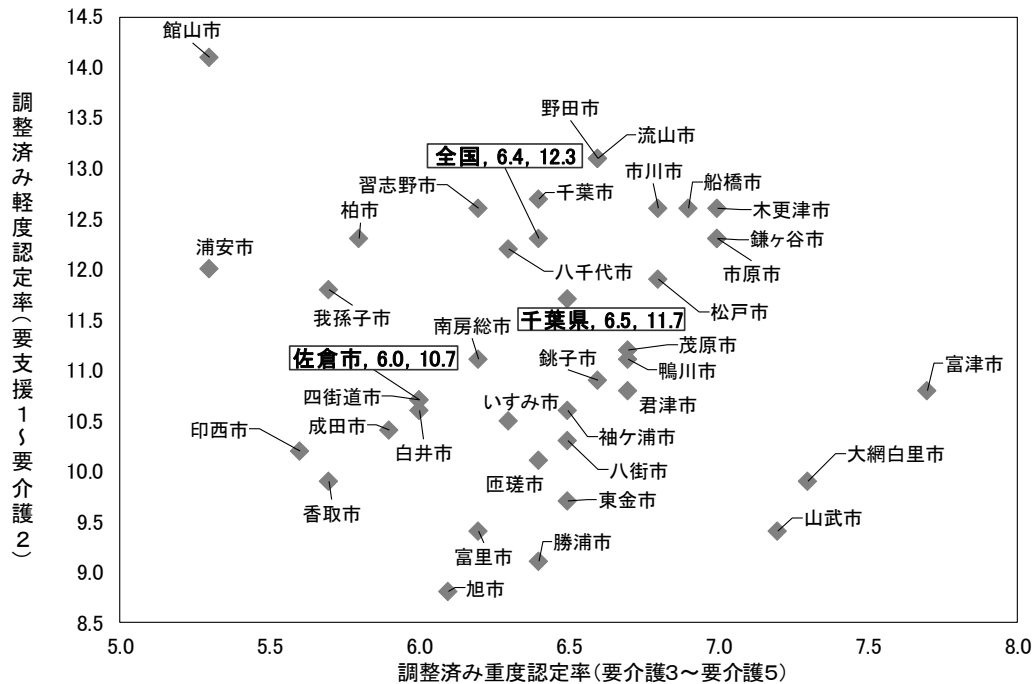
出典：厚生労働省「見える化」システム B5-a. 調整済み要介護（要支援）認定率

③ 調整済み重度認定率・軽度認定率の分布

横軸の「重度認定率」は、要介護3以上の認定者の人数を第1号被保険者の人数で除した値、縦軸の「軽度認定率」は、要支援1～要介護2の認定者の人数を第1号被保険者の人数で除した値を表しています。

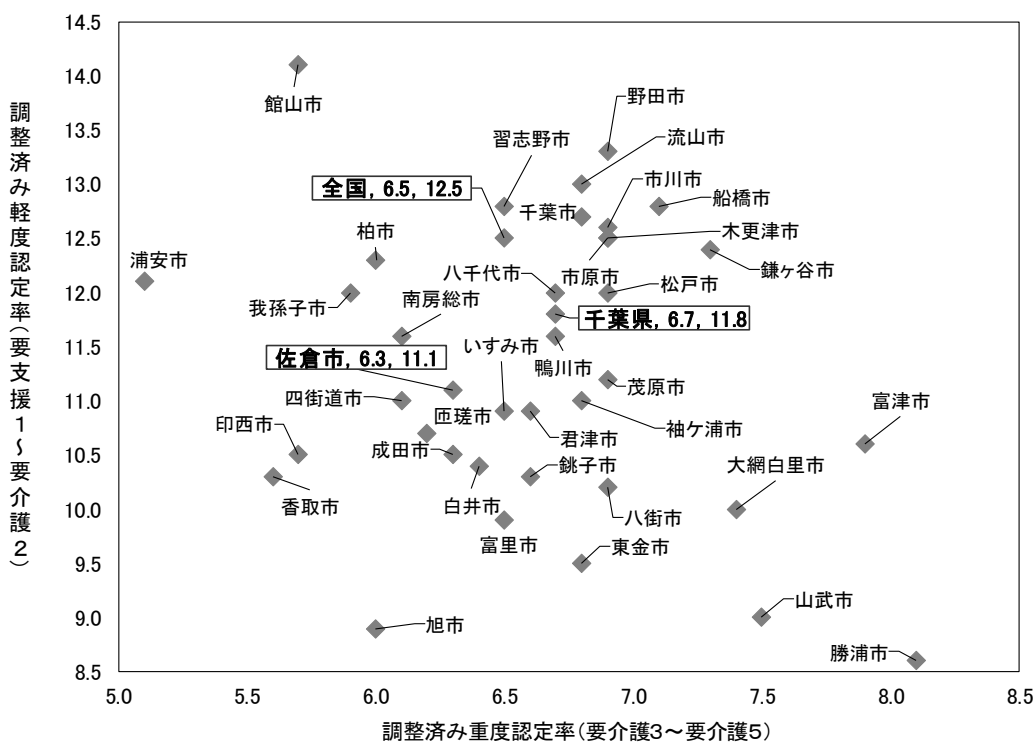
調整済みの軽度認定率と重度認定率は、全国・千葉県と比較して低い傾向となっています。

令和2年（2020年）時点 認定率



出典：厚生労働省「見える化」システム B6. 調整済み重度認定率・軽度認定率の分布

令和4年（2022年）時点 認定率



出典：厚生労働省「見える化」システム B6. 調整済み重度認定率・軽度認定率の分布

考 察

佐倉市の認定率は、県内では 37 市中 10 番目に低いものです。これは、高齢者のうち後期高齢者の割合が千葉県と比較して若干低いことと、市の健康づくり・介護予防活動への取組や個々の高齢者の積極的な社会参加等の要因が、複合的に重なった結果と推察されます。

2 被保険者数と要支援・要介護認定者数の推計

(1) 被保険者数の推計

単位：人

区分	実績			推計			
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
総人口	172,478	171,571	170,508	167,084	165,228	163,298	130,434
第1号被保険者 (65歳以上)	56,431	56,911	56,949	56,447	56,237	55,978	52,968
65～74歳	28,553	27,139	25,616	23,729	22,605	21,707	23,979
75歳以上	27,878	29,772	31,333	32,718	33,632	34,271	28,989
第2号被保険者 (40～64歳)	58,321	58,125	57,958	57,544	57,182	56,757	40,767

資料：実績値は住民基本台帳（各年9月末現在）

推計値は住民基本台帳人口によるコーホート変化率法で算出

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

単位：人

区分	実績			推計			
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	1,350	1,397	1,510	1,553	1,573	1,615	1,921
要支援2	1,557	1,623	1,663	1,754	1,831	1,901	2,248
要介護1	1,267	1,459	1,464	1,651	1,745	1,822	2,342
要介護2	1,191	1,232	1,279	1,319	1,351	1,401	1,807
要介護3	982	1,063	1,073	1,156	1,229	1,275	1,716
要介護4	1,192	1,236	1,330	1,382	1,438	1,511	2,187
要介護5	764	851	854	947	1,017	1,059	1,405
計	8,303	8,861	9,173	9,762	10,184	10,584	13,626

資料：実績値は介護保険事業状況報告の各年度9月分

推計値は厚生労働省「見える化」システムを活用して算出

3 介護保険サービス等の見込み

介護保険で利用可能なサービスの一覧は次のとおりです。

サービス種別		介護給付 要介護1～5	予防給付 要支援1・2
(1) 居宅サービス	① 訪問介護	○	
	② 訪問入浴介護	○	○
	③ 訪問看護	○	○
	④ 訪問リハビリテーション	○	○
	⑤ 居宅療養管理指導	○	○
	⑥ 通所介護	○	
	⑦ 通所リハビリテーション	○	○
	⑧ 短期入所生活介護	○	○
	⑨ 短期入所療養介護	○	○
	⑩ 福祉用具貸与	○	○
	⑪ 特定福祉用具購入費	○	○
	⑫ 住宅改修	○	○
	⑬ 特定施設入居者生活介護	○	○
(2) 地域密着型 サービス	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	
	② 夜間対応型訪問介護	○	
	③ 認知症対応型通所介護	○	○
	④ 小規模多機能型居宅介護	○	○
	⑤ 認知症対応型共同生活介護	○	○ 要支援2のみ
	⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護	○	
	⑦ 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	○	
	⑧ 看護小規模多機能型居宅介護	○	
	⑨ 地域密着型通所介護	○	
(3) 施設サービス	① 介護老人福祉施設	○	
	② 介護老人保健施設	○	
	③ 介護医療院	○	
(4) 居宅介護支援	○	○	

(1) 居宅サービス・居宅介護予防サービス

① 訪問介護

ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	回/月	23,887	25,398	27,069	30,396	32,540	33,444	43,059
	人/月	940	1,010	1,090	1,205	1,276	1,316	1,699

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護職員に居宅を訪問してもらい、浴槽の提供を受けての介護を受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	回/月	427	471	442	519	576	585	727
	人/月	82	95	89	102	113	115	144
予防給付	回/月	2	4	1	8	8	8	8
	人/月	1	1	1	2	2	2	2

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

疾患などを抱えている人が、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	回/月	5,582	6,529	7,749	8,537	9,075	9,299	11,997
	人/月	499	585	687	761	806	827	1,071
予防給付	回/月	1,622	1,733	1,868	1,980	2,051	2,119	2,509
	人/月	173	183	198	208	215	222	263

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に居宅を訪問してもらい、リハビリテーションを受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	回/月	1,053	1,126	956	985	1,092	1,092	1,432
	人/月	70	74	62	65	72	72	95
予防給付	回/月	350	322	472	501	519	536	639
	人/月	25	24	30	32	33	34	41

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導を受けるものです。

項目		第8期実績		第8期見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	人/月	1,056	1,218	1,379	1,528	1,634	1,687	2,173
予防給付	人/月	178	190	168	176	181	188	222

⑥ 通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練を日帰りで受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	回/月	12,620	13,621	15,045	16,340	17,315	17,881	23,160
	人/月	1,211	1,329	1,431	1,571	1,663	1,718	2,221

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	回/月	2,941	2,563	2,708	2,889	3,058	3,141	4,074
	人/月	311	281	285	311	329	338	439
予防給付	人/月	70	57	48	52	53	55	65

⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期入所して、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスです。

項目	第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)	
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)		
介護給付	回/月	4,805	4,987	5,364	5,995	6,358	6,435	8,413
	人/月	383	386	417	460	487	493	643
予防給付	回/月	85	67	59	63	63	68	77
	人/月	15	13	13	14	14	15	17

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期入所して、医学的な管理のもとに医療・介護・機能訓練を受けるサービスです。

項目	第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)	
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)		
介護給付	回/月	140	147	172	205	195	187	264
	人/月	17	19	30	34	33	31	42
予防給付	回/月	7	10	3	5	5	5	5
	人/月	1	1	1	1	1	1	1

⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

居宅において自立した日常生活を営むことを助けるための福祉用具を貸与するサービスです。

項目	第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)	
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)		
介護給付	人/月	1,791	1,959	2,158	2,367	2,519	2,604	3,364
予防給付	人/月	865	873	830	868	898	930	1,102

⑪ 特定福祉用具・特定介護予防福祉用具販売

入浴や排せつなどに使用する福祉用具の購入費を支給するものです。

項目	第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)	
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)		
介護給付	人/月	32	33	35	38	41	43	55
予防給付	人/月	17	18	19	20	20	21	25

⑫ 住宅改修・介護予防住宅改修

手すりの取付けや段差解消などの小規模な住宅改修費を支給するものです。

項目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	人/月	25	29	37	34	36	39	49
予防給付	人/月	27	24	34	37	38	39	47

⑬ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者が、日常生活上の支援や介護を受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	人/月	358	387	414	444	466	485	650
予防給付	人/月	102	102	82	85	89	92	108

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

介護サービスの利用者が、居宅（介護予防）サービスを適切に利用できるように居宅介護サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成と調整、事業所との連絡などの支援を受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	人/月	2,833	3,040	3,274	3,599	3,822	3,959	5,109
予防給付	人/月	1,006	1,013	975	1,020	1,054	1,091	1,293

(2) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの介護や看護、緊急時の対応などを受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	人/月	9	7	6	7	13	16	16

② 夜間対応型訪問介護

巡回や通報システムによる夜間専門の訪問介護を受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	人/月	0	0	0	0	0	0	0

③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人が、通所介護施設に通い、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の世話や機能訓練などの介護を受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	回/月	351	396	413	475	544	544	695
	人/月	31	35	39	42	48	48	61
予防給付	回/月	1	0	0	0	0	0	0
	人/月	1	0	0	0	0	0	0

④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問サービスや泊まりサービスを組み合わせ、一つの事業所で入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練などを受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	人/月	17	13	11	11	14	27	31
予防給付	人/月	3	2	3	4	4	6	6

⑤ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の人が、共同生活をする住居で、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の世話や機能訓練などを受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	人/月	159	161	159	159	162	177	247
予防給付	人/月	1	1	0	0	0	0	0

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの特定施設のうち、入居定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人が、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の世話や機能訓練などを受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	人/月	21	19	24	25	26	27	36

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の世話や機能訓練などを受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	人/月	47	46	49	49	49	73	80

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊・看護を一つの事業所で受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	人/月	27	31	23	27	44	63	66

⑨ 地域密着型通所介護

利用定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	回/月	5,560	5,816	6,155	6,789	7,190	7,463	9,613
	人/月	515	557	621	682	721	749	965

(3) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護を受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	人/月	827	842	852	852	872	930	1,380

② 介護老人保健施設

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	人/月	408	413	432	432	432	432	686

③ 介護医療院

急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人が、療養上の管理や機能訓練等の必要な医療、医学的管理下の介護等を受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	人/月	11	13	11	11	11	11	19

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業

従来の専門的なサービスに加え、住民等の多様な主体による地域の支え合い体制づくりや要支援者等の要介護状態等の予防又は軽減もしくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施するものです。

項 目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護予防支援	人/月	58	60	62	61	60	59	46
訪問型 サービス	件/月	40	39	36	35	35	35	30
通所型 サービス	件/月	76	83	87	89	92	94	137

4 施設整備計画

地域包括ケアシステムの推進に向けて、サービス利用見込量を勘案する中で、各施設の整備を推進します。

項目			第8期末時の 整備見込み数	第9期の 整備目標数	第9期末時の 整備見込み数
施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数(施設)	10	1(1)	11
		定員(床)	958	110	1068
	介護老人保健施設	施設数(施設)	4	—	4
		定員(床)	476	—	476
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	施設数(か所)	—	1	1
		夜間対応型訪問介護	施設数(か所)	—	—
	小規模多機能型居宅介護	定員(人)	—	—	—
		施設数(か所)	1	1	2
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	定員(人)	29	29	58
		施設数(施設)	10	1(1)	11
	地域密着型特定施設入居者 生活介護	定員(床)	177	21	198
		施設数(施設)	1	—	1
	地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護 (特別養護老人ホーム)	定員(床)	27	—	27
		施設数(施設)	2	1	3
看護小規模多機能型居宅 介護	定員(床)	49	29	78	
	施設数(施設)	1	2	3	
その他	特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム等)	定員(床)	29	58	87
		施設数(施設)	7	—	7
	住宅型有料老人ホーム	定員(床)	832	—	832
		施設数(施設)	4	—	4
	サービス付き高齢者向け住宅	定員(人)	179	—	179
		施設数(施設)	7	—	7
定員(人)	190	—	190		

- ◆ 「第9期の整備目標数」において、「介護老人福祉施設(10床)」「認知症対応型共同生活介護(3床)」は既存施設での改修を、「介護老人福祉施設(100床)」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「看護小規模多機能型居宅介護」3施設は第8期計画の繰越事業を、それぞれ見込んでいます。



介護保険事業費と介護保険料

1 介護サービス見込量及び介護保険料の算定手順

第9期の第1号被保険者の介護保険料は、前章までの各種推計値や中長期的な見込みに基づいて、今後、介護保険制度を運用するために必要な費用を算出して決定します。

① 高齢者人口の推計

・住民基本台帳人口をもとに、人口推計を行い、将来の第1号被保険者数を算出します。



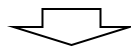
② 要支援・要介護認定者数の推計

・現在までの認定者数・認定率の推移等をもとに、そこから認定者数を推計します。



③ 各サービス利用者数の推計

・現在の利用をもとに、各サービスの利用者数を推計します。あわせて施設の新設等、市の施策や需要動向を勘案して利用者数・利用率を補正して、将来のサービスごとの推計値を求めます。



④ 保険給付費・地域支援事業費の推計

・令和6～8年度までの必要とされる給付費を算定します。あわせて補足給付費や高額介護サービス費等、地域支援事業費の算出を行い、加算して、総事業費を求めます。



⑤ 保険料基準額の算定

・④の費用に対して、第1号被保険者の負担割合（23%）を乗じることで、計算上の介護保険料基準額を算出し、介護給付費等準備基金や保険者機能強化推進交付金等の見込額を踏まえ、保険料基準額を算定します。

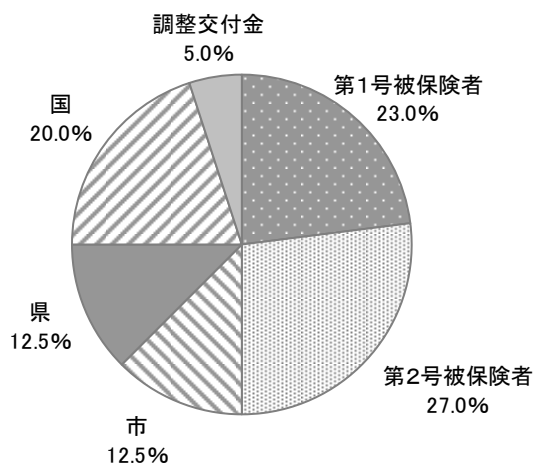
2 介護保険の財源内訳

介護保険給付費は、50%を公費（国、県、市）、50%を保険料で負担します。第9期計画期間においては、第1号被保険者（65歳以上の人）の負担割合は、23%になります。

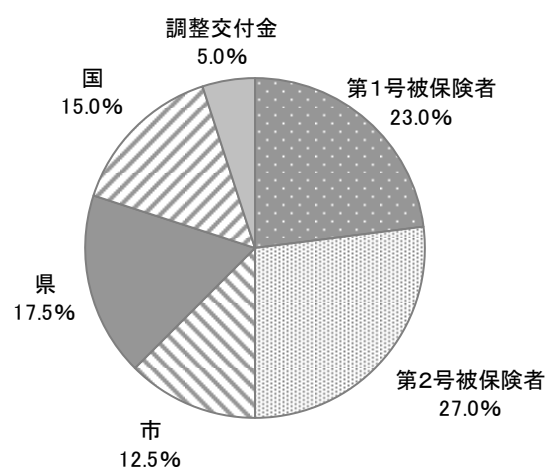
地域支援事業の包括的支援事業・任意事業については、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）の負担がなく、77%を公費、23%を第1号被保険者の保険料による財源で構成されます。

○介護保険法で定められる基本的な介護保険の財源構成

【居宅サービス分】

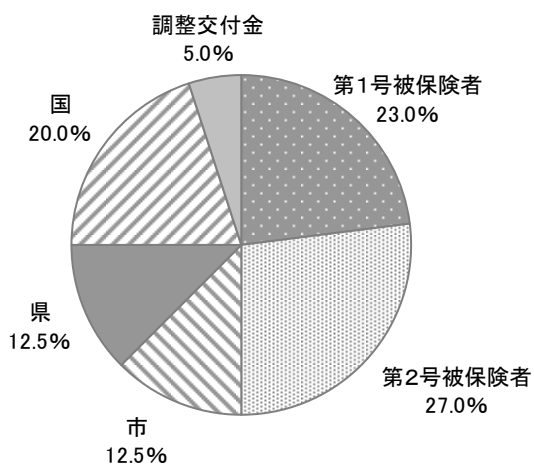


【施設サービス分】

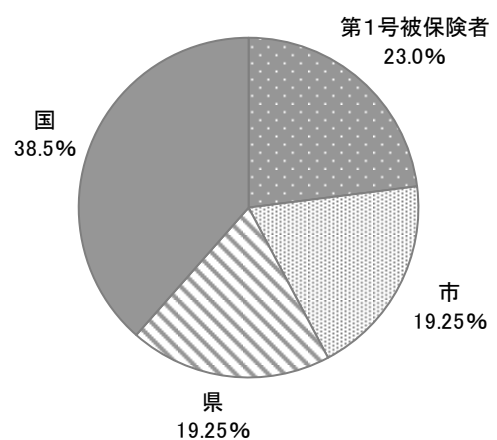


○介護保険法で定められる基本的な地域支援事業の財源構成

【介護予防・日常生活支援総合事業】



【包括的支援事業、任意事業】



3 介護保険給付費見込額

本計画期間における介護サービス給付費の見込み額は、次のとおりとなります。

○居宅介護・地域支援密着型介護・施設介護サービス給付費の見込み

単位：千円/年

区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 居宅サービス				
訪問介護	1,165,945	1,248,584	1,283,646	1,652,231
訪問入浴介護	81,866	91,094	92,408	114,935
訪問看護	423,057	451,120	462,112	594,454
訪問リハビリテーション	37,782	41,913	41,913	55,055
居宅療養管理指導	230,060	246,321	254,303	327,267
通所介護	1,689,048	1,796,686	1,853,920	2,404,252
通所リハビリテーション	374,792	398,202	408,374	530,222
短期入所生活介護	665,975	708,181	716,420	936,200
短期入所療養介護(老健)	29,904	28,489	27,180	38,192
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
福祉用具貸与	446,276	477,630	492,532	635,841
特定福祉用具購入費	15,174	16,396	17,180	21,955
住宅改修	40,499	42,636	46,575	58,492
特定施設入居者生活介護	1,079,765	1,135,298	1,181,633	1,589,014
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	12,900	25,327	30,543	30,543
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	74,584	85,759	85,759	109,740
小規模多機能型居宅介護	25,586	33,016	62,529	70,557
認知症対応型共同生活介護	524,990	535,722	585,535	817,021
地域密着型特定施設入居者生活介護	66,715	69,455	72,124	96,130
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	190,668	190,910	285,225	311,678
看護小規模多機能型居宅介護	115,219	188,467	271,167	286,112
地域密着型通所介護	666,740	708,846	734,883	947,396
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	2,937,954	3,010,814	3,211,624	4,772,681
介護老人保健施設	1,567,927	1,569,911	1,569,911	2,499,443
介護医療院	48,740	48,802	48,802	84,048
居宅介護支援	685,722	730,453	756,196	977,141
合計	13,197,888	13,880,032	14,592,494	19,960,600

○介護予防・地域密着型介護予防サービス給付費の見込み

単位：千円/年

区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	961	962	962	962
介護予防訪問看護	78,282	81,186	83,890	99,305
介護予防訪問リハビリテーション	17,701	18,340	18,956	22,604
介護予防居宅療養管理指導	23,884	24,592	25,543	30,163
介護予防通所リハビリテーション	23,833	24,390	25,443	29,955
介護予防短期入所生活介護	5,539	5,546	5,966	6,805
介護予防短期入所療養介護(老健)	693	694	694	694
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	74,703	77,397	80,192	95,002
特定介護予防福祉用具購入費	6,716	6,716	7,061	8,380
介護予防住宅改修	46,256	47,568	48,753	58,741
介護予防特定施設入居者生活介護	83,720	88,127	91,233	106,995
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,272	2,275	3,413	3,413
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	61,085	63,195	65,412	77,524
合計	425,645	440,988	457,518	540,543

○総給付費の見込み

単位：千円/年

区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
在宅サービス	7,123,054	7,671,981	8,003,925	10,224,133
居住系サービス	1,755,190	1,828,602	1,930,525	2,609,160
施設サービス	4,745,289	4,820,437	5,115,562	7,667,850
合計	13,623,533	14,321,020	15,050,012	20,501,143

4 保険料必要額の算定

○標準給付費の見込み

単位：千円/年

区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
総給付費	13,623,533	14,321,020	15,050,012	20,501,143
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	339,545	354,671	368,602	467,347
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	360,436	376,564	391,354	495,060
高額医療合算介護サービス費等給付額	53,548	55,863	58,056	74,743
算定対象審査支払手数料	10,847	11,316	11,761	15,141
合計	14,387,909	15,119,434	15,879,785	21,553,434

○地域支援事業費の見込み

単位：千円/年

区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防・日常生活支援総合 事業費	502,640	506,344	510,603	472,765
包括的支援事業（地域包括支援 センターの運営）及び任意事業費	268,727	281,565	295,080	269,700
包括的支援事業（社会保障充実 分）	50,494	52,067	53,814	49,100
合計	821,861	839,976	859,497	791,565

○市町村特別給付費等の見込み

単位：千円/年

区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
紙おむつ等購入助成事業	34,531	36,024	37,439	48,200
合計	34,531	36,024	37,439	48,200

単位：円

項目	計算式	合計
① 標準給付費		45,387,128,037
② 地域支援事業費		2,521,334,000
③ 市町村特別給付費等		107,994,425
④ 第1号被保険者負担相当額	$(① + ②) \times 23\%$	11,018,946,269
⑤ 調整交付金相当額	$(① + \text{介護予防・日常生活総合事業費}) \times 5\%$	2,345,335,752
⑥ 調整交付金見込額	(今後見込割合により変動)	733,054,000
⑦ 財政安定化基金拠出金見込額		—
⑧ 財政安定化基金償還金		—
⑨ 介護給付費等準備基金取崩額		1,024,000,000
⑩ 保険者機能強化推進交付金等見込額		129,561,000
⑪ 第9期保険料収納必要額	$③ + ④ + ⑤ - ⑥ + ⑦ + ⑧ - ⑨ - ⑩$ (端数調整)	11,585,661,445
⑫ 予定保険料収納率		97.30%
⑬ 所得段階別加入割合補正後被保険者数	各所得段階別見込人数 \times 各所得段階別保険料率	187,216 人
⑭ 年額保険料基準額	$⑪ \div ⑫ \div ⑬$ (100円未満四捨五入)	63,600
⑮ 月額保険料基準額	$⑭ \div 12$	5,300

5 第1号被保険者の介護保険料

(1) 保険料の算出

介護保険事業費総見込額（標準給付費見込額と地域支援事業費見込額）の23%に、国の調整交付金相当額（標準給付費見込額等の5%）から実際の交付見込額を差し引いた分を加えるなど、所要の項目から3年間の保険料収納必要額を算定します。

保険料収納必要額を予定保険料収納率で割った保険料必要額を、所得段階を考慮して補正した3年間の被保険者数で割り、さらに12か月で割って求めた額が、第1号被保険者の保険料の基準月額となります。

なお、第1号被保険者の認定者数の増加等による上昇が見込まれる介護保険事業費の財源となる、保険料負担の増加を抑制するために、第8期計画までの介護給付費等準備基金から「約10億2千万円」を取り崩すことにより、第9期（令和6～8年度）計画における第1号被保険者の1人当たり保険料基準額は 月額5,300円、年額63,600円としました。

「保険料基準月額の推移」

期・年度		介護保険料基準額 (月額)
第1期計画期間	(平成12～14年度)	2,911円
第2期計画期間	(平成15～17年度)	2,911円
第3期計画期間	(平成18～20年度)	3,711円
第4期計画期間	(平成21～23年度)	3,850円
第5期計画期間	(平成24～26年度)	4,700円
第6期計画期間	(平成27～29年度)	4,700円
第7期計画期間	(平成30～令和2年度)	4,500円
第8期計画期間	(令和3～5年度)	4,950円
第9期計画期間	(令和6～8年度)	5,300円 (基金未投入の場合 5,769円)

●第9期計画策定段階における今後の保険料基準額（月額）の推計

期（年度）	基金投入前 保険料推計額	基金投入試算額	基金投入後 保険料推計額
第10期（令和9～11年度）	6,274円	9.5億円	5,839円
第11期（令和12～14年度）	6,610円	5.3億円	6,367円
第12期（令和15～17年度）	7,319円	—	7,319円
第13期（令和18～20年度）	7,499円	—	7,499円
第14期（令和21～23年度）	7,769円	—	7,769円

(2) 第1号被保険者の保険料の段階

国において、第9期における保険料の所得段階（標準段階数）、標準乗率、公費軽減割合、基準所得金額等の見直しを行いました。

佐倉市においても、国の標準による保険料段階設定に準じることを基本に、被保険者の負担能力に応じた設定とします。

具体的には、第8期計画における10段階の設定を、第9期計画においては国の標準段階に合わせて、以下のとおり13段階に細分化します。

各段階の保険料は、第5段階を基準額として、これに乗率を掛けた金額となります。

なお、介護保険料については、平成27年4月から消費税を財源とする公費を活用した低所得者の保険料の軽減を行っており、第9期計画においても引き続き継続します。

所得段階			対象者	乗率	保険料年額
第1段階	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税	・生活保護受給者、または世帯員全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	0.285	18,100円
第2段階			本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下	0.485	30,800円
第3段階			本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える	0.685	43,600円
第4段階		同世帯に市民税課税者がいる	本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	0.9	57,200円
第5段階			本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える	1.0	63,600円
第6段階	本人が市民税課税	本人の前年中の合計所得金額が120万円未満		1.2	76,300円
第7段階		本人の前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満		1.3	82,700円
第8段階		本人の前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満		1.5	95,400円
第9段階		本人の前年中の合計所得金額が320万円以上420万円未満		1.7	108,100円
第10段階		本人の前年中の合計所得金額が420万円以上520万円未満		1.9	120,800円
第11段階		本人の前年中の合計所得金額が520万円以上620万円未満		2.1	133,600円
第12段階		本人の前年中の合計所得金額が620万円以上720万円未満		2.3	146,300円
第13段階		本人の前年中の合計所得金額が720万円以上		2.4	152,600円

＜ 第8期・第9期の保険料段階・保険料率の比較 ＞

【改正前】 第8期 令和3年度～令和5年度（10段階設定）				【改正後】 第9期 令和6年度～令和8年度（13段階設定）			
所得段階	対象者	基準月額（円）	月額保険料（円）	基準月額（円）	月額保険料（円）	基準額にかけ乗率	年額保険料（円）
第1段階	・生活保護を受けている ・本人の前年中の合計所得金額＋ 課税年金収入額が80万円以下 ・老齢福祉年金の受給者	80万円超 120万円以下	1,485	5,300	1,511	0.285	18,100
第2段階			2,475				
第3段階	本人の前年中の 合計所得金額	120万円超	3,465	5,300	3,631	0.685	43,600
第4段階			4,455				
第5段階	課税年金収入額	80万円超	4,950	5,300	5,300	1.0	63,600
第6段階			5,940				
第7段階	本人の前年中の 合計所得金額	120万円未満 120万円以上 210万円未満	6,435	5,300	6,890	1.3	82,700
第8段階			7,425				
第9段階	本人の前年中の 合計所得金額	210万円以上 320万円未満	8,415	5,300	9,010	1.7	108,100
第10段階			9,405				
第11段階	本人の前年中の 合計所得金額	420万円以上 520万円未満	112,900	5,300	11,130	2.1	133,600
第12段階			112,900				
第13段階	112,900	720万円以上	12,720	5,300	12,720	2.4	152,600

◆第1段階から第3段階においては、公費による低所得者保険料軽減後の引き下げられた乗率となっております。



資料1 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)[部分]

第三章の二 老人福祉計画

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。

3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項の老人福祉事業の量の確保のための方策に関する事項

二 老人福祉事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上のために講ずる都道府県と連携した措置に関する事項

4 市町村は、第二項の目標(老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。)を定めるに当たっては、介護保険法第百十七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み(同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。)並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。

5 厚生労働大臣は、市町村が第二項の目標(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。)を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。

6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

- 8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 9 市町村は、市町村老人福祉計画(第二項に規定する事項に係る部分に限る。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 10 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

資料2 介護保険法(平成9年法律第123号)[部分]

第七章 介護保険事業計画

(基本指針)

第百十六条 厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第三条第一項に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第二項第一号の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村介護保険事業計画及び第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
 - 三 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村介護保険事業計画)

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応

型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

二 各年度における地域支援事業の量の見込み

三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

四 前号に掲げる事項の目標に関する事項

3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策

三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計

四 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項

五 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(介護給付に係るものに限る。)の円滑な提供を図るための事業に関する事項

六 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(予防給付に係るものに限る。)の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

七 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、教育、地域づくり及び雇用に関する施策その他の関連施策との有機的な連携に関する事項その他の認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項

八 前項第一号の区域ごとの当該区域における老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出が行われている有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第七条第五項に規定する登録住宅(次条第三項第六号において「登録住宅」という。)のそれぞれの入居定員総数(特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文又は第五十三条第一項本文の指定を受けていないものに限る。次条第三項第六号において同じ。)

- 九 地域支援事業と高齢者保健事業及び国民健康保険保健事業の一体的な実施に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項
- 4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における人口構造の変化の見通し、要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第一百八条の二第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 7 市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。
- 8 市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。
- 9 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 12 市町村は、市町村介護保険事業計画(第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 13 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

資料3 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 佐倉市高齢者福祉・介護計画に基づく施策や事業の推進に当たり、効果的な運用を期するため、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会(以下「推進懇話会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この要綱において、「高齢者計画」とは、本市が定める老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)をいう。

(所掌事務)

第3条 推進懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者計画の策定及び変更に関して意見を述べること。
- (2) 高齢者計画に関する事業の進行管理及び点検評価に際して意見を述べること。
- (3) 地域包括支援センターの設置、運営等に関して意見を述べること。
- (4) 地域密着型介護サービス費の支給について意見を述べること。
- (5) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関して意見を述べること。
- (6) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準に関して意見を述べること。
- (7) 高齢者計画による施設の整備に当たり、施設の設置及び運営の主体として適当と認められる事業者を選考し、市長に報告すること。
- (8) 介護保険法第115条の48第2項の規定による支援体制に関する検討をすること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、高齢者計画に必要なこと。

(組織)

第4条 推進懇話会は、14人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、別表第1に掲げる者の中から市長が委嘱する。

3 前項に規定する委員のうち公募市民の委員は、市民の意見を反映するため、佐倉市内に1年以上在住する者を公募するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 推進懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総括し、推進懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 推進懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 推進懇話会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進懇話会は、必要があると認めるときは、関係する職員又は関係者に対し会議への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 推進懇話会の会議は、公開とする。ただし、特定の個人又は法人の情報に関して公開しないことが適当と議長が認める場合は、公開しないものとする。

2 推進懇話会の会議は、会議録を作成し、インターネットの佐倉市ホームページへの掲載により公開する。

(検討会の開催)

第9条 推進懇話会は、所掌事項の細部について調整等を行うため、必要に応じて次の検討会を開催できるものとし、その所掌事項は次の各号に掲げる検討会に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)高齢者福祉検討会 市町村老人福祉計画に関する事業の進行管理及び点検評価並びに調査研究に関すること。

(2)介護保険検討会 市町村介護保険事業計画に関する事業の進行管理及び点検評価並びに調査研究に関すること(第4号に定める事項を除く。)

(3)事業者選考検討会 高齢者計画に基づく施設の整備を伴うサービスを提供する事業者の選考に関すること。

(4)認知症対策検討会 介護保険法第5条の2第3項に規定する認知症に関する施策の総合的な推進に関すること。

2 前項第1号から第3号までに掲げる検討会の委員は、委員のうちから会長が選定する。

3 第1項第4号に掲げる検討会の委員は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 第5条の規定は検討会の任期について、第6条の規定は検討会の会長及び副会長について、第7条及び前条の規定は検討会の会議について準用する。

5 前項の規定にかかわらず、委員は、事業者選考検討会の会議において自己若しくはその親族又は自己と特に利害関係のある者に係る審議に加わることができない。

(委員謝礼金)

第10条 推進懇話会の委員謝礼金は、別表第2に掲げる額とする。ただし、検討会においては、いずれも同表の区分の欄に定める委員の謝礼金の額を適用する。

(事務局)

第11条 推進懇話会の庶務は、高齢者福祉担当課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進懇話会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月24日決裁 20佐高第596号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月15日決裁 25佐高第103号)

この要綱は、平成25年4月19日から施行する。

附 則(平成27年9月1日決裁 27佐高第758号)

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則(平成28年1月15日決裁 27佐高第1197号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和6年2月5日決裁 佐高第1008号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

推 進 懇 話 会	分野	選 出 区 分	定数14人
	医療	1 医師	1人
		2 歯科医師	1人
	福祉	3 社会福祉協議会	1人
		4 民生委員・児童委員	1人
		5 ボランティア団体	1人
		6 高齢者クラブ	1人
	介護	7 施設介護サービス事業者	1人
		8 在宅介護サービス事業者	1人
	市民	9 公募市民	5人
学識	10 学識経験者	1人	

別表第2(第10条関係)

区 分		謝礼金の額
推 進 懇 話 会	会 長	日額 8,100 円
	副会長	日額 7,600 円
	委 員	日額 7,600 円

資料4 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会委員名簿

(令和6年3月現在)

区分	選出区分	氏名	備考
医療	1 医師	岩淵 康雄	会長
	2 歯科医師	森本 功	
福祉	3 社会福祉協議会	鳴海 和久	副会長
	4 民生委員・児童委員	小川 美津子	
	5 ボランティア団体	田仲 知代	
	6 高齢者クラブ	川崎 順子	
介護	7 施設介護サービス事業者	大嶋 和俊	
	8 在宅介護サービス事業者	石原 隆広	
市民	9 公募市民	石原 茂樹	
		岡田 恭比呂	
		草場 孝志	
		千葉 憲司	
		根本 弘子	
学識	10 学識経験者	石川 雅俊	

(敬称略)

第 9 期佐倉市高齢者福祉・介護計画

発 行 令和6年3月

企画・編集 佐倉市 福祉部 高齢者福祉課 介護保険課

〒285-8501

千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地

電話 043 - 484 - 1111 (代表)

043 - 484 - 6243 (直通：高齢者福祉課)

043 - 484 - 6174 (直通：介護保険課)

E-Mail koureishafukushi@city.sakura.lg.jp (高齢者福祉課)

kaigohoken@city.sakura.lg.jp (介護保険課)